

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	京都市 介護保険事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都市は、介護保険事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

京都市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和8年2月13日

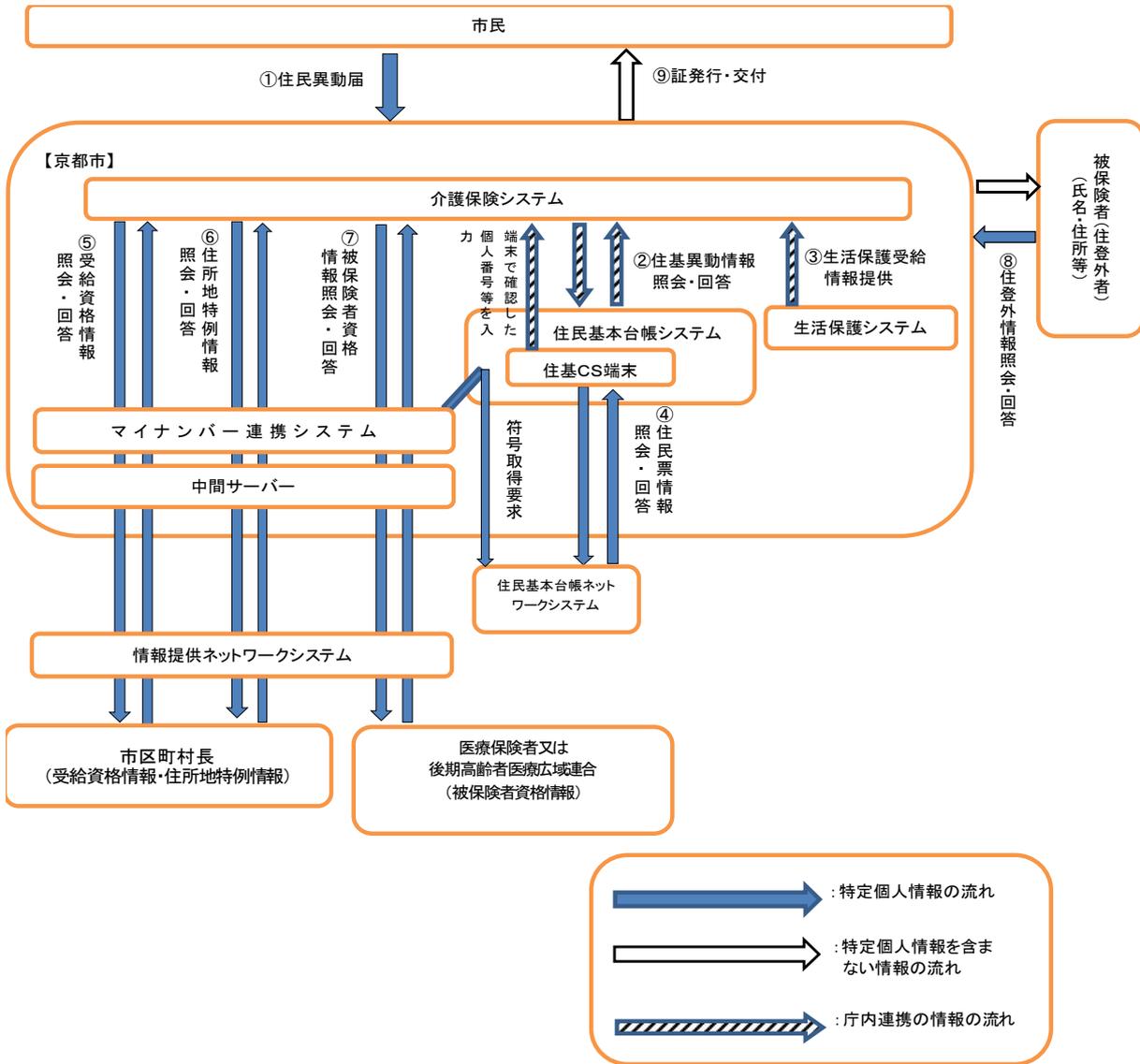
項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

3. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・他市町村からの転入者の場合、転入前の認定情報を継続させるため、転入前の市町村より受給資格証明書情報を把握する必要がある。 ・保険料賦課業務及び給付業務において、保険料や負担上限額を適切に算定するために、被保険者及び世帯員の課税状況、合計所得金額、公的年金等収入額、老齢福祉年金受給状況等を把握する必要がある。 ・保険料の還付及び給付費の支給事務において、公金受取口座を利用する旨の意思表示があった場合、公金受取口座情報を取得する必要がある。
②実現が期待されるメリット	<p>保険料の公平、公正な賦課と適正な給付により、被保険者の利便性向上が期待される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他市町村からの転入者の場合、転入前の市町村より特定個人情報を活用し、データで認定情報を把握することで、被保険者の転入前の認定情報を的確かつ効率的に把握することができる。 ・生活保護や老齢福祉年金の受給情報を把握することで、適切な保険料算定を行える。 ・他市町村からの転入者の場合、保険料の算定や給付限度額の判定のために、情報提供ネットワークシステムを用いて所得情報を把握することができるようになることで、利便性が向上し、効率的に事務を行うことが可能となる。 ・保険料の還付及び給付費の支給事務において、情報提供ネットワークシステムを用いて公金受取口座情報を把握することができるようになることで、利便性が向上し、効率的に事務を行うことが可能となる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表100の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という。)第2条の表 第2項、3項、7項、11項、15項、42項、56項、65項、69項、80項、83項、86項、87項、108項、115項、125項、128項、132項、144項、161項</p> <p>2 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第131項、132項</p>
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課
②所属長の役職名	介護ケア推進課長
8. 他の評価実施機関	
-	

(別添1) 事務の内容

介護保険資格に関する事務

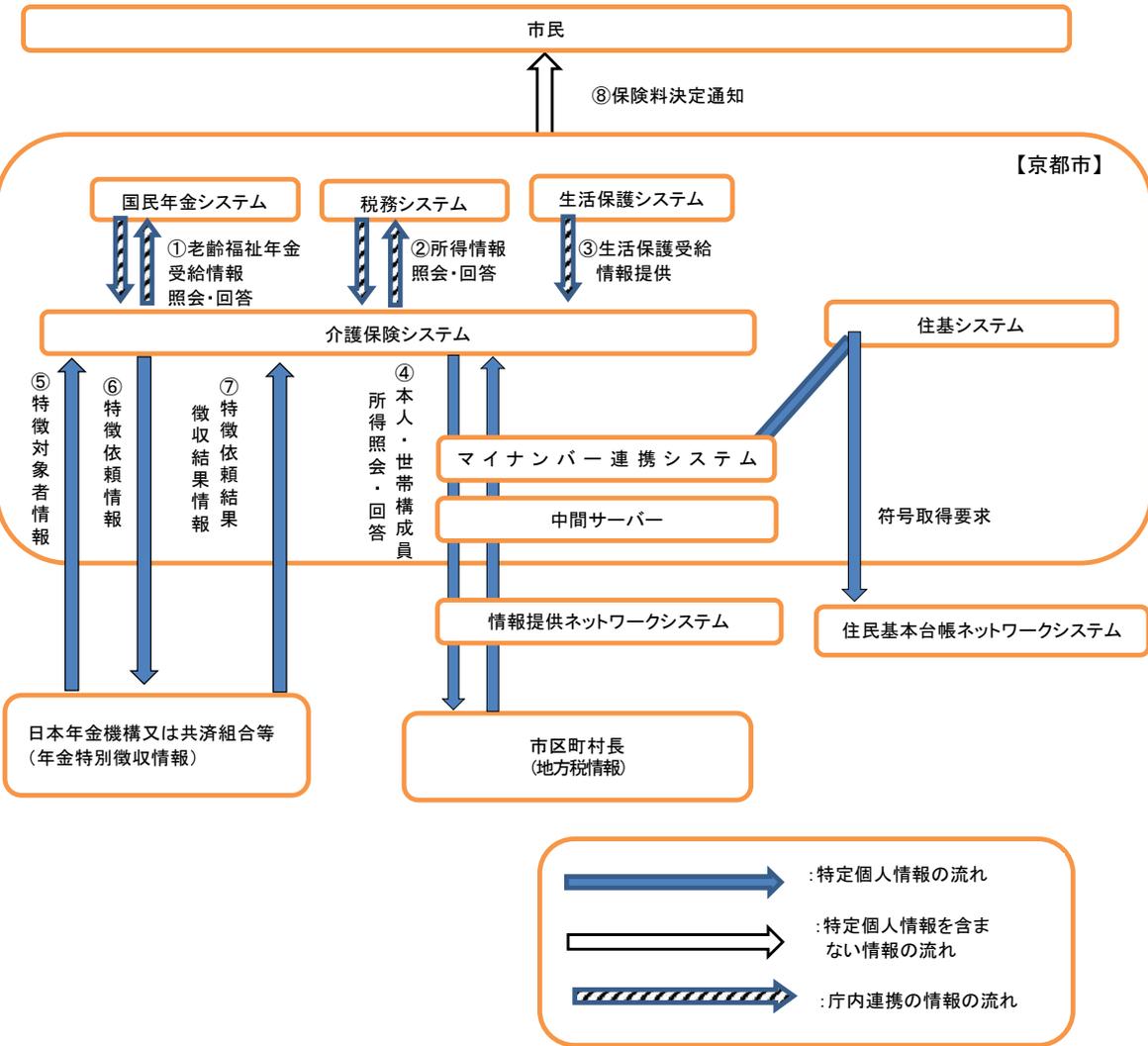


(備考)

＜住民異動届の受付＞

- ①被保険者から提出された住民異動届を受理する
- ＜本市住基システムへの照会・回答(内部連携)＞
- ②本市住基システムから住基異動情報の提供を受ける
- ＜本市生活保護システムからの情報提供(内部連携)＞
- ③本市生活保護システムから生活保護情報の提供を受ける
- ＜市区町村等への特定個人情報の照会・回答＞
- ④住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、住民票情報を得る
- ⑤他市区町村から、受給資格情報を照会し、回答を得る
- ⑥他市区町村から、住所地特例情報を照会し、回答を得る
- ＜医療保険者又は後期高齢者医療広域連合の特定個人情報の照会・回答＞
- ⑦医療保険者又は後期高齢者医療広域連合に対して、被保険者資格情報の照会を行い、回答を得る
- ＜住登外情報の照会・回答＞
- ⑧被保険者に住登外情報の照会を行い、回答を得る
- ＜被保険者証送付＞
- ⑨被保険者に対して、被保険者証を送付する

介護保険料賦課に関する事



(備考)

<本市国民年金システムへの照会・回答(内部連携)>

①本市国民年金システムへ老齢福祉年金受給情報の照会を行い、回答を得る

<本市税務システムへの照会・回答(内部連携)>

②本市税務システムへ地方税情報等の照会を行い、回答を得る

<本市生活保護システムからの情報提供(内部連携)>

③本市生活保護システムから生活保護情報の提供を受ける

<市区町村等への特定個人情報の照会・回答>

④他市区町村に対して、地方税情報等の照会を行い、回答を得る

<日本年金機構又は共済組合等との特別徴収関連情報の收受>

⑤日本年金機構又は共済組合等から国保連合会を経由して特別徴収対象者情報の提供を受ける

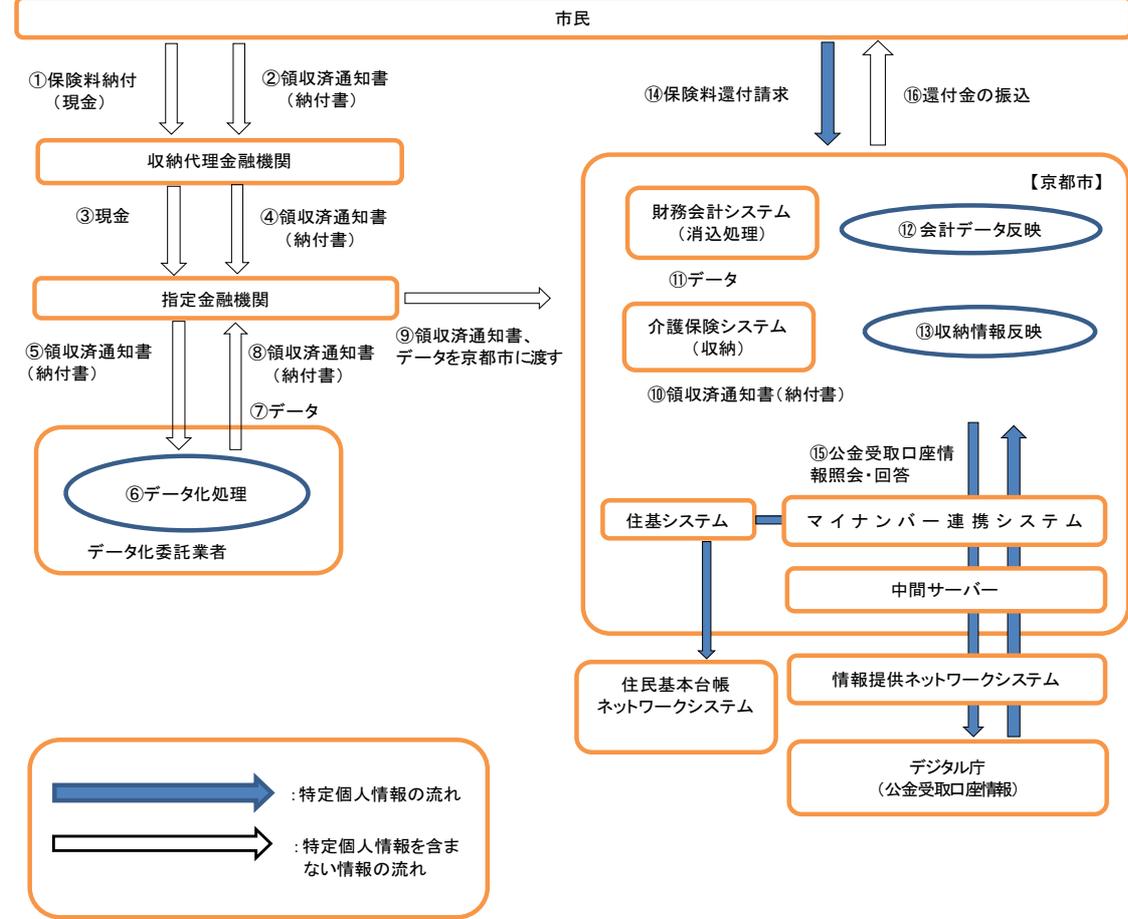
⑥日本年金機構又は共済組合等に対して、国保連合会を経由して特別徴収開始依頼情報を送付する

⑦日本年金機構又は共済組合等から国保連合会を経由して特別徴収開始依頼に対する処理結果と特別徴収結果情報の提供を受ける

<保険料決定通知>

⑧被保険者に対して、保険料の決定通知を送付する

介護保険料収納に関する事



(備考)

<被保険者からの保険料の納入>

①、②保険料の賦課決定を受けた被保険者が、保険料を納付する。

<収納代理金融機関での処理>

③、④各収納代理金融機関で現金と領収済通知書を取りまとめて指定金融機関に渡す。

<指定金融機関での処理>

⑤指定金融機関からデータ化委託業者に領収済通知書を渡す。

<データ化委託業者での処理>

⑥領収済通知書に基づいてデータ化を行う。

<京都市への収納データ渡し>

⑦、⑧、⑨各資料(領収済通知書、データ)を京都市に渡す。

<京都市での処理>

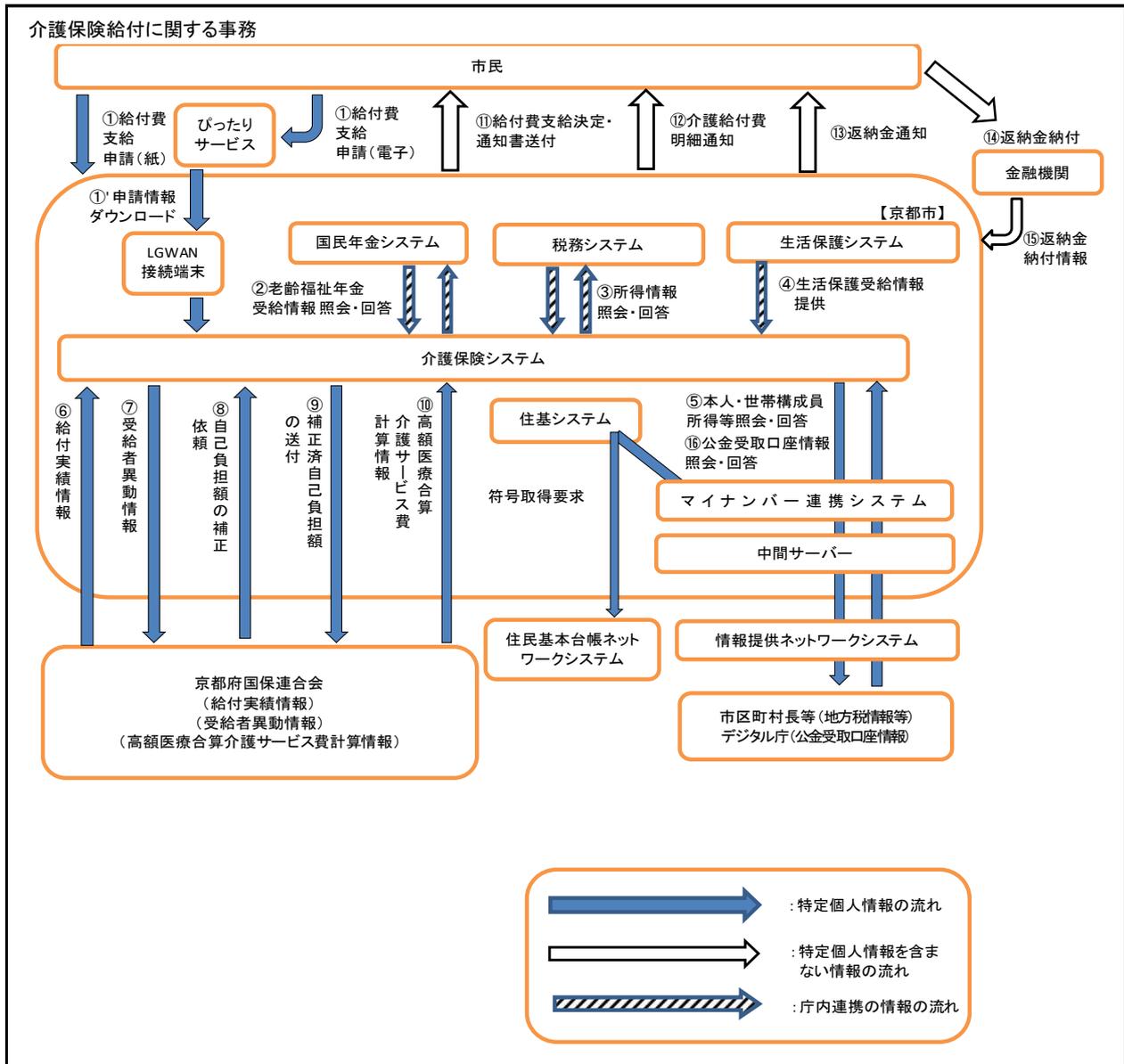
⑩、⑪各資料(領収済通知書、データ)に基づいて、各システムに反映(⑫、⑬)させる。

<保険料の還付>

⑭、⑮保険料が過誤納となった場合は、還付通知を行い、被保険者からの還付請求に基づき還付する。

<デジタル庁への特定個人情報の照会・回答>

⑮デジタル庁に対して、公金受取口座情報の照会を行い、回答を得る。



(備考)

<給付費の支給申請(申請書に特定個人情報を記載)>

①被保険者から各種給付費の支給申請を受け付ける。紙による受付と電子による受付を行う。

①'電子申請の場合はLGWAN端末を用いてびったりサービスから申請情報を取得する。

<本市国民年金システムへの照会・回答(内部連携)>

②本市国民年金システムへ高齢福祉年金受給情報の照会を行い、回答を得る

<本市税務システムへの照会・回答(内部連携)>

③本市税務システムへ地方税情報等の照会を行い、回答を得る

<本市生活保護システムからの情報提供(内部連携)>

④本市生活保護システムから生活保護情報の提供を受ける

<市区町村等・デジタル庁への特定個人情報の照会・回答>

⑤他市区町村等に対して地方税情報等、⑥デジタル庁に対して公金受取口座情報の照会を行い、回答を得る。

<京都府国保連合会への受給者異動情報及び給付実績情報等の提供>

⑥国保連合会から給付実績情報の提供を受ける

⑦国保連合会に対して、受給者異動情報を送付する

<京都府国保連合会での高額医療合算介護サービス費計算>

⑧国保連合会から自己負担額の補正依頼を受ける

⑨国保連合会への補正済自己負担額の送付

⑩国保連合会から高額医療合算介護サービス費計算情報の提供を受ける

<各種給付費の支給決定及び通知>

⑪被保険者に対して申請のあった給付費の支給決定及び通知を行う

<介護給付費明細通知の送付>

⑫被保険者に対して介護給付費明細通知の送付

⑬被保険者に対して返納金額の通知

⑭被保険者が金融機関で返納金の納付

⑮金融機関から返納金納付情報の提供を受ける

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	介護保険の被保険者及び世帯構成員
その必要性	被保険者及び世帯構成員の住基情報や所得情報を把握することで、適正かつ公平に介護保険の保険料や給付限度額を算定するため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (公金受取口座情報)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ○識別情報 対象者を正確に特定するために記録 ○連絡先情報 対象者の世帯情報及び通知等の送付先の把握のために記録 ○業務関係情報 地方税関係情報: 介護保険料の適切な保険料計算や介護保険給付の負担上限等を決定するために記録 介護・高齢者福祉情報: 介護保険給付の適切な給付実績等を確認するために記録 年金関係情報: 介護保険料の適切な保険料計算や介護保険給付の負担上限等を決定するために記録 健康・医療関係情報: 介護保険資格の適切な把握や介護保険給付を決定するために記録 医療保険関係情報: 介護保険資格の適切な把握や介護保険給付を決定するために記録 生活保護・社会福祉関係情報: 介護保険料の適切な保険料計算や介護保険給付の負担上限等を決定するために記録 公金受取口座情報: 介護給付費の支給先及び介護保険料の還付先の口座を把握するために記録
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課

3. 特定個人情報の入手・使用							
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（文化市民局地域自治推進室、行財政局税務部、保健福祉局生活福祉部保険年金課、同生活福祉課） <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（医療保険者、日本年金機構、共済組合等、デジタル庁） <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（他市町村、後期高齢者医療広域連合） <input type="checkbox"/> 民間事業者（ ） <input type="checkbox"/> その他（地方公共団体情報システム機構、京都府国民健康保険団体連合会）						
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他（住民基本台帳ネットワークシステム、本市共通システム基盤の情報連携機能）						
③入手の時期・頻度	<p><本人及び代理人からの申請></p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法、介護保険法施行規則で規定されている申請を受ける都度入手する。 被保険者の資格に係る届出、保険料還付の申請、要介護認定の申請、介護給付費の申請等 <p><本市共通システム基盤の情報連携機能で入手></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住基関係情報・・・住基システムの異動情報を即時連動 ・税情報・・・税システムの更新により月次更新 ・国民年金情報・・・高齢福祉年金受給情報を年1回入手 ・生活保護受給情報・・・該当があり次第随時入手 <p><情報提供ネットワークシステムにより入手></p> <ul style="list-style-type: none"> ・他市町村等、デジタル庁から情報が必要となった都度入手する。 <p><住民基本台帳ネットワークシステムにより入手></p> <p>本人確認情報について、調査が必要になった都度入手する。</p>						
④入手に係る妥当性	<p><本人及び代理人からの申請></p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法、介護保険法施行規則により、資格に係る届出、保険料還付の申請、要介護認定の申請、介護給付費の申請の際に、それぞれの情報を入手する。 <p><本市共通システム基盤の情報連携機能、情報提供ネットワークシステムより入手></p> <p>介護保険法の規定により、調査が必要となった都度情報を入手する。</p> <p><住民基本台帳ネットワークシステムにより入手></p> <p>番号法第14条第2項の規定により、調査が必要になった都度入手する。</p>						
⑤本人への明示	<p>使用目的を文書又は口頭で本人に明示した上で入手する。</p> <p>本市共通システム基盤の情報連携機能による入手を行うことは番号法第9条第2項に基づく条例において、また、情報提供ネットワークシステムを通じた入手を行うことは、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131、132の項にて明示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳ネットワークシステムを通じた入手については、番号法第14条第2項において地方公共団体情報システム機構に対し機構保存本人確認情報の提供を求められることができる旨が規定されている。 						
⑥使用目的 ※	介護保険の資格事務、賦課事務、収納事務、認定事務、給付事務を行うこと						
	変更の妥当性						
	—						
⑦使用の主体	使用部署 ※	保健福祉局健康長寿のまち京都推進室、各区役所・支所保健福祉センター健康福祉部、京北出張所保健福祉第一担当					
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <p><選択肢></p> <table border="0"> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満						
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満						
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上						

<p>⑧使用方法 ※</p>	<p>1 資格に係る事務 ・他市町村からの転入者の場合、転入前の受給資格情報を確認する事務 ・生活保護及び老齢福祉年金の受給情報を確認する事務 ・住所地特例情報を確認する事務</p> <p>2 賦課に係る事務 ・被保険者及びその属する世帯の所得情報をもとに保険料やその減免を判定する事務 ・他市町村からの転入者に係る保険料を計算するために、他市町村から住民税情報を把握する事務 ・国保連合会への特別徴収に関する情報提供に関する事務</p> <p>3 収納に関する事務 ・保険料過誤納金の還付申請において公金受取口座を利用する旨の意思表示があった公金受取口座情報を確認する事務</p> <p>4 認定に係る事務 ・第2号被保険者の医療保険資格及び保険料滞納情報を確認する事務 ・転入前の市町村から受給資格証明書情報を取得し、認定情報を継続する事務</p> <p>5 給付に係る事務 ・被保険者より高額介護サービス費等の申請及び支給に関する事務 ・保険給付費に関する返還金の調整及び請求に関する事務 ・国保連合会への受給者異動情報及び給付実績情報等の提供に関する事務</p>
<p>情報の突合 ※</p>	<p>・保険料の賦課決定と給付の自己負担額等算定のため、被保険者情報と地方税関係情報、生活保護受給情報、老齢福祉年金受給情報を突合する。 ・高額介護合算介護サービス費の算定のため、被保険者情報と医療保険の自己負担額情報を突合する。 ・第2号被保険者の要介護認定に際し、医療保険の資格の有無及び保険料の滞納状況を確認するため、被保険者情報と医療保険関係情報を突合する。 ・他市町村で要介護認定を受けている者が本市に転入し、要介護認定の申請をする場合に、他市町村による要介護認定情報を確認するため、被保険者情報と転入前市町村の介護保険関係情報を突合する。</p>
<p>情報の統計分析 ※</p>	<p>資格、賦課、認定、給付についてそれぞれ各種統計処理を行っているが、特定の個人を判別するような統計分析は行っていない。</p>
<p>権利利益に影響を与え得る決定 ※</p>	<p>被保険者の資格取得等、保険料の賦課決定等、介護サービス給付費の決定等</p>
<p>⑨使用開始日</p>	<p>平成28年1月1日</p>

委託事項2～5			
委託事項2	システムの運用保守委託		
①委託内容	システムの運用保守		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	介護保険の被保険者及び世帯構成員	
	その妥当性	システムの安定稼働のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。	
③委託先における取扱者数	[50人以上100人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (庁舎内でシステムを直接操作)		
⑤委託先名の確認方法	ホームページ京都市入札情報館にて情報提供している。また、京都市情報公開条例に基づく契約書の公文書公開請求により確認することができる。		
⑥委託先名	日本電気株式会社を代表とするコンソーシアム		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項3		介護保険料還付業務委託
①委託内容		介護保険料還付金の申請書受付、内容確認、通知書発送、問合せ対応
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	介護保険の被保険者及び世帯構成員
	その妥当性	効率的な行政運営の推進及び市民サービスの向上を目的として、委託内容を民間事業者に委託している。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (庁舎内でシステムを直接操作)
⑤委託先名の確認方法		委託先決定時に本市ホームページで公表
⑥委託先名		株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項4		介護保険審査支払等業務
①委託内容		介護報酬の審査支払業務及び第三者求償業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	介護保険の被保険者及び過去に被保険者であった者
	その妥当性	介護保険法第41条第10項により国民健康保険団体連合会に審査及び支払いに関する事務を委託することができる」と規定されている。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		介護保険法第41条第10項により規定
⑥委託先名		京都府国民健康保険団体連合会
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項5		介護認定及び給付に係る業務委託
①委託内容		認定・給付に係る申請受付・調査票・意見書の依頼、審査会の対応・通知書の発送等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	介護保険の被保険者及び世帯構成員
	その妥当性	効率的な行政運営の推進及び市民サービスの向上を目的として、委託内容を民間事業者に委託している。
③委託先における取扱者数		[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (庁舎内でシステムを直接操作)
⑤委託先名の確認方法		委託先決定時に本市ホームページで公表
⑥委託先名		パーソルテンプスタッフ(株)を代表とするコンソーシアム
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (20) 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている (9) 件 [] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条
②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条に定める各事務(別紙1参照)
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条に定める特定個人情報(別紙1参照)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険の被保険者及び過去に被保険者であった者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
移転先1	保健福祉局障害保健福祉推進室
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例
②移転先における用途	障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務
③移転する情報	介護保険関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険の被保険者及び過去に被保険者であった者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能)
⑦時期・頻度	月1回

移転先2	保健福祉局福祉のまちづくり推進室
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務 中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務
③移転する情報	介護保険関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険の被保険者及び過去に被保険者であった者
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能)
⑦時期・頻度	情報の提供依頼のあった都度
移転先3	保健福祉局福祉のまちづくり推進室
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
③移転する情報	介護保険関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険の被保険者及び過去に被保険者であった者
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能)
⑦時期・頻度	年1回

移転先4	保健福祉局福祉のまちづくり推進室
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療に関する事務
③移転する情報	介護保険の賦課情報、施設入所情報、特別徴収関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険の被保険者及び過去に被保険者であった者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能)
⑦時期・頻度	介護保険賦課情報は月1回、施設入所情報は随時、特別徴収関係情報は年1回(媒体)
移転先5	保健福祉局福祉のまちづくり推進室
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例
②移転先における用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務
③移転する情報	介護保険特別徴収情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険の被保険者及び過去に被保険者であった者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能)
⑦時期・頻度	月1回

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

宛名

* 業務個人番号は番号法導入前より使用している介護保険システム上の管理番号であり、番号法の個人番号とは異なる。

宛名リンク情報A	氏名2補記サイン	更新区	住所コード
宛名番号	国籍区分	区コード	市外区分
被保険者番号	作成日(和暦)	管轄コード	市外住所コード
更新情報	作成理由	更新日	郵便番号
更新区	変更日(和暦)	生年月日索引情報	住所文字
区コード	変更理由	生年月日	住所文字数
管轄コード	氏名区分	カナ氏名	住所
更新日	更新情報	宛名番号	方書
宛名リンク情報B	更新区	個人情報	更新情報
被保険者番号	区コード	住所コード	更新区
宛名番号	管轄コード	住所	区コード
更新情報	更新日	氏名	管轄コード
更新区	合併管理情報	性別	更新日
区コード	住所区	更新情報	方書情報
管轄コード	世帯合併情報	更新区	宛名番号
更新日	世帯番号	区コード	住定日(和暦)
介護住登外マスタ	住所区	管轄コード	年号
宛名番号	届出日	更新日	方書
履歴番号 99から連番	届出区	送付先情報	更新情報
住所コード(京都市在住時)	理由	被保険者番号	更新区
区	更新情報	住所コード	区コード
学区	更新区	区	管轄コード
町	区コード	学区	更新日
住所コード(京都市内)	管轄コード	町	宛名マスタ
区	更新日	郵便番号	宛名番号
学区	氏名索引情報	住所文字	徴収コード
町	区コード	住所文字数	被保険者番号
住所コード(京都市外)	カナ氏名	住所	被保険者管理区コード
市外住所サイン	宛名番号	方書	連番(01からの連番)
住所コード	個人情報	電話番号	宛名区分
都道府県コード	住所コード	送付先区分	年金番号
市町村コード	住所	更新情報	基礎年金番号
住民日	氏名	更新区	記号
住定日	生年月日(和暦)	区コード	作成期
転出日または転出予定日	性別	管轄コード	期
郵便番号	更新情報	更新日	介護管理区分
住所文字	更新区	通称名情報	特徴義務者コード
住所文字数	区コード	宛名番号	基礎年金番号更新情報
住所	管轄コード	通称名漢字	更新区
方書	更新日(和暦)	通称名補記サイン	区コード
氏名	住所索引情報	通称名カナ	管轄コード
氏名カナ	住所コード	生年月日	更新日
氏名2	カナ氏名	性別	世帯番号
氏名カナ2	宛名番号	更新情報	国籍区分
生年月日	個人情報	更新区	住所コード(京都市内)
性別	住所	区コード	区
補記サイン	氏名	管轄コード	学区
住所補記サイン	生年月日(和暦)	更新日	町
方書補記サイン	性別	転出先情報	住所コード(京都市外)
氏名補記サイン	更新情報	宛名番号	市外住所サイン

住所コード	住定日	住所補記サイン	通番
都道府県コード	バーコード(漢字)	方書補記サイン	指定/基準該当区分
市町村コード	世帯主(漢字)	氏名補記サイン	代理受領サイン
郵便番号	続柄	通称名補記サイン	指定サービス区分
住所文字	分割宛名マスタ	通称名使用サイン	指定年月日(和暦)
住所文字数(市区)	宛名番号	点字サイン	取消年月日
住所文字数(通り名)	徴収コード	連絡先電話番号	介護施設区分(対象)情報
住所文字数(町名)	被保険者番号	嘱託員番号	事業者名
住所文字数(番地)	被保険者管理区コード	住登区分	カナ事業者名
住所	連番(01からの連番)	バーコード(漢字)	代表者名
方書	宛名区分	補記リスト作成用エリア	郵便番号
氏名(カナ)	年金番号	管理区	住所コード(京都市内)
氏名(漢字)	基礎年金番号	ページ数	区
通称名(カナ)	記号	ページ内連番	学区
通称名(漢字)	作成期	帳票コード	町
生年月日	期	帳票種別	住所コード(京都市外)
性別	介護管理区分	郵便番号補記サイン	市外住所サイン
補記サイン	特徴義務者コード	宛名なしサイン	住所コード
住所補記サイン	住所コード(京都市内)	被保険者証補記サイン	都道府県コード
方書補記サイン	区	住所補記サイン(送付先)	市町村コード
氏名補記サイン	学区	方書補記サイン(送付先)	住所文字
通称名補記サイン	町	氏名補記サイン(送付先)	住所文字数
突合結果1	住所コード(京都市外)	審査会意見補記サイン	住所
無年金者サイン	市外住所サイン	世帯主(漢字)	方書
氏名カナ(清音)	住所コード	続柄	電話番号
一連番号	都道府県コード	施設住所情報	異動日(和暦)
最終異動事由	市町村コード	住所コード	異動事由
通称名使用サイン	郵便番号	番地	更新情報
点字サイン	住所1サイン	連番	更新区
連絡先電話番号	住所1	施設区分	区コード
嘱託員番号	住所2サイン	施設名称	管轄コード
住民情報	住所2	住所	更新日
住登区分	住所3サイン	方書	事業者マスタ2
最終異動日	住所3	事業者番号	事業者番号
転出異動日	住所4サイン	都道府県コード	都道府県コード
住民日	住所4	区分コード1	区分コード1
住定日	住所5サイン	郡市区コード	郡市区コード
バーコード(漢字)	住所5	通番	区分コード2
世帯主(漢字)	住所6サイン	指定サービス種類	通番
続柄	住所6	更新情報	指定/基準該当区分
分割宛名マスタ	住所7サイン	更新区	指定年月日(和暦)
宛名番号	住所7	区コード	取消年月日
徴収コード	氏名(カナ)	管轄コード	介護施設区分(対象)情報
被保険者番号	宛先氏名(漢字)	更新日	事業者名
被保険者管理区コード	宛先氏名(漢字)	事業者マスタ	カナ事業者名
連番(01からの連番)	氏名(カナ・本名)	事業者番号	代表者名
宛名区分	氏名(漢字・本名)	都道府県コード	郵便番号
年金番号	生年月日	区分コード1	住所コード(京都市内)
基礎年金番号	性別	郡市区コード	区
記号	補記サイン	区分コード2	学区

町	連携情報
住所コード(京都市外)	個人番号
市外住所サイン	団体内統合宛名番号
住所コード	情報提供用個人識別符号
都道府県コード	情報提供等記録
市町村コード	氏名
住所文字	住所
住所文字数	性別
住所	生年月日
方書	
電話番号	
異動日(和暦)	
異動事由	
代理受領サイン	
更新情報	
更新区	
区コード	
管轄コード	
更新日	
住基・外登方書情報	
被保険者番号	
宛名番号	
方書	
補記サイン	
住定日	

共通

* 業務個人番号は番号法導入前より使用している介護保険システム上の管理番号であり、番号法の個人番号とは異なる。

削除データ	住所	外部処理事由	担当情報
処理日	方書	ファイル情報	担当名
被保険者番号	区コード	更新区分	電話番号
氏名	氏名	レコード情報	区コード
生年月日	氏名カナ	医療機関マスタ	適用開始日
性別	通名	府県コード	会計整理番号
介護管理区分	通名カナ	医療機関コード	更新情報
管理区	生年月日	医歯薬区分コード	処理時間
新被保険者番号	性別	郡市区コード	更新日
旧被保険者番号	生保連携用調停マスタ	連番	支給限度基準額テーブル
住基用介護マスタ	年度相当	医療機関名(漢字)	適用年月日の逆数
宛名番号	被保険者番号	医療機関名(カナ)	適用年月日
宛名区分	特別徴収額テーブル	住所コード	区分支給限度基準額
業務個人番号	特徴調停額	郵便番号	限度額
介護情報	普通徴収額テーブル	住所	種類支給限度基準額
被保険者サイン	普徴調停額	住所文字数	サービス種類コード
被保険者番号	IDカード	方書	限度額
管理区	区コード	電話番号	福祉用具購入支給限度基準額
資格区分	管轄コード	管理情報	限度額
管理区分	AP名	開始日	住宅改修費支給限度基準額
資格取得日	業務コード	終了日	限度額
区分該当日	パラメータ情報	意見書依頼停止サイン	短期入所振替限度日数
資格喪失日	パラメタ領域	口座対象外サイン	限度日数
除票整理情報	ページング情報	診療科目テーブル	短入系支給限度額拡大率
除票対象者(住基)レコード	データ	診療科目コード	拡大率
除・改レコード(外国人)	メッセージ情報	口座名義人	データ更新情報
被保険者番号	業務コード	口座情報	更新区
収納マスタサイン	一連番号	銀行コード	区コード
還付マスタサイン	カラー	支店コード	管轄コード
現物給付マスタサイン	メッセージ	口座種別	更新日
整理対象情報	ユーザSPA情報	口座番号	施工事業者マスタ
被保険者番号	データ	医療機関名(カナ清音)	施工事業者コード
宛名番号	異動ジャーナル情報	データ更新情報	番号
宛名区分	宛名異動ジャーナルデータ	更新区	施工事業者名称
業務個人番号	異動元宛名番号	区コード	電話番号
新宛名番号	異動先宛名番号	管轄コード	住所コード
介護管理区分	被保険者番号	更新日	郵便番号
収納マスタサイン	再取得サイン	医療機関マスタ2次索引	住所
還付マスタサイン	異動ジャーナル情報2	清音カナ名称	方書
削除サイン	共通部	医療機関コード	住所文字
現物給付マスタサイン	処理日	区情報	住所文字数
生保連携用リンクマスタ	処理時刻	区コード(補数)	施工事業者停止開始日
被保険者番号	区コード	適用開始日(補数)	施工事業者停止終了日
宛名番号	処理端末	郵便番号	施工事業者停止理由
宛名区分	職員情報	住所	振込口座情報
宛名連番	職員コード	代表電話番号	金融機関コード
生保連携用宛名マスタ	処理事由	市・区支所名	支店コード
宛名番号	内部事務コード	部名	口座種別コード
宛名区分	内部処理事由	課名	口座番号
宛名連番	外部事務コード	部課名	口座名義人

更新情報	業者停止サイン	戻り画面レベル	統計ジャーナル情報
更新区	訪問調査委託契約済サイン	許可テーブル	レコード情報
区コード	高額委任払い契約サイン	許可サイン	保険者マスタ
管轄コード	短期入所振替サイン	更新情報	政管健保番号
更新日	口座名義人(カナ)	更新日	保険者番号
施設住所判定情報	口座情報	端末管理情報	法別番号
住所コード	銀行コード	業務コード	都道府県
番地	支店コード	端末名称	保険者番号
連番	口座種別	端末設置場所	保険者名(漢字)
施設区分	口座番号	区コード	保険者名(カナ)
施設名称	社会福祉法人情報	管轄コード	住所コード
住所	社会福祉法人サイン	初期接続プリンタテーブル	郵便番号
方書	適用開始日	テーブル番号	住所
事業者番号	適用終了日	接続プリンタテーブル	住所文字数
都道府県コード	事業者名(カナ清音)	接続プリンタ	方書
区分コード1	施設等区分	VD区分	電話番号
郡市区コード	訪問調査料情報	VD名(仮想宛先)	管理情報
連番	調査料情報テーブル	電子公印情報	開始日
指定サービス種類	適用開始日	区コード	終了日
更新情報	単価1	管轄コード	データ更新情報
更新区	単価2	電子公印データ	更新区
区コード	データ更新情報	データ長	区コード
管轄コード	更新区	電子公印イメージ	管轄コード
更新日	区コード	統計JNL/共通部	更新日
事業者マスタ	管轄コード	共通部	保険者マスタ2次索引
府県コード	更新日	処理日	清音カナ名称
事業者番号	事業者マスタ2次索引	処理区	保険者コード
事業所区分コード	府県コード	端末名称	養護老人ホーム施設マスタ
郡市区コード	清音カナ名称	処理時間テーブル	老人ホーム施設コード
通番	事業者番号	処理時間	養護老人ホーム名(漢字)
指定サービス種類	自動付番情報	操作者情報	養護老人ホーム名2(漢字)
該当区分	自動付番・連番(共通)	IDカード	養護老人ホーム名(カナ)
事業者名(漢字)	処理事由情報	操作者コード	養護老人ホーム名(省略)
事業者名(カナ)	外部事務事由	職員コード	住所コード
事業者名(省略)	外部事務コード	業務情報	郵便番号
開設者氏名	外部処理事由	内部事務コード	住所文字数
開設日	内部事務事由	内部処理事由	住所(市区)
廃設日	内部事務コード	受信情報	住所(通り名)
業務停止日	内部処理事由	受信キー	住所(町名)
業務停止終了日	処理名	正常終了サイン	住所(地番)
住所コード	SPA区分	データ区分領域	方書
郵便番号	排他区分	データ区分	電話番号
住所	続行区分テーブル	統計JNL/処理部	養護老人停止サイン
住所文字数	続行区分	処理部	データ更新情報
方書	元先区分	出力枚数情報	更新区
電話番号	検索キー種別テーブル	帳票テーブル	区コード
指定サービス	検索キー種別・元個人TBL	出力枚数	管轄コード
指定有効開始日	検索キー種別・元個人	VD名称	更新日
指定有効終了日	検索キー種別・先個人TBL	宛名番号	削除データ
受領委任契約済サイン	検索キー種別・先個人	操作者氏名	処理日

被保険者番号	区コード
氏名	氏名
生年月日	氏名カナ
性別	通名
介護管理区分	通名カナ
管理区	生年月日
新被保険者番号	生年月日
旧被保険者番号	性別
住基用介護マスタ	生保連携用調停マスタ
宛名番号	年度相当
宛名区分	被保険者番号
業務個人番号	特別徴収額テーブル
介護情報	特徴調停額
被保険者サイン	普通徴収額テーブル
被保険者番号	普徴調停額
管理区	連携情報
資格区分	業務個人番号
管理区分	団体内統合宛名番号
資格取得日	情報提供用個人識別符号
区分該当日	情報提供等記録
資格喪失日	氏名
除票整理情報	住所
除票対象者(住基)レコード	性別
除・改レコード(外国人)	生年月日
被保険者番号	
収納マスタサイン	
還付マスタサイン	
現物給付マスタサイン	
整理対象情報	
被保険者番号	
宛名番号	
宛名区分	
業務個人番号	
新宛名番号	
介護管理区分	
収納マスタサイン	
還付マスタサイン	
削除サイン	
現物給付マスタサイン	
生保連携用リンクマスタ	
被保険者番号	
宛名番号	
宛名区分	
宛名連番	
生保連携用宛名マスタ	
宛名番号	
宛名区分	
宛名連番	
住所	
方書	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

資格

* 業務個人番号は番号法導入前より使用している介護保険システム上の管理番号であり、番号法の個人番号とは異なる。

バッチ介護管理マスタ	開始日	学区	(他住特)開始情報
履歴番号	除外開始理由	町	開始日
被保険者番号	届出日	管轄コード	届出日
被保険者管理区コード	処理区分	住所文字数	処理区分
連番(01からの連番)	(適用除外)終了情報	住所漢字	(他住特)終了情報
介護管理区分	終了日	方書	終了日
宛名番号	除外終了理由	本名	終了理由
被保険者情報	届出日	通称名	届出日
資格区分(1号/2号)	処理区分	性別	処理区分
資格取得情報	施設名称	生年月日	他市被保険者番号
取得日(台帳登録日)	施設種類	最終異動項目	他市被保険者番号
取得理由	公費負担者番号	通称名使用サイン	適用除外者情報
届出日	他市被保険者番号	宛名番号	(適用除外)開始情報
取得処理区分	他市被保険者番号	資格喪失者リスト情報	開始日
区分該当情報	その他情報	履歴番号(99から連番)	除外開始理由
区分該当日	旧被保険者番号	被保険者番号	届出日
区分該当理由	通称名使用サイン	被保険者管理区コード	処理区分
届出日	点字サイン	連番(01からの連番)	(適用除外)終了情報
区分該当処理区分	特記サイン	介護管理区分	終了日
資格喪失情報	連絡先TEL	宛名番号	除外終了理由
喪失日(和暦)	新被保険者番号	被保険者情報	届出日
喪失理由	旧被保番登録区分	資格区分(1号/2号)	処理区分
届出日	新被保番登録区分	資格取得情報	施設名称
喪失処理区分	養護老人ホーム入退所情報	取得日(台帳登録日)	施設種類
京都市住所地特例者情報	養護老人ホームコード	取得理由	公費負担者番号
(京住特)開始情報	養護老人ホーム入所日	届出日	他市被保険者番号
届出日	入所処理区分	取得処理区分	他市被保険者番号
処理区分	養護老人ホーム退所日	区分該当情報	その他情報
(京住特)変更情報	退所処理区分	区分該当日	旧被保険者番号
変更日	更新情報	区分該当理由	通称名使用サイン
届出日	更新区	届出日	点字サイン
職権サイン	区コード	区分該当処理区分	連絡先TEL
(京住特)終了情報	管轄コード	資格喪失情報	特記サイン
京住特終了理由	更新日	喪失日(和暦)	更新情報
届出日	統計用エリア	喪失理由	更新区
処理区分	住所コード	届出日	区コード
他都市住所地特例者情報	生年月日	喪失処理区分	管轄コード
(他住特)開始情報	年齢	京都市住所地特例者情報	更新日
開始日	認定サイン	(京住特)開始情報	認定サイン
届出日	住定日	届出日	届出日
処理区分	当月職権適用サイン	処理区分	異動日
(他住特)終了情報	宛名異動者情報	(京住特)変更情報	新区コード
終了日	区	変更日	旧区コード
終了理由	被保険者番号	届出日	前住所コード
届出日	履歴番号(99から連番)	職権サイン	現住所コード
処理区分	介護管理区分	(京住特)終了情報	氏名
他市被保険者番号	最終異動事由	京住特終了理由	生年月日
他市被保険者番号	最終異動日	届出日	性別
適用除外者情報	現住所情報	処理区分	前住所
(適用除外)開始情報	区	他都市住所地特例者情報	現住所

減免	台帳番号	市外住所サイン	給付制限情報
減免事由	減免額	住所コード	給付制限内容
減免台帳	被保険者番号	都道府県コード	給付制限開始日
区	管理区	市町村コード	給付制限終了日
台帳番号	有効期限(開始)	郵便番号	居宅介護支援事業者情報
減免額	有効期限(終了)	住所1	事業者名1(漢字)
所属情報	住所コード(京都市内)	住所2	事業者名2(漢字)
区	区	住所3	届出日
課	学区	住所4	補記サイン
係	町	住所5	審査会意見補記サイン
郵便局	住所コード(京都市外)	住所6	要介護度(コード)
〇〇区役所	市外住所サイン	住所7	認定管理番号
〇〇支所	住所コード	方書1	住民日
課名	都道府県コード	方書2	宛名番号
係名	市町村コード	宛先氏名(漢字)	本名(漢字)
住所	住所1	バーコード	氏名カナ
郵便番号	住所2	補記サイン(送付先)	整理番号
電話番号	住所3	住所補記サイン(送付先)	種別
京北TEL用	住所4	方書補記サイン(送付先)	通番
会計整理番号	住所1-7	氏名補記サイン(送付先)	介護管理マスタ
保険者番号	方書1	通称名補記サイン(送付先)	被保険者番号
徴収コード情報	方書2	送付先有無サイン	履歴番号(99から連番)
被保険者番号	氏名(漢字)	宛名なしサイン	介護管理区分
履歴番号(99から連番)	編集前氏名(漢字)	認定情報エリア	被保険者情報
徴収コード	生年月日	要介護状態区分	資格区分(1号/2号)
被保険者管理区コード	交付年月日	認定年月日	資格取得情報
連番(01からの連番)	性別	認定開始日	取得日(台帳登録日)
更新情報	補記サイン	サービス期間開始日	取得理由
更新区	住所補記サイン	サービス期間終了日	届出日
区コード	方書補記サイン	点数	取得処理区分
管轄コード	氏名補記サイン	点数見出し	区分該当情報
更新日	通称名補記サイン	サービス種類	区分該当日
認定情報	補記サイン2	サービス種類名	区分該当理由
被保険者番号	住所補記サイン2	種類支給限度基準額	届出日
認定管理番号	氏名補記サイン2	サービス期間開始日	区分該当処理区分
台帳更新情報	通称名使用サイン	サービス期間終了日	資格喪失情報
更新理由	点字サイン	限度額1	喪失日(和暦)
認定情報	保険者番号	限度見出し1	喪失理由
要介護状態区分	区所名	記号1	届出日
認定年月日	区所電話番号	月数(分子)	喪失処理区分
認定開始年月日	資格取得日	記号2	京都市住所地特例者情報
認定終了年月日	資格取得理由	月数(分母)	(京住特)開始情報
認定申請情報	特記サイン	記号3	届出日
認定番号	徴収コード	記号4	処理区分
認定申請日	送付先エリア	係数	(京住特)変更情報
認定申請事由	住所コード(京都市内)	限度額2	変更日
減免	区	限度見出し2	届出日
減免事由	学区	指定サービス種類	職権サイン
減免台帳	町	措置区分	(京住特)終了情報
区	住所コード(京都市外)	審査会意見	京住特終了理由

届出日	介護処理記録情報	証発行区分	区コード
処理区分	被保険者番号	証交付情報	管轄コード
他都市住所地特例者情報	処理日時	交付区	更新日
(他住特)開始情報	処理時間	交付方法	特記事項情報
開始日	処理区コード	証交付日(和暦)	被保険者番号
届出日	処理事由	証交付理由	特記事項
処理区分	処理理由	証回収情報	更新情報
(他住特)終了情報	処理区分	証回収した区	更新区
終了日	更新情報	証回収日(和暦)	区コード
終了理由	更新区	証回収方法	管轄コード
届出日	区コード	回収勸奨フラッグ	更新日
処理区分	管轄コード	証有効期限情報	宛名異動者情報
他市被保険者番号	更新日	証記載情報	区
他市被保険者番号	基礎年金番号リンクA	認定管理番号(認定済)	被保険者番号
適用除外者情報	基礎年金番号	認定管理番号(申請中)	履歴番号(99から連番)
(適用除外)開始情報	記号	要介護区分	介護管理区分
開始日	被保険者番号	認定期間開始日(和暦)	最終異動事由
除外開始理由	更新情報	認定期間終了日(和暦)	最終異動日
届出日	更新区	サービス利用の留意事項	現住所情報
処理区分	区コード	利用可能サービスサイン	区
(適用除外)終了情報	管轄コード	注意事項	学区
終了日	更新日	ケアプラン作成事業者番号	町
除外終了理由	基礎年金番号リンクB	支給限度情報	管轄コード
届出日	被保険者番号	支給限度開始日	住所文字数
処理区分	基礎年金番号	支給限度終了日	住所漢字
施設名称	記号	支給限度額	方書
施設種類	更新情報	申請中情報	本名
実施機関コード	更新区	申請日	通称名
他市被保険者番号	区コード	申請事由	性別
他市被保険者番号	管轄コード	申請区	生年月日
その他情報	更新日	要介護状態区分	最終異動項目
旧被保険者番号	採番済番号情報	給付制限情報	通称名使用サイン
通称名使用サイン	区コード	措置区分	宛番号
点字サイン	生年月日	給付制限開始年月日	資格喪失者リスト情報
特記サイン	被保険者番号	終了年月日	履歴番号(99から連番)
連絡先TEL	番号取得日	減免情報	被保険者番号
新被保険者番号	氏名(漢字)	年度	被保険者管理区コード
旧被保番登録区分	更新情報	履歴番号	連番(01からの連番)
新被保番登録区分	更新区	標準負担額	介護管理区分
養護老人ホーム入退所情報	区コード	給付率	宛番号
養護老人ホームコード	管轄コード	公費負担者番号	被保険者情報
養護老人ホーム入所日	更新日	受給者番号	資格区分(1号/2号)
入所処理区分	証発行管理情報	居住費負担限度額情報	資格取得情報
養護老人ホーム退所日	被保険者番号	ユニット個室額	取得日(台帳登録日)
退所処理区分	発行番号	ユニット準個室額	取得理由
更新情報	年度	従来型個室額1	届出日
更新区	区分(オンライン/バッチ)	従来型個室額2	取得処理区分
区コード	連番	多床室額	区分該当情報
管轄コード	管理区	更新情報	区分該当日
更新日	被保険者管理区コード	更新区	区分該当理由

届出日	点字サイン	認定終了年月日	氏名補記サイン
区分該当処理区分	連絡先TEL	認定申請情報	通称名補記サイン
資格喪失情報	特記サイン	認定番号	補記サイン2
喪失日(和暦)	更新情報	認定申請日	住所補記サイン2
喪失理由	更新区	認定申請事由	氏名補記サイン2
届出日	区コード	認定情報(新)	通称名使用サイン
喪失処理区分	管轄コード	被保険者番号	点字サイン
京都市住所地特例者情報	更新日	認定管理番号	保険者番号
(京住特)開始情報	認定サイン	台帳更新情報	区所名
届出日	届出日	更新理由	資格取得日
処理区分	異動日	認定情報	資格取得理由
(京住特)変更情報	新区コード	要介護状態区分	送付先エリア
変更日	旧区コード	認定年月日	住所コード(京都市内)
届出日	前住所コード	認定開始年月日	区
職権サイン	現住所コード	認定終了年月日	学区
(京住特)終了情報	氏名	認定申請情報	町
京住特終了理由	生年月日	認定番号	住所コード(京都市外)
届出日	性別	認定申請日	市外住所サイン
処理区分	前住所	認定申請事由	住所コード
他都市住所地特例者情報	現住所	減免	郵便番号
(他住特)開始情報	減免	減免事由	住所1
開始日	減免事由	減免台帳	住所2
届出日	減免台帳	区	住所3
処理区分	区	台帳番号	住所4
(他住特)終了情報	台帳番号	減免額	住所5
終了日	減免額	被保険者証情報	住所6
終了理由	所属情報	被保険者番号	住所7
届出日	区	管理区	方書1
処理区分	課	有効期限(開始)	方書2
他市保険者番号	係	有効期限(終了)	宛先氏名(漢字)
他市被保険者番号	郵便局	住所コード(京都市内)	バーコード
適用除外者情報	〇〇区役所	区	補記サイン(送付先)
(適用除外)開始情報	〇〇支所	学区	住所補記サイン(送付先)
開始日	課名	町	方書補記サイン(送付先)
除外開始理由	係名	住所コード(京都市外)	氏名補記サイン(送付先)
届出日	住所	市外住所サイン	通称名補記サイン(送付先)
処理区分	郵便番号	住所コード	送付先有無サイン
(適用除外)終了情報	電話番号	住所1	宛名なしサイン
終了日	京北TEL用	住所2	認定情報エリア
除外終了理由	会計整理番号	住所3	要介護状態区分
届出日	保険者番号	住所4	認定年月日
処理区分	認定情報	住所1-7	認定開始日
施設名称	被保険者番号	氏名(漢字)	サービス期間開始日
施設種類	認定管理番号	編集前氏名(漢字)	サービス期間終了日
公費負担者番号	台帳更新情報	生年月日	点数
他市保険者番号	更新理由	交付年月日	点数見出し
他市被保険者番号	認定情報	性別	サービス種類
その他情報	要介護状態区分	補記サイン	サービス種類名
旧被保険者番号	認定年月日	住所補記サイン	種類支給限度基準額
通称名使用サイン	認定開始年月日	方書補記サイン	サービス期間開始日

サービス期間終了日	氏名(漢字)	宛名なしサイン	連携情報
限度額1	編集前氏名(漢字)	認定情報エリア	個人番号
限度見出し1	生年月日	要介護状態区分	団体内統合宛名番号
記号1	交付年月日	認定年月日	情報提供用個人識別符号
月数(分子)	性別	認定開始日	情報提供等記録
記号2	補記サイン	サービス期間開始日	氏名
月数(分母)	住所補記サイン	サービス期間終了日	住所
記号3	方書補記サイン	点数	性別
記号4	氏名補記サイン	点数見出し	生年月日
係数	通称名補記サイン	サービス種類	
限度額2	補記サイン2	サービス種類名	
限度見出し2	住所補記サイン2	種類支給限度基準額	
審査会意見	氏名補記サイン2	サービス期間開始日	
給付制限情報	通称名使用サイン	サービス期間終了日	
給付制限内容	点字サイン	限度額1	
給付制限開始日	保険者番号	限度見出し1	
給付制限終了日	区所名	記号1	
居宅介護支援事業者情報	区所電話番号	月数(分子)	
事業者名1(漢字)	資格取得日	記号2	
事業者名2(漢字)	資格取得理由	月数(分母)	
届出日	特記サイン	記号3	
補記サイン	徴収コード	記号4	
審査会意見補記サイン	送付先エリア	係数	
要介護度(コード)	住所コード(京都市内)	限度額2	
認定管理番号	区	限度見出し2	
氏名カナ	学区	指定サービス種類	
整理番号	町	措置区分	
種別	住所コード(京都市外)	審査会意見	
通番	市外住所サイン	給付制限情報	
被保険者証情報(新)	住所コード	給付制限内容	
被保険者番号	都道府県コード	給付制限開始日	
管理区	市町村コード	給付制限終了日	
有効期限(開始)	郵便番号	居宅介護支援事業者情報	
有効期限(終了)	住所1	事業者名1(漢字)	
住所コード(京都市内)	住所2	事業者名2(漢字)	
区	住所3	届出日	
学区	住所4	補記サイン	
町	住所5	審査会意見補記サイン	
住所コード(京都市外)	住所6	要介護度(コード)	
市外住所サイン	住所7	認定管理番号	
住所コード	方書1	住民日	
都道府県コード	方書2	宛名番号	
市町村コード	宛先氏名(漢字)	本名(漢字)	
住所1	バーコード	氏名カナ	
住所2	補記サイン(送付先)	整理番号	
住所3	住所補記サイン(送付先)	種別	
住所4	方書補記サイン(送付先)	通番	
住所1ー7	氏名補記サイン(送付先)		
方書1	通称名補記サイン(送付先)		
方書2	送付先有無サイン		

賦課

* 業務個人番号は番号法導入前より使用している介護保険システム上の管理番号であり、番号法の個人番号とは異なる。

○/L被保険者リンク	被保険者番号	非課税・減免事由	所得割額(減免前)
世帯構成員宛番号	賦課根拠	取消サイン	税額合計(減免前)
宛名区分	処理月判定徴収階層	更新情報	均等割額(減免後)
業務個人番号	保険料結果	更新区	所得割額(減免後)
年度相当	保険料年額	区コード	税額合計(減免後)
徴収コード	更新情報	管轄コード	税減免・非課税事由
被保険者番号	更新区	更新日	給与支払額
被保険者管理区コード	区コード	所得連絡データ(二次索引)	年金支払額
連番(01からの連番)	管轄コード	二次索引エリア	合計所得金額
関連被保険者情報	更新日	管轄区(連絡区)コード	控除対象配偶者等の有無
被保険者本人区分	減免等連絡情報	年度相当	扶養者数
介護基番リンクファイルA	被保険者番号	宛名番号	少額年金支払額
被保険者番号	年度相当	世帯構成員情報	所得関連情報変更年月
基礎年金番号	登録区	宛名番号	世帯変更連絡データ情報
更新情報	減免連絡情報	宛名区分	被保険者番号
更新区	減免区分	業務個人番号	年度相当
区コード	台帳番号	年度相当	世帯構成テーブル
管轄コード	区	被保険者本人区分	世帯構成員情報
更新日	減免額	ワークエリア	所得区分
介護基番リンクファイルB	老齢福祉年金情報	ワークエリア1	所得種別
基礎年金番号	支給区分	ワークエリア2	課税サイン(減免前)
被保険者番号	保険料徴収階層強制修正情報	徴収コード	課税サイン(減免後)
更新情報	徴収階層区分	所得申告書区分	世帯構成員変更サイン
更新区	削除サイン	所得申告書作成サイン	世帯構成員宛番号1
区コード	減免取消サイン	旧宛名番号	続柄
管轄コード	老福取消サイン	旧宛名区分	サインテーブル
更新日	強制修正取消サイン	旧業務個人番号	世帯構成異動サイン
期割修正連絡データ	更新情報	宛名関連情報	更新情報
被保険者番号	更新区	氏名(漢字)	更新区
年度相当	区コード	通称名(漢字)	区コード
連番	管轄コード	補記サイン	管轄コード
登録区	更新日	氏名補記サイン	更新日
徴収番号	所得連絡データ	通称名補記サイン	調定情報
区	宛名番号	通称名使用サイン	被保険者番号
連番	年度相当	生年月日	年度相当
連絡区分	登録区	性別	履歴番号
保険料年額	所得関連情報	続柄	整理番号
特徴情報	所得区分	住民日	徴収コード
特徴調定額	所得種別	所得関連情報	被保険者番号
普徴情報	給与支払金額	処理月所得異動サイン	被保険者管理区コード
普徴調定額	公的年金支払額	仮算定サイン	連番(01からの連番)
随時調定額	合計所得金額	所得区分	住所コード(京都市内)
翌年度過年度調定額	控対配	所得種別	区
翌々年過年度調定額	扶養人数	課税サイン(減免前)	学区
更新情報	減免前市町村民税	課税サイン(減免後)	町
更新区	均等割額	税目	住所コード(京都市外)
区コード	所得割額	納税者コード	市外住所サイン
管轄コード	減免後市町村民税	住所コード	住所コード
更新日	均等割額	氏名コード	都道府県コード
京北賦課根拠情報	所得割額	均等割額(減免前)	市町村コード

作成期	生年月日	取得日(台帳登録日)	区
調定期	性別	取得理由	台帳番号
調定修正期	氏名	届出日	減免額
賦課台帳作成サイン	カナ氏名	取得処理区分	台帳作成年月
通知書作成サイン	漢字シフトコード	区分該当情報	台帳作成理由
履歴作成サイン	漢字氏名	区分該当日	通知書作成年月
保険料計算結果	カナシフトコード	区分該当理由	通知書作成理由
保険料算定額	住所	届出日	徴収階層決定年月
限度超過額	郵便番号	区分該当処理区分	徴収階層決定理由
保険料年額	カナ住所	資格喪失情報	本人課税サイン
徴収方法区分	漢字シフトコード	喪失日	世帯課税サイン
特徴義務者コード	漢字住所	喪失理由	本人合計所得額
年金保険者番号	カナシフトコード	届出日	処理月判定徴収階層(1)
基礎年金番号	各種項目エリア	喪失処理区分	処理月判定徴収階層(2)
特徴調定額テーブル	各種区分	介護管理区分	強制修正後徴収階層
特徴調定額	処理結果	住所地特例連絡済サイン	保険料計算結果
普徴調定額テーブル	各種年月日	作成期	保険料算定額
普徴調定額	各種金額1	当月資格取得サイン	想定保険料
随時調定額テーブル	各種金額2	当月資格喪失サイン	保険料年額
随時調定額	京都市独自エリア	同一月得喪サイン	年金支払額
過年度調定額テーブル1	特徴開始年月	賦課期日	徴収方法情報
過年度調定額(翌年度)	徴収コード区	遡及限度年月日	当月徴収方法変更サイン
過年度調定額テーブル2	徴収コード連番	賦課根拠情報	仮徴収期間
過年度調定額(翌々年度)	一連番号	月別状況	徴収方法区分
当該徴収コード調定額	特徴年度	資格状況テーブル	特徴停止事由
新徴収コード	連番	月別資格状況	停止依頼済サイン
被保険者番号	カナ氏名(清音処理後)	生保取扱状況テーブル	停止依頼年月日
被保険者管理区コード	生年月日(和暦)	月別生保取扱状況	特徴停止予定年月
連番(01からの連番)	突合サイン1	境界層取扱状況テーブル	特徴停止確定年月
新区徴収コード範囲内調定額	突合サイン2	月別境界層取扱状況	特徴義務者コード
旧徴収コード	年金証書記号番号	老福取扱状況テーブル	年金保険者番号
被保険者番号	介護被保険者番号	月別老福取扱状況	基礎年金番号
被保険者管理区コード	賦課根拠情報	徴収階層テーブル	特徴依頼額1
連番(01からの連番)	被保険者番号	月別徴収階層	特徴依頼額2
旧区徴収コード範囲内調定額	年度相当	生活保護	本徴収期間
特徴義務者コード情報	履歴番号	生保区分	徴収方法区分
特別徴収義務者番号	徴収コード	生保開始日	特徴停止事由
特別徴収義務者コード	被保険者番号	生保廃止日	停止依頼済サイン
特別徴収義務者名称の略称	被保険者管理区コード	実施機関番号	停止依頼年月日
レコード削除コード	連番(01からの連番)	保険料階層	特徴停止予定年月
特別徴収対象者通知情報	住所コード(京都市内)	代理納付サイン	特徴停止確定年月
特別徴収依頼情報の特定情報	区	老齢福祉年金	特徴義務者コード
区分	学区	老齢福祉年金受給者番号	年金保険者番号
市町村コード	町	記号	基礎年金番号
府県コード	住所コード(京都市外)	老福支給区分	特徴依頼額1
特徴義務者コード	市外住所サイン	激変緩和措置階層	特徴依頼額2
通知内容コード	住所コード	判定金額	各種依頼エラー情報
作成年月日	都道府県コード	減免	特徴区分
基礎年金番号	市町村コード	減免事由	通知内容コード
年金コード	資格取得情報	減免台帳	各種区分

処理結果	処理区コード	市民税額合計	介護情報
変更後仮徴収額1	処理端末	給与支払額	基礎年金番号
変更後仮徴収額2	職員情報	特定支出控除	年金コード
特徴開始年月	職員コード	譲渡特別控除	氏名
特徴開始年月(仮徴収)	処理事由	公的年金支払額	氏名カナ
特徴開始年月(本徴収)	内部事務コード	課税標準額	生年月日
世帯構成	内部処理事由	譲渡所得合計	性別
住基・外登世帯番号	外部事務コード	区外サイン	郵便番号
本人住所コード(京都市内)	外部処理事由	合計所得金額	住所
区	ファイル情報	控対配	方書
学区	更新区分	扶養親族	連番
町	データエリア	減免サイン	被保険者番号(基礎年)
本人住所コード(京都市外)	宛名番号読替エリア	二項減免均等割サイン	基礎年金番号突合用情報
市外住所サイン	旧世帯構成員宛名番号	二項減免所得割サイン	被保険者番号
住所コード	宛名区分	一項減免サイン	情報
都道府県コード	業務個人番号	所得控除額計	基礎年金番号
市町村コード	新世帯構成員宛名番号	基礎年金番号情報A	年金コード
本人住所	宛名区分	被保険者番号	前年度特徴サイン
世帯構成員登録人数	業務個人番号	基礎年金番号	宛名情報
世帯構成員有効人数	被保険者番号	更新情報	郵便番号
世帯構成員テーブル	再取得サイン	更新区	住所
本人所得区分	異動データ	区コード	方書
本人所得種別	被保険者番号	管轄コード	氏名
本人課税サイン(減免前)	年度相当	更新日	氏名カナ
本人課税サイン(減免後)	徴収コード	基礎年金番号情報B	生年月日
世帯構成員変更サイン	被保険者番号	基礎年金番号	性別
本人宛名番号	被保険者管理区コード	被保険者番号	資格情報
本人続柄	連番(01からの連番)	更新情報	管理区
世帯構成員情報	異動事由	更新区	管理区分
所得区分	区間異動有無	区コード	減免適用注意情報
所得種別	台帳作成サイン	管轄コード	今期徴収コード
課税サイン(減免前)	通知書作成サイン	更新日	被保険者番号
課税サイン(減免後)	同月得喪サイン	基番突合結果情報	被保険者管理区コード
世帯構成員変更サイン	通知書作成サイン(2つ目)	区コード	連番(01からの連番)
世帯構成員宛名番号1	ワークフラグ	資格サイン	年度相当
続柄	介護課税マスタ	区分	前期徴収コード
世帯構成員テーブル	税目	突合結果サイン	被保険者番号
世帯構成員情報	納税者コード	基礎年金番号サイン	被保険者管理区コード
所得区分	住所コード	被保険者番号	連番(01からの連番)
所得種別	氏名コード	管理区分	住所コード(京都市内)
課税サイン(減免前)	年度相当	前年度特徴依頼サイン	区
課税サイン(減免後)	作成年月	特徴対象者情報	学区
世帯構成員変更サイン	所得種別	基礎年金番号	町
世帯構成員宛名番号1	専従者控除	年金コード	住所コード(京都市外)
続柄	青専	氏名	市外住所サイン
異動ジャーナル情報	白専	氏名カナ	住所コード
共通部	専従者控除額	生年月日	都道府県コード
基本項目	総所得金額	性別	市町村コード
処理日	市民税均等割額	郵便番号	氏名(漢字)
処理時刻	市民税所得割額	住所	減免適用注意区分

今期徴収階層テーブル	均等割額(減免後)	性別	学区
月別徴収階層	所得割額(減免後)	減免ありサイン	町
前期徴収階層テーブル	税額合計(減免後)	世帯構成員把握情報	世帯
月別徴収階層	税減免サイン	宛名番号	員
今期減免	給与支払額	宛名区分	徴収方法
減免事由	年金支払額	業務個人番号	所得段階
減免台帳	合計所得金額	年度相当	生保該当サイン
区	控除対象配偶者	被保険者番号	保険料年額
台帳番号	扶養者数	本人宛名番号	保険料調定額
減免額	専従者控除	宛名区分	被保険者番号エラーサイン
今期減免	青専	業務個人番号	他都市所得照会出力マスタ
減免事由	白専	続柄	宛名番号
減免台帳	専従者控除額	介護世帯番号	宛名区分
区	総所得金額	登録区分	業務個人番号
台帳番号	特定支出控除	世帯管理番号	管理区
減免額	譲渡特別控除	生年月日	課税年度
今期保険料計算結果	譲渡所得合計	把握優先サイン	個人情報
保険料算定額	仮算定サイン	世帯構成判定データ	被保険者番号
限度超過額	他都市照会回答済みサイン	被保険者番号	介護管理区分
保険料年額	経歴番号	年度相当	氏名
前期保険料計算結果	所得段階区分別被保険者一覧	本人サイン	本名
保険料算定額	区コード	優先サイン	本名(カナ)
限度超過額	住所コード	年齢サイン	氏名補記サイン
保険料年額	区	世帯連番	通称名
住基・外登異動者データ	学区	世帯内連番	通称名(カナ)
宛名番号	町	宛名番号	通称名補記サイン
宛名区分	住所コード(市外)	宛名区分	生年月日
業務個人番号	市外住所サイン	業務個人番号	性別
世帯番号	住所コード	続柄	現住所
世帯宛名区分	都道府県コード	生年月日	現住所コード
世帯番号	市町村コード	世帯番号	現住所文字
異動事由	徴収区分	世帯構成削除サイン	現住所文字数
異動日	印字情報	世帯番号情報	現住所
異動サイン	段階	被保険者番号	現住所補記サイン
所得異動情報	段階決定理由	年度相当	現住所方書
宛名番号	累計	世帯番号	現住所方書補記サイン
宛名区分	被保険者数	賦課把握サイン	課税地居住住所
業務個人番号	構成比率	賦課期日1	課税地住所コード
年度相当	被保険者番号	賦課期日2	課税地住所
所得区分	年相	世帯サイン	課税地補記サイン
所得種別	情報	宛名番号	課税地方書
課税サイン(減免前)	管理区	宛名区分	課税地方書補記サイン
課税サイン(減免後)	変更者サイン	業務個人番号	照会先市区町村情報
税目	所得段階区分(旧)	生保受給者調定データ	照会先住所
納税者コード	所得段階区分(新)	被保険者番号	照会先郵便番号
住所コード	宛名番号	区コード	照会元区情報
氏名コード	宛名区分	担当者コード	照会元区コード
均等割額(減免前)	業務個人番号	ケースNO	被保険者情報
所得割額(減免前)	氏名	住所コード	代表被保険者宛名番号
税額合計(減免前)	生年月日	区コード	宛名区分

業務個人番号	宛名番号	喪失理由	月別生保取扱状況
照会番号	住所コード(京都市内)	届出日	境界層取扱状況テーブル
処理月	区	喪失処理区分	月別境界層取扱状況
リカバーページ	学区	住所地特例情報	老福取扱状況テーブル
世帯番号	町	開始日	月別老福取扱状況
台帳リストデータ	住所コード(京都市外)	届出日	徴収階層テーブル
被保険者番号	市外住所サイン	処理区分	月別徴収階層
徴収番号	住所コード	変更日	強制修正後徴収階層
管理区	都道府県コード	届出日	旧賦課情報
連番	市町村コード	処理区分	本人課税サイン
年相	郵便番号	終了日	世帯課税サイン
整理区分	住所	終了理由	月別状況
整理番号	方書	届出日	資格状況テーブル
種別	氏名(カナ)	処理区分	月別資格状況
通番	氏名(漢字)	適用除外者情報	生保取扱状況テーブル
宛名情報	通称名(漢字)	開始日	月別生保取扱状況
住所コード	通称名使用サイン	開始理由	境界層取扱状況テーブル
郵便番号	生年月日	届出日	月別境界層取扱状況
住所	性別	処理区分	老福取扱状況テーブル
方書	点字サイン	終了日	月別老福取扱状況
氏名サイン	電話番号	終了理由	徴収階層テーブル
氏名	宛名区分	届出日	月別徴収階層
点字サイン	住民情報	処理区分	強制修正後徴収階層
生年月日	住登区分	介護施設情報	老齢福祉年金
性別	住民日	入所日	老齢福祉年金受給者番号
賦課情報	住定日	退所日	記号
徴収階層	最終異動事由	施設名称	老福支給区分
徴収区分	最終異動日	施設番号	生活保護
生保該当サイン	続柄	指定サービス種類	生保区分
老福該当サイン	世帯主名(漢字)	旧措置入所者情報	生保開始日
保険料年額	(送付先)郵便番号	旧措置区	生保終了日
4・5・6月保険料額	(送付先)住所	旧措置終了日	実施機関番号
特記サイン	(送付先)方書	特記サイン	保険料階層
過年度調定サイン	(送付先)電話番号	激変緩和措置階層	代理納付サイン
世帯情報	宛名区分(送付先)	激変緩和措置階層(決定)	徴収方法
世帯員数	国籍区分	激変緩和措置階層(変更前)	口座振替サイン
世帯員情報	資格情報	賦課情報	当月徴収方法変更サイン
世帯員氏名	介護管理区分	台帳作成理由	仮徴収期間
課税サイン	資格取得情報	台帳作成年月	徴収方法区分
変更サイン	取得日	段階決定理由	特徴停止事由
台帳作成情報	取得理由	段階決定年月	特徴依頼済サイン
被保険者番号	届出日	通知書作成理由	停止依頼日
年度相当	取得処理区分	通知書作成年月	停止予定年月
履歴番号	区分該当情報	新賦課情報	確定予定年月
徴収コード	区分該当日	本人課税サイン	特徴義務者コード
被保険者番号	区分該当理由	世帯課税サイン	年金保険者番号
被保険者管理区コード	届出日	月別状況	基礎年金番号
連番(01からの連番)	区分該当処理区分	資格状況テーブル	本徴収期間
最新管理区	資格喪失情報	月別資格状況	徴収方法区分
宛名情報	喪失日	生保取扱状況テーブル	特徴停止事由

特徴依頼済サイン	普徴調定額テーブル	前回調定情報ありサイン	連番(01からの連番)
停止依頼日	普徴調定額	階層2/3判定算出年金額	住所コード(京都市内)
停止予定年月	随時調定額テーブル	旧階層2/3判定使用額	区
確定予定年月	随時調定額	処理月徴収判定階層テーブル	学区
特徴義務者コード	過年度調定額テーブル1	処理月徴収判定階層(1)	町
年金保険者番号	過年度調定額(翌年度)	台帳用世帯員データ	住所コード(京都市外)
基礎年金番号	過年度調定額テーブル2	被保険者番号	市外住所サイン
賦課期日	過年度調定額(翌々年度)	年度相当	住所コード
賦課期日住所	当該徴収コード調定額	順番	都道府県コード
新階層2/3判定使用額	減免	本人サイン	市町村コード
調定情報	減免事由	宛名情報	作成期
新調定情報	減免台帳	宛名番号	調定期
調定期	区	氏名	調定修正期
保険料計算結果	台帳番号	氏名補記サイン	当月台帳作成サイン
保険料算定額	減免額	生年月日	賦課台帳作成サイン
限度超過額	新徴収コード	性別	通知書作成サイン
保険料年額	被保険者管理区コード	続柄	履歴作成サイン
特徴調定額テーブル	連番	世帯構成把握サイン	賦課根拠情報
特徴調定額	新区調定額	所得情報	月別状況
普徴調定額テーブル	旧徴収コード	所得区分	資格状況テーブル
普徴調定額	被保険者管理区コード	所得種別	月別資格状況
随時調定額テーブル	連番	課税サイン(前)	生保取扱状況テーブル
随時調定額	旧区調定額	課税サイン(後)	月別生保取扱状況
過年度調定額テーブル1	世帯構成員情報	合計所得金額	境界層取扱状況テーブル
過年度調定額(翌年度)	本人のみ情報	市民税額合計	月別境界層取扱状況
過年度調定額テーブル2	税目	非課税・免除事由	老福取扱状況テーブル
過年度調定額(翌々年度)	納税者コード	仮算定サイン	月別老福該当状況
当該徴収コード調定額	住所コード	徴収階層情報	徴収階層テーブル
減免	氏名コード	被保険者番号	月別徴収階層
減免事由	控除対象配偶者	区コード	生活保護
減免台帳	扶養人数	徴収区分	公費負担者番号
区	合計所得金額	住所コード	老齢福祉年金
台帳番号	均等割額(減免後)	区	老齢福祉年金受給者番号
減免額	所得割額(減免後)	学区	記号
新徴収コード	給与支払金額	町	老福支給区分
被保険者管理区コード	年金支払額	住所コード(市外)	減免
連番	合計所得金額	市外住所サイン	減免事由
新区調定額	各世帯構成員情報	住所コード	減免台帳
旧徴収コード	宛名区分	都道府県コード	区
被保険者管理区コード	世帯構成員氏名	市町村コード	台帳番号
連番	生年月日	徴収階層情報	減免額
旧区調定額	続柄	徴収階層決定理由	徴収階層決定年月
旧調定情報	世帯構成員変更サイン	徴収階層	徴収階層決定理由
調定期	仮算定サイン	調定情報	本人課税サイン
保険料計算結果	所得区分	被保険者番号	世帯課税サイン
保険料算定額	所得種別	年度相当	本人合計所得額
限度超過額	市民税合計額(減免後)	履歴番号	処理月判定徴収階層(1)
保険料年額	税減免サイン	徴収コード	処理月判定徴収階層(2)
特徴調定額テーブル	課税サイン(減免前)	被保険者番号	強制修正後徴収階層
特徴調定額	前回賦課根拠情報ありサイン	被保険者管理区コード	保険料計算結果

保険料算定額	賦課台帳作成サイン	調定額増分	被保険者番号
限度超過額	通知書作成サイン	件数減分	特徴回付データ(トレイ)
保険料年額	履歴作成サイン	調定額減分	レコード区分
徴収方法区分	保険料計算結果	今期までの累計用件数増分	市町村コード
特徴義務者コード	保険料算定額	今期までの累計用件数減分	府県コード
年金保険者番号	限度超過額	同居の妻分割世帯員データ	市町村コード
基礎年金番号	保険料年額	被保険者番号	特徴義務者コード
特徴調定額テーブル	徴収方法区分	年度相当	通知内容コード
特徴調定額	特徴義務者コード	管理区	作成年月日
普徴調定額テーブル	年金保険者番号	世帯内順番	合計件数
普徴調定額	基礎年金番号	被保険者本人情報	合計金額1
随時調定額テーブル	特徴調定額テーブル	本人サイン	合計金額2
随時調定額	特徴調定額	宛名番号(本人)	特徴回付データ(ヘッダー)
過年度調定額テーブル1	普徴調定額テーブル	世帯員情報	レコード区分
過年度調定額(翌年度)	普徴調定額	宛名番号(世帯員)	市町村コード
過年度調定額テーブル2	随時調定額テーブル	世帯主との続柄	府県コード
過年度調定額(翌々年度)	随時調定額	同居の妻サイン	市町村コード
当該徴収コード調定額	過年度調定額テーブル1	同居の妻疑義理由	特徴義務者コード
新区徴収コード	過年度調定額(翌年度)	税目	通知内容コード
被保険者番号	過年度調定額テーブル2	納税者コード	媒体コード
被保険者管理区コード	過年度調定額(翌々年度)	特徴回付データ	作成年月日
連番(01からの連番)	当該徴収コード調定額	レコード区分	特徴結果エラー情報
新区調定額	新徴収コード	市町村コード	被保険者番号
旧区徴収コード	被保険者番号	府県コード	管理区
被保険者番号	被保険者管理区コード	市町村コード	区分
被保険者管理区コード	連番(01からの連番)	特徴義務者コード	特徴結果情報
連番(01からの連番)	新区徴収コード範囲内調定額	通知内容コード	特徴義務者コード
旧区調定額	旧徴収コード	作成年月日	通知内容コード
当初徴収方法区分	被保険者番号	基礎年金番号	基礎年金番号
調定情報2	被保険者管理区コード	年金コード	記号
被保険者番号	連番(01からの連番)	生年月日	年金コード
年度相当	旧区徴収コード範囲内調定額	性別	各種区分
履歴番号	調定額増減情報	氏名	処理結果
整理番号	被保険者番号	カナ氏名	各種金額1
徴収コード	区コード	漢字シフトコード	各種金額2
被保険者番号	年度相当	漢字氏名	特徴停止対象者情報
被保険者管理区コード	徴収区分	カナシフトコード	被保険者番号
連番(01からの連番)	区分	住所	年相
住所コード(京都市内)	月のIDX	郵便番号	特徴停止事由
区	住所コード	カナ住所	特徴停止予定年月
学区	区	漢字シフトコード	保険料年額
町	学区	漢字住所	特徴開始年月
住所コード(京都市外)	町	カナシフトコード	特別徴収対象者情報
市外住所サイン	住所コード(市外)	各種項目エリア	区分
住所コード	市外住所サイン	各種区分	市町村コード
都道府県コード	住所コード	処理結果	府県コード
市町村コード	都道府県コード	各種年月日	市町村コード
作成期	市町村コード	各種金額1	特徴義務者コード
調定期	調定額情報	各種金額2	通知内容コード
調定修正期	件数増分	年金証書記号番号	作成年月日

基礎年金番号	連番(01からの連番)	実施機関番号	特徴義務者コード
基礎年金番号	住所コード(京都市内)	保険料階層	年金保険者番号
年金コード	区	代理納付サイン	基礎年金番号
生年月日	学区	老齢福祉年金	特徴依頼額1
性別	町	老齢福祉年金受給者番号	特徴依頼額2
氏名	住所コード(京都市外)	記号	各種依頼エラー情報
カナ氏名	市外住所サイン	老福支給区分	特徴区分
漢字シフトコード	住所コード	減免	通知内容コード
漢字氏名	都道府県コード	減免事由	各種区分
カナシフトコード	市町村コード	減免台帳	処理結果
住所	資格取得情報	区	変更後仮徴収額1
郵便番号	取得日(台帳登録日)	台帳番号	変更後仮徴収額2
カナ住所	取得理由	減免額	世帯構成
漢字シフトコード	届出日	台帳作成年月	介護世帯番号
漢字住所	取得処理区分	台帳作成理由	登録区分
カナシフトコード	区分該当情報	通知書作成年月	世帯管理番号
各種項目エリア	区分該当日	通知書作成理由	本人住所コード(京都市内)
各種区分	区分該当理由	徴収階層決定年月	区
処理結果	届出日	徴収階層決定理由	学区
各種年月日	区分該当処理区分	本人課税サイン	町
各種金額1	資格喪失情報	世帯課税サイン	本人住所コード(京都市外)
各種金額2	喪失日	本人合計所得額	市外住所サイン
京都市独自エリア	喪失理由	処理月判定徴収階層(1)	住所コード
特徴開始年月	届出日	処理月判定徴収階層(2)	都道府県コード
徴収コード区	喪失処理区分	強制修正後徴収階層	市町村コード
徴収コード連番	介護管理区分	保険料計算結果	本人住所
一連番号	住所地特例連絡済サイン	保険料算定額	世帯構成員登録人数
特徴年度	作成期	想定保険料額	世帯構成員有効人数
連番	世帯構成員把握サイン	保険料年額	世帯構成員テーブル
カナ氏名(清音処理後)	当月資格取得サイン	徴収方法情報	本人所得区分
生年月日(和暦)	当月資格喪失サイン	当月徴収方法変更サイン	本人所得種別
突合サイン1	同一月得喪サイン	仮徴収期間	本人課税サイン(減免前)
突合サイン2	賦課期日	徴収方法区分	本人課税サイン(減免後)
年金証書記号番号	遡及限度年月日	特徴停止事由	世帯構成員変更サイン
被保険者番号	賦課根拠情報	停止依頼済サイン	本人宛名番号
読み替えデータ	月別状況	停止依頼年月日	本人続柄
被保険者番号	資格状況テーブル	特徴停止予定年月	世帯構成員情報
旧宛名番号	月別資格状況	特徴停止確定年月	所得区分
旧宛名区分	生保取扱状況テーブル	特徴義務者コード	所得種別
旧業務個人番号	月別生保取扱状況	年金保険者番号	課税サイン(減免前)
新宛名番号	境界層取扱状況テーブル	基礎年金番号	課税サイン(減免後)
新宛名区分	月別境界層取扱状況	特徴依頼額1	世帯構成員変更サイン
新業務個人番号	老福取扱状況テーブル	特徴依頼額2	世帯構成員宛名番号1
再取得サイン	月別老福取扱状況	本徴収期間	続柄
賦課根拠(生活困窮減免)	徴収階層テーブル	徴収方法区分	世帯構成員テーブル
被保険者番号	月別徴収階層	特徴停止事由	世帯構成員情報
年度相当	生活保護	停止依頼済サイン	所得区分
徴収コード	生保区分	停止依頼年月日	所得種別
被保険者番号	生保開始日	特徴停止予定年月	課税サイン(減免前)
被保険者管理区コード	生保廃止日	特徴停止確定年月	課税サイン(減免後)

世帯構成員変更サイン	減免後市町村民税	氏名又は通称名	支給区分
世帯構成員宛名番号1	均等割額	エラーサイン	保険料徴収階層強制修正情報
続柄	所得割額	エラーサイン	徴収階層区分
OL用履歴番号	非課税・減免事由	賦課変更連絡情報	削除サイン
履歴作成サイン	取消サイン	被保険者番号	減免取消サイン
整理番号	エラーサイン	年度相当	老福取消サイン
種別	更新情報	登録区	強制修正取消サイン
通番	更新区	減免連絡情報	更新情報
納付書種類コード	区コード	減免区分	更新区
賦課資料票データ	管轄コード	台帳番号	区コード
宛名番号	更新日	区	管轄コード
年度相当	賦課資料票データ3	減免額	更新日
登録区	宛名番号	老齢福祉年金情報	分割世帯構成員データ
所得関連情報	宛名区分	支給区分	被保険者番号
所得区分	業務個人番号	保険料徴収階層強制修正情報	年度相当
所得種別	宛名番号(再定義)	徴収階層区分	順番
給与支払金額	管轄区(連絡区)コード	削除サイン	本人サイン
公的年金支払額	管理区コード(再定義)	減免取消サイン	宛名番号
合計所得金額	年度相当	老福取消サイン	宛名番号
控対配	年度相当(再定義)	強制修正取消サイン	宛名区分
扶養人数	所得関連情報	更新情報	業務個人番号
減免前市町村民税	所得区分	更新区	所得区分
均等割額	所得区分(再定義)	区コード	所得種別
所得割額	所得種別	管轄コード	課税サイン(前)
減免後市町村民税	所得種別(再定義)	更新日	課税サイン(後)
均等割額	給与支払金額	賦課変更連絡情報2	合計所得金額
所得割額	給与支払金額(再定義)	被保険者番号	分割世帯構成員データ2
非課税・減免事由	公的年金支払額	徴収コード	被保険者番号
取消サイン	公的年金支払額(再定義)	区コード	年度相当
エラーサイン	合計所得金額	連番	管理区
更新情報	合計所得金額(再定義)	年度相当	順番
更新区	控除人数	減免連絡情報	本人サイン
区コード	控対配	減免区分	被保険者宛名番号
管轄コード	控対配(再定義)	台帳番号	宛名番号
更新日	扶養親族数	減免額	宛名区分
賦課資料票データ2	扶養親族数	老齢福祉年金情報	業務個人番号
宛名番号	減免前市民税額	支給区分	宛名番号
年度相当	均等割額	保険料徴収階層強制修正情報	宛名番号
登録区	均等割額(再定義)	徴収階層区分	宛名区分
所得関連情報	所得割額	エラーサイン	業務個人番号
所得区分	所得割額(再定義)	賦課変更連絡情報3	続柄
所得種別	減免後市民税額	被保険者番号	同居の妻サイン
給与支払金額	均等割額	年度相当	非課税・減免事由
公的年金支払額	均等割額(再定義)	登録区	賦課減免情報
合計所得金額	所得割額	減免連絡情報	賦課減免事由
控対配	所得割額(再定義)	減免区分	減免台帳番号
扶養人数	税減免適用サイン	台帳番号	返戻情報
減免前市町村民税	減免サイン(再定義)	区	被保険者番号
均等割額	修正サイン	減免額	年度相当
所得割額	ダブル区コード	老齢福祉年金情報	徴収コード

被保険者番号	保険料階層	連携情報
被保険者管理区コード	本人課税サイン	個人番号
連番(01からの連番)	世帯課税サイン	団体内統合宛名番号
期	本人合計所得額	情報提供用個人識別符号
返戻額	老福受給サイン	情報提供等記録
返戻区分	境界層該当サイン	氏名
保険料調定額一覧作成データ	生保受給サイン	住所
区コード	月別徴収階層	性別
徴収区分	普徴調定額テーブル	生年月日
期	普徴調定額合計	
調定情報	特徴調定額テーブル	
件数	特徴調定額	
調定額	特徴調定額合計	
保険料調定額一覧作成データ2	随時調定額合計	
区コード	当該徴収コード調定額	
住所コード	宛名エリア	
区	宛名区分	
学区	住所コード(京都市内)	
町	区	
住所コード(市外)	学区	
市外住所サイン	町	
住所コード	住所コード(京都市外)	
都道府県コード	市外住所サイン	
市町村コード	住所コード	
徴収区分	都道府県コード	
区分	市外住所サイン	
印字情報	住所コード	
累計	都道府県コード	
件数		
調定額		
保険料通知書情報		
徴収コード		
区		
被保険者番号		
連番		
通知書内容エリア		
基礎年金番号		
発布日		
区長名		
口振有無サイン		
徴収方法		
特徴義務者名		
年金種別名		
年相別エリア		
決定理由		
年度相当		
変更前後エリア		
保険料年額		
減免額		

収納

* 業務個人番号は番号法導入前より使用している介護保険システム上の管理番号であり、番号法の個人番号とは異なる。

還付・充当・振替明細情報	整理番号	収入日	口座情報
業務コード	整理番号(再定義)	処理済日	被保険者番号
徴収コード	保険料エリア	充当先科目コード	徴収番号
被保険者番号	総過納額	更新情報	被保険者管理区コード
徴収番号	自動充当額	更新区	連番(01からの連番)
区	手充当額	区コード	金融機関情報
連番	還付調定額	管轄コード	金融機関コード
チェックコード	還付済額	更新日	銀行コード
会計年度	充当日(執行日)	還付処理済データ 二次索引	支店コード
歳入出区分	還付済日(執行日)	被保険者番号(振替先)	口座種別コード
還付調定年度	延滞金エリア	徴収番号(振替先)	口座番号
還付調定年月	延滞金総過納額	区	口座名義人名
現滞区分	手充当額	連番	金融機関名
賦課調定年度	還付調定額	チェックコード	銀行名カナ
歳入歳出元区分	還付済額	賦課調定年度(振替先)	支店名カナ
返戻区分	手充当日(執行日)	賦課年度相当(振替先)	口座登録内容
連番	還付済日(執行日)	月(振替先)	口座登録月
処理済情報	返戻疑サイン	期(振替先)	請求依頼情報
明細区分	還付処理済データ	○/Lデータの全市連番	請求年月
保険料処理済額	処理区コード	処理年	請求依頼額
延滞金処理済額	登録日	連番	納付義務者カナ
執行日	被保険者番号	区収入済通データ	新規登録サイン
充当先情報	徴収番号	処理区コード	口座連絡データ2次索引
徴収コード	区	会計年度	被保険者番号
被保険者番号	連番	会計執行日	異動サイン
徴収番号	チェックコード	現滞区分	口座連絡データ情報
区	会計年度	被保険者番号	登録区
履歴番号	歳入出区分	徴収番号	被保険者番号
チェックコード	還付調定年度	区	異動サイン
賦課調定年度	還付調定年月	連番	徴収番号
賦課年度相当	現滞区分	チェックコード	金融機関コード
期	賦課調定年度	賦課調定年度	銀行コード
振替充当先科目	歳入歳出元区分	賦課年度相当	支店コード
処理日	返戻区分	期	金融機関名
還付マスタ	○/Lデータの全市連番	○/Lデータの全市連番	支店名
業務コード	処理年	処理年	口座種別
徴収コード	連番	連番	口座番号
被保険者番号	区分	済通記載内容	口座名義人
徴収番号	被保険者番号(振替先)	収入日	納付義務者
区	徴収番号(振替先)	合計金額	続柄
連番	区	保険料額	登録日
チェックコード	連番	延滞金額	データ更新情報
会計年度	チェックコード	郵便手数料	更新区
歳入出区分	賦課調定年度(振替先)	収入方法	区コード
還付調定年度	賦課年度相当(振替先)	更新情報	管轄コード
還付調定年月	月(振替先)	更新区	更新日
現滞区分	期(振替先)	区コード	収入更正データ
賦課調定年度	保険料額	管轄コード	処理区コード
歳入歳出元区分	延滞金額	更新日	登録日
返戻区分	会計執行日	口座マスタ	被保険者番号

徴収番号	期別	給付額減額履歴番号	業務コード
区	収入回数	更新情報	徴収コード1
連番	異動サイン	更新区	徴収コード2
チェックコード	収入額	区コード	徴収コード3
賦課調定年度	郵便手数料	管轄コード	調定年度
賦課年度相当	会計執行年月日	更新日	年度相当
期	収入年月日	想定保険料額情報	期別
科目コード	収入処理年月日	被保険者番号	調定回数
○/Lデータの全市連番	収入方法	調定年度	異動サイン
処理年	科目コード	想定保険料額	調定額
連番	郵便サイン	保険料年額	納期限
振替処理内容	年金保険者識別番号	滞納処分整理情報	調定年月日
区分	銀行+支店番号	業務コード	調定処理年月日
被保険者番号(振替先)	収納マスタ	被保険者番号	納付済証明情報
徴収番号(振替先)	業務コード	徴収番号	収入履歴情報
区	徴収コード1	徴収コード区	被保険者番号
連番	徴収コード2	徴収コード連番	徴収番号
賦課調定年度(振替先)	徴収コード3	調定年度	納入年
賦課年度相当(振替先)	調定年度	年度相当	調定年度
月(振替先)	年度相当	期別	年度相当
期(振替先)	期別	納期変更エリア	期別
振替金額	異動サイン	納期限変更理由	納入額
会計執行日	調定回数	変更後納期限	収入年月日
収入日	調定額	督促エリア	収入方法
収入方法	納期限	督促発付理由	保険料整理情報
充当先科目コード	調定年月日	督促発付日	被保険者番号
更新情報	調定処理年月日	時効管理エリア	調定年度
更新区	収入回数	時効中断日	年間想定保険料
区コード	収入額	領収日	賦課保険料
管轄コード	会計執行年月日	時効進行日	納入額合計
更新日	収入年月日	時効完成日	欠損額合計
収入更正データ(二次索引)	収入処理年月日	滞納処分状況	計算済納入額合計
被保険者番号(振替先)	収入方法	徴収猶予エリア	計算済欠損額合計
徴収番号(振替先)	保険料サイン	徴収猶予理由	更新情報
区	延滞金サイン	徴収猶予開始日	更新区
連番	郵便サイン	徴収猶予終了日	区コード
賦課調定年度(振替先)	年金保険者識別番号	承認エリア	管轄コード
賦課年度相当(振替先)	銀行+支店番号	承認日	更新日
月(振替先)	消滅時効情報	承認理由	保険料整理明細情報
期(振替先)	保険料整理内訳情報	時効停止エリア	保険料整理内訳情報
○/Lデータの全市連番	被保険者番号	時効停止理由	被保険者番号
処理年	調定年度	時効停止開始日	調定年度
連番	徴収番号	時効停止終了日	徴収番号
収入履歴情報	徴収コード区	更新情報	徴収コード区
業務コード	徴収コード連番	更新区	徴収コード連番
徴収コード1	年度相当	区コード	年度相当
徴収コード2	期別	管轄コード	期別
徴収コード3	計算済納入額	更新日	納期限
調定年度	計算済消減額	調定履歴情報	納入額
年度相当	給付額減額被保険者番号	収入履歴情報	欠損額

計算済納入額	年度相当	会計執行日	賦課調定額
計算済欠損額	年度相当(再定義)	年号年月	過納額
給付額減額被保険者番号	期別	収入日	総収入額(保険料)
給付額減額履歴番号	保険料額	年号年月	総調定額(保険料)
今回給付額減額納入額	指定期限	収入方法	総過納額(保険料)
今回給付額減額対象額	納期限	方法A(済通区分)	総収入額(延滞金)
更新情報	区名	方法B(収入状況)	総調定額(延滞金)
更新区	猶予ありサイン	処理日	総過納額(延滞金)
区コード	更新日	年金保険者識別番号	総過納額
管轄コード	納付書エリア2	特徴義務者コード	充当エリア
更新日	納付書期別エリア2	調定年度(西暦)+期別	明細エリア
一斉催告納付書作成情報	収納マスタキー	当月調定異動サイン	現滞区分
徴収コード	業務コード	返戻疑いサイン	調定年度
被保険者番号	徴収コード1	最新徴収番号	年度相当
区	徴収コード2	区コード	期
連番	徴収コード3	連番	未納額
共通エリア	調定年度	還付充当通知書情報	充当額
出力区分	年度相当	徴収コード	差引未納額
整理番号	期別	被保険者番号	総未納額
種別	調定額	区	総充当額
通番	収入日	連番	差引総未納額
宛名エリア	年号年	チェックコード	返戻
宛名区分	収入日	会計年度	明細エリア
住所コード	過納データ	歳入出区分	返戻額
区	業務コード	還付調定年度	総返戻額
学区	徴収コード	現滞区分	特徴義務者名
町	被保険者番号	還付調定年月	歳入出エリア
住所コード(京都市外)	区	賦課調定年度	総還付額(保険料)
市外住所サイン	連番	歳入歳出元区分	総還付額(延滞金)
住所コード	チェックコード	整理番号	返戻合計額(保険料)
郵便番号	会計年度	連番	充当合計額(保険料)
宛先氏名(漢字)	会計年度	通知区分	差引還付額
宛先氏名(漢字)	歳入出区分	当月賦課変更サイン	総過納合計額
補記サイン	還付調定年度	被保険者死亡サイン	住所サイン
住所補記サイン	還付調定年月	住登外サイン	宛名エリア
方書補記サイン	現滞区分	返戻候補サイン	宛名区分
氏名補記サイン	賦課調定年度	口座名義人	住所コード
通称名補記サイン	賦課調定年度	生保サイン	区
通名使用サイン	歳入歳出元区分	要介護度	学区
点字サイン	賦課年相	返戻注意判定サイン	町
送付先有無サイン	期	過納エリア	住所コード(京都市外)
納付書エリア	返戻区分	明細エリア	市外住所サイン
納付書期別エリア	調定額	年度相当	住所コード
徴収コード	収入額	期	郵便番号
被保険者番号	過納額	会計執行日	住所1
区	充当額	年号年月	住所2
連番	延滞金調定額	収入日	住所3
区分	延滞金収入額	年号年月	住所4
調定年度	延滞金過納額	区分	住所5
調定年度(再定義)	延滞金充当額	収入額	住所6

住所7	ゼロ円通知サイン	収入年月日	収入処理年月日
方書1	年金保険者番号	収入処理年月日	収入方法
方書2	基礎年金番号	収入方法	保険料サイン
氏名(漢字)	基礎年金番号情報	科目コード	延滞金サイン
宛先氏名(漢字)	特徴年度	郵便サイン	郵便サイン
氏名カナ	特徴年度(再定義)	年金保険者識別番号	年金保険者識別番号
バーコード	年金コード	区コード	区コード
補記サイン	基礎年金番号	決算用収納マスタ	収納マスタ
住所補記サイン	特徴開始月IDX	業務コード	業務コード
方書補記サイン	履歴番号	徴収コード1	徴収コード1
氏名補記サイン	徴収コード	徴収コード2	徴収コード2
通称名補記サイン	被保険者番号	徴収コード3	徴収コード3
通名使用サイン	区	調定年度	調定年度
点字サイン	徴収コード連番	年度相当	年度相当
送付先有無サイン	特徴停止予定年月	期別	期別
連絡先電話番号	処理年月	異動サイン	異動サイン
現住所	特徴義務者コード	調定回数	調定回数
保険者番号	決算資料1データ	調定額	調定額
区所名	調定年度	納期限	納期限
区所電話1	区	調定年月日	調定年月日
区所電話2	区分	調定処理年月日	調定処理年月日
区所電話3	調定エリア	収入回数	収入回数
区名	件数	収入額	収入額
現住所方書	額	会計執行年月日	会計執行年月日
郵便番号(現住所)	完納エリア	収入年月日	収入年月日
資格喪失日	件数	収入処理年月日	収入処理年月日
年号年月	額	収入方法	収入方法
資格喪失日	分納エリア	保険料サイン	保険料サイン
資格喪失理由	件数	延滞金サイン	延滞金サイン
特徴停止月	額	郵便サイン	郵便サイン
年号年	未納エリア	年金保険者識別番号	年金保険者識別番号
通知書作成理由	件数	区コード	区コード
世帯主との続柄	額	収納マスタ	収納マスタ
世帯員数	不納欠損エリア	業務コード	業務コード
生年月日	件数	徴収コード1	徴収コード1
還付未済データ	額	徴収コード2	徴収コード2
氏名カナ	決算用収入履歴情報	徴収コード3	徴収コード3
住所コード	収入履歴情報	調定年度	調定年度
特記サイン	業務コード	年度相当	年度相当
喪失事由	徴収コード1	期別	期別
喪失日	徴収コード2	異動サイン	異動サイン
経過月数	徴収コード3	調定回数	調定回数
調定履歴	調定年度	調定額	調定額
調定履歴	年度相当	納期限	納期限
月別詳細	期別	調定年月日	調定年月日
特徴普徴区分	収入回数	調定処理年月日	調定処理年月日
期(月で編集)	異動サイン	収入回数	収入回数
調定額	収入額	収入額	収入額
生保区分	郵便手数料	会計執行年月日	会計執行年月日
要介護状態区分	会計執行年月日	収入年月日	収入年月日

収入処理年月日	削除理由	徴収コード	徴収コード連番
収入方法	請求依頼情報	被保険者番号	区分
保険料サイン	請求予定年月	被保険者番号(再定義)	金融機関情報
延滞金サイン	請求依頼額	区	金融機関コード
郵便サイン	納付義務者	区(再定義)	銀行コード
年金保険者識別番号	新規サイン	連番	支店コード
区コード	続柄	連番(再定義)	口座種別
収納マスタ	口座異動情報	異動サイン	口座番号
業務コード	被保険者番号	異動サイン(再定義)	口座名義人
徴収コード1	最新徴収コード	金融機関情報	金融機関名
徴収コード2	被保険者番号	口座名義人	銀行名
徴収コード3	区	金融機関コード	支店名
調定年度	連番	銀行コード	口座内容情報
年度相当	徴収コード	銀行コード(再定義)	口座登録月
期別	被保険者番号	支店コード	請求依頼情報
異動サイン	被保険者番号(再定義)	支店コード(再定義)	請求予定年月
調定回数	区	口座種別	請求依頼額
調定額	区(再定義)	口座種別(再定義)	納付義務者
納期限	連番	口座番号	新規サイン
調定年月日	連番(再定義)	口座番号(再定義)	続柄
調定処理年月日	異動サイン	納付義務者	口座利用集計情報
収入回数	異動サイン(再定義)	続柄	被保険者番号
収入額	異動理由	続柄(再定義)	徴収番号
会計執行年月日	金融機関情報	整理番号	徴収コード区
収入年月日	銀行番号	整理番号(再定義)	徴収コード連番
収入処理年月日	金融機関番号	修正サイン	区分
収入方法	金融機関番号(再定義)	修正サイン(再定義)	金融機関情報
保険料サイン	支店番号	口座異動連絡エラー修正用	金融機関コード
延滞金サイン	支店番号(再定義)	被保険者番号	銀行コード
郵便サイン	口座種別	整理番号	支店コード
年金保険者識別番号	口座種別(再定義)	異動サイン	口座種別
区コード	口座番号	連絡徴収番号	口座番号
口座情報	口座番号(再定義)	区	口座名義人
徴収コード	口座名義人	連番	金融機関名
被保険者番号	金融機関名	最新徴収番号	銀行名
区	支店名	区	支店名
連番	口座内容情報	連番	口座内容情報
金融機関情報	新規サイン	納付義務者	口座登録月
金融機関コード	エラーサインエリア	口座名義人	請求依頼情報
銀行コード	エラーサイン	銀行コード	請求予定年月
支店コード	注意サインエリア	支店コード	請求依頼額
口座種別	注意サイン	口座種別	納付義務者
口座番号	納付義務者	口座番号	新規サイン
口座名義人	整理番号	続柄	続柄
金融機関名	整理番号(再定義)	修正サイン	口座利用集計情報
銀行名	修正サイン	エラーサイン	被保険者番号
支店名	修正サイン(再定義)	口座利用集計情報	徴収番号
口座内容情報	続柄	被保険者番号	徴収コード区
口座登録月	続柄(再定義)	徴収番号	徴収コード連番
削除年月	口座異動連絡	徴収コード区	区分

金融機関情報	銀行コード	通番	金融機関情報
金融機関コード	支店コード	宛名エリア	金融機関コード
銀行コード	口座種別	宛名区分	銀行コード
支店コード	口座番号	住所コード	支店コード
口座種別	口座名義人	区	口座種別
口座番号	金融機関名	学区	口座番号
口座名義人	銀行名	町	口座名義人
金融機関名	支店名	住所コード(京都市外)	金融機関名
銀行名	口座内容情報	市外住所サイン	銀行名
支店名	口座登録月	住所コード	支店名
口座内容情報	請求依頼情報	郵便番号	口座内容情報
口座登録月	請求予定年月	住所1	口座登録月
請求依頼情報	請求依頼額	住所2	削除年月
請求予定年月	納付義務者	住所3	削除理由
請求依頼額	新規サイン	住所4	請求依頼情報
納付義務者	続柄	住所5	請求予定年月
新規サイン	口座利用集計情報	住所6	請求依頼額
続柄	被保険者番号	住所7	納付義務者
口座利用集計情報	徴収番号	住所1サイン	新規サイン
被保険者番号	徴収コード区	住所2サイン	続柄サイン
徴収番号	徴収コード連番	住所3サイン	宛名情報
徴収コード区	区分	住所4サイン	宛名番号
徴収コード連番	金融機関情報	住所5サイン	徴収コード
区分	金融機関コード	住所6サイン	被保険者番号
金融機関情報	銀行コード	住所7サイン	番号
金融機関コード	支店コード	方書1	被保険者管理区コード
銀行コード	口座種別	方書2	連番(01からの連番)
支店コード	口座番号	氏名(漢字)	宛名区分
口座種別	口座名義人	宛先氏名(漢字)	年金番号
口座番号	金融機関名	氏名カナ	基礎年金番号
口座名義人	銀行名	バーコード	記号
金融機関名	支店名	補記サイン	番号
銀行名	口座内容情報	住所補記サイン	作成期
支店名	口座登録月	方書補記サイン	介護管理区分
口座内容情報	請求依頼情報	氏名補記サイン	特徴義務者コード
口座登録月	請求予定年月	通称名補記サイン	基礎年金番号更新情報
請求依頼情報	請求依頼額	通名使用サイン	更新区
請求予定年月	納付義務者	点字サイン	区コード
請求依頼額	新規サイン	送付先有無サイン	管轄コード
納付義務者	続柄	連絡先電話番号	更新日
新規サイン	口座振働奨励情報	10月特徴サイン	住所コード(京都市内)
続柄	徴収コード	口座振サイン	区
口座利用集計情報	被保険者番号	生保サイン	学区
被保険者番号	徴収番号	資格喪失理由	町
徴収番号	区	口座振登録データ	住所コード(京都市外)
徴収コード区	連番	徴収コード	市外住所サイン
徴収コード連番	チェックコード	被保険者番号	住所コード
区分	特記サイン	区	郵便番号
金融機関情報	整理番号	連番	住所文字
金融機関コード	種別	口座情報	住所文字数(市区)

住所文字数(通り名)	郵便番号	口座番号	月(再定義)
住所文字数(町名)	住所1	口座名義人	期
住所文字数(番地)	住所2	納付義務者	期(再定義)
住所	住所3	仮金融機関番号	口座振不能理由
方書	住所4	OCRエリア	口座振不能理由(再定義)
氏名(カナ)	住所5	OCR読取欄1	連絡区分
氏名(漢字)	住所6	OCR1	口座振明細情報
通称名(カナ)	住所7	OCR2	収納マスタ
通称名(漢字)	方書1	OCR3	徴収コード
生年月日	方書2	OCR4	被保険者番号
性別	宛先氏名(漢字)	OCR5	区
補記サイン	バーコード	OCR6	連番
住所補記サイン	補記サイン	ゼロ1	調定年度
方書補記サイン	住所補記サイン	OCR7	年度相当
氏名補記サイン	方書補記サイン	OCR8	期別
通称名補記サイン	氏名補記サイン	OCR読取欄2	銀行番号
突合結果1	通称名補記サイン	OCR9	金融機関番号
無年金者サイン	通名使用サイン	ゼロ2	支店番号
氏名カナ(清音)	点字サイン	ゼロ3	口座種別
一連番号	送付先有無サイン	更新日	口座番号
通称名使用サイン	宛名有無サイン	口座振不能情報	金融機関名
点字サイン	納付書エリア	徴収コード	支店名
連絡先電話番号	納付書共通エリア	被保険者番号	名義人名
嘱託員番号	納付書出力区分	区	新規サイン
住民情報	調定年度	連番	口座振依頼額
住登区分	氏名	調定年度	氏名カナ
最終異動日	氏名(再定義)	年度相当	仮金融機関番号
転出異動日	嘱託員番号	期	催告書データ情報
住民日	区名	連絡区分	徴収コード
住定日	業務コード	振替不能額	被保険者番号
バーコード(漢字)	介護固有区分	口座内容	区
世帯主(漢字)	新旧済通サイン	口座振不能理由	連番
続柄	納付書期別エリア	銀行番号	チェックコード
口座情報	未納区分	金融機関番号	調定年度
口座開始日	調定年度	支店番号	催告対象サイン
特徴サイン	年度相当	金融機関名	口座振サイン
口座振納付書作成データ	期別	支店名	特記サイン
徴収コード	保険料不能額	口座種別	資格喪失理由
被保険者番号	保険料請求額	口座番号	生保サイン
区	保険料依頼額	口座名義人	要介護状態区分
連番	納期限	納付義務者	滞納管理票作成サイン
宛名エリア	口座情報エリア	嘱託員番号	猶予・承認サイン
宛名区分	口座内容	続柄	宛名エリア
住所コード	口座振不能理由	口座振不能連絡情報	宛名区分
区	銀行番号	徴収コード	住所コード
学区	金融機関番号	被保険者番号	区
町	支店番号	区	学区
住所コード(京都市外)	金融機関名	連番	町
市外住所サイン	支店名	調定年度	住所コード(京都市外)
住所コード	口座種別	年度相当	市外住所サイン

住所コード	最新連番	年度相当	消除異動日
郵便番号	区別サイン	通知書作成理由2	宛名区分
住所1	整理番号	通知書作成理由(前回)	住登区分
住所2	種別	当初賦課ありサイン	特記サイン
住所3	通番	強制修正後徴収階層	住所コード
住所4	未納状況エリア2	即時還付連絡	区
住所5	未納明細2	ニュメリックエリア	学区
住所6	収納マスターキー	送付区	町
住所7	業務コード	送付区(再定義)	住所コード(京都市外)
住所1サイン	徴収コード1	会計年度	市外住所サイン
住所2サイン	徴収コード2	還付調定年月	住所コード
住所3サイン	徴収コード3	年号年	郵便番号
住所4サイン	調定年度	現滞区分	現住所
住所5サイン	年度相当	現滞区分(再定義)	方書
住所6サイン	期別	返戻区分	郵便番号(送付先)
住所7サイン	資格喪失判定情報	返戻区分(再定義)	送付先住所
方書1	被保険者番号	連絡区分	送付先方書
方書2	介護管理区分	連絡区分(再定義)	氏名(漢字)
氏名(漢字)	資格取得情報	徴収コード	宛先氏名(漢字)
宛先氏名(漢字)	取得日(台帳登録日)	被保険者番号	氏名カナ
氏名カナ	取得理由	区	補記サイン
バーコード	資格喪失情報	連番	住所補記サイン
補記サイン	喪失日(和暦)	チェックコード	方書補記サイン
住所補記サイン	喪失理由	賦課調定年度	氏名補記サイン
方書補記サイン	収入異動パラメータ情報	賦課調定年度(再定義)	通称名補記サイン
氏名補記サイン	処理期	年度相当	通名使用サイン
通称名補記サイン	期別	年度相当(再定義)	点字サイン
通名使用サイン	特徴義務者コード	期	連絡先電話番号
点字サイン	会計執行日	期(再定義)	連絡先電話番号(送付先)
送付先有無サイン	会計執行日(再定義)	月(再定義)	性別
連絡先電話番号	年号年月	科目サイン	生年月日
未納状況エリア	年号年	科目サイン(再定義)	住所コード(送付先)
未納明細	収入日	同時連絡額	資格エリア
(期別)催告対象サイン	収入日(再定義)	同時連絡額(再定義)	資格取得理由
年度相当	年号年月	会計執行日	資格取得日
期別	整理番号情報	年号年月	資格喪失理由
保険料額	徴収コード	収入日	資格喪失日
調定額	被保険者番号	年号年月	証発行エリア
納期限	区	エラーサインエリア	証交付理由
収入日	連番	エラーサイン1	証交付日
時効完成日(徴収権消滅日)	出力区分	エラー2エリア	賦課根拠エリア
(期別)猶予・承認サイン	整理番号	エラー2サイン	年相
猶予ありサイン	種別	滞納管理票情報	徴収階層
催告対象回数	通番	被保険者番号	階層決定年月
滞納回数1回サイン	通知書作成理由	徴収番号(最新)	階層決定理由
催告対象回数サイン	氏名(漢字)	区	減免事由
最新徴収コード	所得段階区分(変更後)	連番	生活保護エリア
最新被保険者番号	所得段階区分(変更前)	宛名エリア	生保区分
最新徴収番号	徴収方法	住民異動日	生保開始日
最新区	調定年度	住定日	生保廃止日

実施機関番号	納期限	整理番号	実施機関番号
収納情報	納期限変更理由	リスト作成区分	認定情報エリア
徴収番号	エラーサインエリア	収納情報	認定日
調定年度	エラーサイン	納期限	認定開始日
年度相当	滞納統計情報	時効完成日	認定終了日
期別	被保険者番号	未納額	要介護度
納期限	徴収番号(最新)	送付先ありサイン	更新区分
未納期数	区	宛名エリア	作成年月
総未納額	連番	宛名区分	徴収権消滅保険料集計データ
総欠損額	区分	住居区分	調定変動情報
認定情報エリア	調定額	住所コード	区コード
認定日	収入額	区	調定年度
認定開始日	未納率	学区	区分(1~54)
認定終了日	特記サイン	町	作成年月
要介護度	要介護度	住所コード(京都市外)	集計領域
更新区分	住所コード(京都市内)	市外住所サイン	調定件数
事業者名(省略)	区	住所コード	調定額
事業者番号	学区	郵便番号	徴収権消滅件数
電話番号(事業者)	町	現住所	徴収権消滅額
給付実績エリア	住所コード(京都市外)	方書	徴収状況明細表情報
期別給付実績	市外住所サイン	氏名(漢字)	徴収コード
給付年度	住所コード	宛先氏名(漢字)	被保険者番号
世帯構成員エリア	資格喪失理由	氏名カナ	区
世帯構成員明細	当月喪失サイン	補記サイン	連番
氏名漢字	当月区間移動サイン	住所補記サイン	チェックコード
続柄	当月認定サイン	方書補記サイン	調定年度
生年月日	当月完転サイン	氏名補記サイン	調定区分
宛名区分	徴収権消滅サイン情報	通称名補記サイン	年度相当
6人オーバーサイン	被保険者番号	通名使用サイン	宛名エリア
承認理由	徴収番号(最新)	点字サイン	氏名(漢字)
滞納管理対象者リスト用項目	区	連絡先電話番号	補記サイン
今後の徴収方法	連番	性別	住所補記サイン
承認・猶予サイン	調定年度	生年月日	方書補記サイン
税資ありサイン	年度相当	バーコード	氏名補記サイン
リスト区分	期別	資格エリア	通称名補記サイン
作成年月	収納情報	資格取得理由	通名使用サイン
滞納整理異動データ	納期限	資格取得日	点字サイン
徴収コード	時効完成日	資格喪失理由	普徴調定合計
被保険者番号	未納額	資格喪失日	特徴調定合計
徴収番号	リスト区分	特記サイン	普徴収入
徴収コード区	徴収権消滅対象者情報	賦課根拠エリア	滞繰ありサイン
連番	被保険者番号	年相	明細エリア
チェックコード	徴収番号	徴収階層	明細データ
徴収番号	区	階層決定年月	調定回数
調定年度	連番	階層決定理由	調定額
年度相当	調定年度	減免事由	収入回数
期別	年度相当	生活保護エリア	収入額
連絡区分	期別	生保区分	会計執行日
督促状発布日	最新管理区	生保開始日	年号年月
督促発布理由	最新住所コード	生保廃止日	会計執行日

収入日
年号年月
収入日
収入方法
不納欠損額
徴収状況明細用収納マスタ
被保険者番号
徴収番号
調定年度
年度相当
期別
調定回数
調定額
収入回数
保険料収入額

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

認定

* 業務個人番号は番号法導入前より使用している介護保険システム上の管理番号であり、番号法の個人番号とは異なる。

一時差止情報	給付額減額解除決定日	2号医療保険情報	事業者番号
被保険者番号	データ更新情報	2号医療保険者番号	サービス種類
一時差止区分	更新区	政管健保番号	変換不可サイン
対象開始情報	区コード	保険者番号	調査料支払情報
開始時認定管理番号	管轄コード	登録日	区分
対象開始日	更新日	被保険者番号	事業者番号・医療機関コード
開始処理事由	個人支援情報	老健情報	都道府県コード
職権サイン	被保険者番号	市町村番号	事業所区分・郡市区コード
解除情報	履歴番号	都道府県番号	通番
解除時認定管理番号	他市住特サイン	保険者番号	指定サービス種類
解除日	支援事業者情報	受給者番号	支払年月
解除理由	支援事業者種別区分	公費法別情報	被保険者番号
データ更新情報	事業者コード	法別番号	調査依頼番号
更新区	府県コード	実質敵負担情報	依頼年度
区コード	事業者番号	実質的負担管理年度	連番
管轄コード	事業所区分コード	実質的負担管理区分	認定情報
更新日	郡市区コード	データ更新情報	認定申請区
給付額減額情報	通番	更新区	申請事由
被保険者番号	指定サービス種類	区コード	予備1
履歴番号	適用開始情報	管轄コード	入所／居区分
判定時情報	適用開始日	更新日	意見書新規／継続区分
判定時認定管理番号	開始処理区分	審査会意見情報	調査料支払情報
判定日	開始届出日	被保険者番号	検査料テーブル
通知日	適用終了情報	認定管理番号	検査料
期間情報	適用終了日	審査会意見テーブル	依頼日
開始日	終了処理区分	審査会意見	受理日
終了日	終了届出日	データ更新情報	請求日
減額算定根拠情報	居宅サービス計画届出情報	更新区	支払日
徴収権消滅期間	サービス計画届出区分	区コード	調査料依頼状態区分
納付済期間	居住環境区分	管轄コード	削除日
給付額減額期間	委託先情報	更新日	訪問調査／意見書委託料
年度別算定根拠情報	委託先事業者番号	生保情報	予備2
調定年度	委託開始日	被保険者番号	データ更新情報
欠損額	委託開始届出日	履歴番号	更新区
納付額	委託終了日	生活保護情報	区コード
年賦課額	委託終了届出日	生保開始日	管轄コード
取消可能サイン	居宅サービス利用区分	生保廃止日	更新日
データ更新情報	データ更新情報	生保区分	認定情報
更新区	更新区	実施機関番号	被保険者番号
区コード	区コード	保険料階層	認定管理番号
管轄コード	管轄コード	代理納付サイン	台帳更新情報
更新日	更新日	高額段階	更新理由
給付制限解除情報	受給者情報	データ更新情報	認定情報
被保険者番号	被保険者番号	更新区	要介護状態区分
認定管理番号	旧措置情報	区コード	認定年月日
支払方法変更情報	旧措置の措置区	管轄コード	認定開始日
支払方法変更解除申請日	市外旧措置実施機関	更新日	認定終了日
支払方法変更解除決定日	旧措置終了日	地域包括支援センター変換情報	認定申請情報
給付額減額情報	旧措置者の徴収階層	住所コード	認定番号
給付額減額解除申請日	旧措置者の徴収金額	事業者コード	認定申請日

認定申請事由	支払方法変更情報	認定結果提供同意サイン	弁明機会期日
認定申請時区コード	支払変更状態区分	サービス計画提供同意サイン	認定延期情報
認定申請時資格区分	措置区分	支払方法変更継続サイン	認定延期テーブル
本人同意区分	判定日	申請代行区分	延期通知発行日
2号医療保険者番号	中止理由	制度区分	延期通知発行理由
政管健保番号	支払方法変更予告日	データ更新情報	認定見込日
保険者番号	支払方法変更措置日	更新区	最新認定見込日
2号特定疾病区分	支払方法変更解除日	区コード	資格者証有効期限
認定開始通知発行日	支払方法変更解除理由	管轄コード	認定結果入力日
訪問調査情報	弁明機会期日	更新日	認定結果希望サイン
訪問調査業者コード	給付額減額情報	認定進捗情報	サービス計画希望サイン
府県コード	給付減額履歴番号	認定ファイルリンク情報	申請代行区分
事業者番号	給付減額開始日	被保険者番号	データ更新情報
事業所区分コード	給付減額終了日	認定管理番号	更新区
郡市区コード	給付減額中断日	認定申請情報	区コード
通番	給付減額中断理由	認定申請日	管轄コード
指定サービス種類	認定延期情報	認定申請事由	更新日
職員調査区分	認定延期情報テーブル	訪問調査情報	認定履歴情報
調査依頼日	延期通知発行日	調査業者コード	被保険者番号
調査票受理日	延期通知発行理由	府県コード	認定管理番号
調査依頼番号	認定見込日	事業者番号	履歴番号
依頼年度	他市認定引継情報	事業所区分コード	データ更新情報
依頼番号	前保険者番号	郡市区コード	更新区
意見書情報	前被保険者番号	通番	区コード
医療機関コード	前認定年月日	指定サービス種類	管轄コード
府県コード	前認定開始日	訪問調査職員調査区分	更新日
医療機関区分	前認定終了日	調査依頼日	医療機関マスタ
郡市区コード	前認定申請日	調査票受理日	府県コード
通番	再調査情報	調査依頼番号	医療機関コード
意見書依頼日	再調査決定日	依頼年度	医歯薬区分コード
診断要否サイン	再調査理由	依頼番号	郡市区コード
意見書受理日	不服申立情報	意見書情報	連番
主治医同意区分	裁決年月日	医療機関コード	医療機関名(漢字)
意見書依頼番号	裁決理由	府県コード	医療機関名(カナ)
依頼年度	取下・却下情報	医療機関区分	住所コード
依頼番号	取下・却下区分	郡市区コード	郵便番号
1次判定情報	取下・却下日	通番	住所
要介護状態区分	取下・却下理由	意見書依頼日	住所文字数
2次判定情報	認定進捗リンク情報	診断要否サイン	方書
審査会開催日	申請時区コード	意見書受理日	電話番号
合議体番号	相対アドレス	主治医同意区分	管理情報
判定結果受理日	短期入所拡大情報	意見書依頼番号	開始日
要介護状態区分	短期入所拡大サイン	依頼年度	終了日
非該当理由	他市引継情報2	依頼番号	意見書依頼停止サイン
審査会意見有無サイン	他市認定引継要介護状態区分	予定審査会情報	口座対象外サイン
指定サービス情報	老福措置情報	予定合議体番号	診療科目テーブル
指定サービス種類	老福措置区	予定審査会開催日	診療科目コード
指定サービス種類テーブル	2号医療被保険者番号	再調査情報	口座情報有無サイン
指定サービス種類コード	認定結果連絡希望サイン	再調査決定日	データ更新情報
給付制限情報	サービス計画希望サイン	再調査理由	更新区

区コード	情報書込日付	指定サービス名称	被保険者番号
管轄コード	基本情報	法人情報	調査依頼番号
更新日	指定情報処理	法人種別コード	依頼年度
医療機関情報	状態情報処理	法人名(漢字)	連番
医療機関コード	開設/管理者情報	法人名(カナ)	認定情報
医歯薬区分コード	標榜情報	主事務所郵便番号	認定申請区
郡市区コード	診療科名/保険医等	主事務所住所1	申請事由
連番	病床情報	主事務所住所2	入所/居宅区分
病院種別コード	事業者マスタ	主事務所住所3	意見書新規/継続区分
種別1	事業者番号	主事務所電話番号	調査料支払情報
種別2	府県コード	代表者名(漢字)	検査料テーブル
経営主体コード	事業者コード	代表者名(カナ)	検査料
開設年月日	事業所区分コード	事業所情報	依頼日
法人名称	郡市区コード	事業所名(漢字1)	受理日
法人名(漢字)	連番	事業所名(漢字2)	請求日
法人名(カナ)	サービス種別	事業所名(カナ)	支払日
医療機関名称	該当区分	地域コード	調査料依頼状態区分
医療機関名(漢字)	事業者名(漢字)	市町村コード	削除日
医療機関名(カナ)	事業者名(カナ)	振興局コード	調査委託料
住所コード	事業者名(省略)	郵便番号	データ更新情報
住所	開設者氏名	住所1	更新区
郵便番号	開設日	住所2	区コード
電話番号	廃設日	住所3	管轄コード
代表電話番号	業務停止日	電話番号	更新日
代表電話番号内線	業務停止終了日	入所定員	統計マスタ
直通電話番号	住所コード	専門員人員	年月
直通電話番号内線	郵便番号	指定許可年月日	申請情報
受付年月日	住所	事業開始年月日	申請件数
指定年月日	住所文字数	振込口座情報	認定情報
状態区分	方書	区分	要介護度
廃止年月日	電話番号	事業者コード/医療機関番号	入所区分
指定期間始	指定サービス情報	口座名義人	認定件数
登録理由	指定有効開始日	口座情報	認定帳票プリント用マスタ
開設者名等	指定有効終了日	金融機関コード	区分
開設者法人名(漢字)	受領委任契約済サイン	支店コード	事業者番号・医療機関コード
開設者法人名(カナ)	業者停止サイン	預金種別	都道府県コード
開設者氏名(漢字)	訪問調査委託契約済サイン	口座番号	事業所区分・郡市区コード
開設者氏名(カナ)	高額委任払い契約サイン	金融機関名称	通番
管理者氏名(漢字)	データ更新情報	銀行名	サービス種別
管理者氏名(カナ)	更新区	支店名	支払年月
診療日区分	区コード	振込金額	被保険者番号
診療科名テーブル	管轄コード	振込金額(再定義)	調査依頼番号
診療科目コード	更新日	調査料支払情報	依頼年度
保険医等	事業者情報	区分	連番
種別	事業者番号	事業者番号・医療機関コード	認定情報
人数	事業所区分コード	都道府県コード	認定申請区
病棟	郡市区コード	事業所区分・郡市区コード	申請事由
種別	連番	通番	入所/居宅区分
病棟数	指定サービス情報	指定サービス種別	意見書新規/継続区分
病床数	指定サービスコード	支払年月	調査料支払情報

検査料テーブル	検索名称
検査料	保険者名(カナ)
依頼日	都道府県コード
受理日	区分
請求日	保険者名称(漢字)
支払日	区分名称
調査料依頼状態区分	都道府県名称
削除日	郵便番号
訪問調査意見書委託料	住所
宛名情報	方書
事業者/医療機関情報	電話番号
事業者/医療機関名称	連携情報
住所コード	個人番号
住所文字数	団体内統合宛名番号
事業者/医療機関住所	情報提供用個人識別符号
事業者/医療機関方書	情報提供等記録
事業者/医療機関郵便番号	氏名
バーコードイメージ	住所
被保険者情報	性別
被保険者宛先氏名	生年月日
氏名補記サイン	
通称名補記サイン	
通称名使用サイン	
宛名なしサイン	
請求額	
検査料	
保険者マスタ	
政管健保番号	
保険者番号	
法別番号	
都道府県	
保険者番号	
保険者名(漢字)	
保険者名(カナ)	
住所コード	
郵便番号	
住所	
住所文字数	
方書	
電話番号	
管理情報	
開始日	
終了日	
区分	
データ更新情報	
更新区	
区コード	
管轄コード	
更新日	
保険者情報	

給付

* 業務個人番号は番号法導入前より使用している介護保険システム上の管理番号であり、番号法の個人番号とは異なる。

ホームヘルプ利用者マスタ	利用者負担限度額	療養環境基準	適用開始日
宛名番号	利用者負担限度額区分	障害者生活支援体制	適用終了日
ホームヘルプ利用者情報	データ更新情報	常勤専従医師配置	給付情報
区分	更新区	夜間勤務条件基準	給付情報1
ホームヘルプ提供情報	区コード	医師配置基準	保険給付率
提供事業者名	管轄コード	精神科医療養指導	保険給付率(減額)
利用開始日	更新日	痴呆専門棟	給付情報2
利用開始年齢	介護サービスマスタ	食事提供の状況	報酬単価情報
生計中心者宛名番号	サービスコード	特別食提供	介護報酬情報
宛名区分	サービス種類コード	送迎体制	介護報酬単価
業務個人番号	サービス項目コード	居住費対策	介護報酬地域加算情報
生計中心者	適用開始日(逆数)	公費適用情報	サービス種類コード
所得判定サイン	適用情報	公費番号	加算割合分母
身体障害者情報	適用開始日	管理情報	加算割合分子
手帳有無	適用終了日	経過措置年月日	診療報酬単価
手帳番号	サービス名称	データ更新情報	給付情報3
手帳交付年月日	単位数情報	更新区	短期入所基準単位数情報
手帳交付時の年齢	単位数	区コード	基準単位数
等級	単位数識別コード	管轄コード	給付情報4
派遣対象サイン	算定単位	更新日	食事提供単価
判定サイン	合成識別区分	介護特定診療マスタ	基本単価
受給者番号	算定項目識別情報	介護特定診療コード	特別食単価
データ更新情報	事業者属性	サービス種類コード	給付情報5
更新区	事業者・施設区分	識別番号(ファイル上)	サービス種類単価妥当テーブル
区コード	人員配置区分	識別番号	サービス種類
管轄コード	被保険者属性	適用開始日(逆数)	単価テーブル
更新日	要介護状態区分	適用情報	単価
委任払い申請情報	要介護状態区分(旧措置)	適用開始日	データ更新情報
被保険者番号	サービス内容	適用終了日	更新区
連番	身体生活識別区分	介護特定診療名	区コード
申請情報	サービス提供回数	単位数情報	管轄コード
申請日	外泊・他科受診算定区分	単位数	更新日
申請区分	合成加減算項目情報	単位数識別コード	給付介護所得情報
事業者番号(12桁)	基本サービスコード	算定単位	宛名番号
事業者番号(サービス種類)	従属加減算項目情報	合成識別区分	宛名区分
判定情報	加算可能サービスコード	介護特定診療区分コード	業務個人番号
世帯課税区分	支給限度額対象区分	介護特定診療項目コード	年度相当
生保区分	算定規約情報	算定制約情報	旧宛名番号
老福受給状況	算定期間回数制限	算定期間回数制限	旧宛名区分
予備(旧限度額区分)	期間・時期	期間・時期	旧業務個人番号
承認情報	回数・日数	回数・日数	所得関連情報
決定日	事業所指定項目制限	データ更新情報	仮算定サイン
承認区分	特別地域加算	更新区	所得区分
不承認・取消理由	緊急時訪問看護加算	区コード	所得種別
取消日	特別管理体制	管轄コード	課税サイン(減免前)
取消サイン	機能訓練指導體制	更新日	課税サイン(減免後)
中断月	食事提供体制	給付テーブル	税減免・非課税事由
適用情報	入力介助体制	テーブル区分	合計所得金額
適用開始年月	特別入力介助体制	適用開始日(逆数)	年金支給額
適用終了年月	リハビリテーション加算状況	適用情報	少額年金支払額

給付管理票情報	指定／基準該当等事業所区分	サービス点数	給付実績区分コード
被保険者番号	サービス種類コード	保険請求額	公費情報
サービス年月	給付計画点数／日数	利用者負担額	負担者番号
事業者番号・支援事業所	期間における前月までの日数	緊急時施設療養費保険請求合	受給者番号
給付管理票種別区分コード	指定サービス分小計	特定診療費保険請求分合計額	被保険者情報
給付管理票明細行番号	基準該当サービス分小計	食事提供費請求額	生年月日
給付管理票情報作成区分	給付計画合計点数／日数	公費	性別
証記載保険者番号	担当介護支援専門員番号	サービス点数	要介護状態区分
生年月日	委託先の居宅支援事業所番号	公費請求額	旧措置入所者特例コード
性別	委託先の担当支援専門員番号	公費本人負担額	認定有効期間
要介護状態区分	データ更新情報	緊急時施設療養費公費請求合	開始年月日
限度額適用期間	更新区	特定診療費公費請求分合計額	終了年月日
開始年月	区コード	食事提供費公費請求分	老人保健市町村番号
終了年月	管轄コード	合計情報(決定後)	老人保健受給者番号
訪問通所短期入所支給限度額	更新日	サービス点数	居宅サービス計画情報
居宅サービス計画作成区分	給付実績基本情報	保険請求額	居宅サービス計画作成区分コ
事業者番号・サービス事業所	被保険者番号	利用者負担額	居宅介護支援事業所番号
指定／基準該当等事業所区分	サービス年月	緊急時施設療養費保険請求合	開始年月日
サービス種類コード	様式番号	特定診療費保険請求分合計額	中止年月日
給付計画点数／日数	連番・枝番	食事提供費請求額	中止理由コード
期間における前月までの日数	証記載保険者番号	公費	入所／入院年月日
指定サービス分小計	給付実績情報作成区分	サービス点数	退所／退院年月日
基準該当サービス分小計	給付実績区分コード	公費請求額	入所／入院実日数
給付計画合計点数／日数	公費情報	公費本人負担額	外泊日数
担当介護支援専門員番号	負担者番号	緊急時施設療養費公費請求合	退所／退院後の状態コード
委託先の居宅支援事業所番号	受給者番号	特定診療費公費請求分合計額	保険給付率
委託先の担当支援専門員番号	被保険者情報	食事提供費公費請求分	公費給付率
データ更新情報	生年月日	警告区分コード	合計情報(決定前)
更新区	性別	過誤サイン	サービス点数
区コード	要介護状態区分	再審査サイン	保険請求額
管轄コード	旧措置入所者特例コード	審査年月	利用者負担額
更新日	認定有効期間	請求年月	緊急時施設療養費保険請求合
給付管理票情報履歴	開始年月日	過誤申立区分	特定診療費保険請求分合計額
被保険者番号	終了年月日	再審査申立区分	食事提供費請求額
サービス年月	老人保健市町村番号	過誤・再審査申立日	公費
事業者番号・支援事業所	老人保健受給者番号	領収証情報	サービス点数
給付管理票種別区分コード	居宅サービス計画情報	領収証額	公費請求額
履歴番号	居宅サービス計画作成区分コ	データ更新情報	公費本人負担額
給付管理票明細行番号	居宅介護支援事業所番号	更新区	緊急時施設療養費公費請求合
給付管理票情報作成区分	開始年月日	区コード	特定診療費公費請求分合計額
証記載保険者番号	中止年月日	管轄コード	食事提供費公費請求分
生年月日	中止理由コード	更新日	合計情報(決定後)
性別	入所／入院年月日	給付実績基本情報履歴	サービス点数
要介護状態区分	退所／退院年月日	被保険者番号	保険請求額
限度額適用期間	入所／入院実日数	サービス年月	利用者負担額
開始年月	外泊日数	様式番号	緊急時施設療養費保険請求合
終了年月	退所／退院後の状態コード	連番・枝番	特定診療費保険請求分合計額
訪問通所短期入所支給限度額	保険給付率	履歴番号	食事提供費請求額
居宅サービス計画作成区分	公費給付率	証記載保険者番号	公費
事業者番号・サービス事業所	合計情報(決定前)	給付実績情報作成区分	サービス点数

公費請求額	更新区	通院日数	麻酔点数
公費本人負担額	区コード	通院医療機関名	放射線治療点数
緊急時施設療養費公費請求合	管轄コード	緊急時治療管理点数	摘要
特定診療費公費請求分合計額	更新日	緊急時治療管理日数	緊急時施設療養費合計点数
食事提供費公費請求分	給付実績居宅サ費履歴	緊急時治療管理小計	決定後
警告区分コード	被保険者番号	リハビリテーション点数	往診日数
過誤サイン	サービス年月	処置点数	通院日数
再審査サイン	事業所番号	手術点数	緊急時治療管理点数
審査年月	様式番号	麻酔点数	緊急時治療管理日数
請求年月	連番・枝番	放射線治療点数	リハビリテーション点数
過誤申立区分	履歴番号	摘要	処置点数
再審査申立区分	明細行番号	緊急時施設療養費合計点数	手術点数
過誤・再審査申立日	指定／基準該当等事業所区分	決定後	麻酔点数
領収証情報	点数単価	往診日数	放射線治療点数
領収証額	居宅サー計画作成依頼届出日	通院日数	再審査回数
データ更新情報	サービスコード	緊急時治療管理点数	過誤回数
更新区	サービス種類	緊急時治療管理日数	審査年月
区コード	サービス項目	リハビリテーション点数	データ更新情報
管轄コード	単位数	処置点数	更新区
更新日	回数	手術点数	区コード
給付実績居宅サービス計画費	点数	麻酔点数	管轄コード
被保険者番号	サービス単位数合計	放射線治療点数	更新日
サービス年月	請求金額	再審査回数	給付実績集計情報
事業所番号	担当介護支援専門員番号	過誤回数	被保険者番号
様式番号	摘要	審査年月	サービス年月
連番・枝番	決定後	データ更新情報	事業所番号
明細行番号	単位数	更新区	様式番号
指定／基準該当等事業所区分	回数	区コード	連番・枝番
点数単価	点数	管轄コード	サービス種類
居宅サー計画作成依頼届出日	サービス単位数合計	更新日	サービス実日数
サービスコード	請求金額	給付実績緊急時施設療養履歴	計画点数
サービス種類	再審査回数	被保険者番号	限度額管理対象点数
サービス項目	過誤回数	サービス年月	限度額管理対象外点数
単位数	審査年月	事業所番号	短期入所計画日数
回数	データ更新情報	様式番号	短期入所実日数
点数	更新区	連番・枝番	保険請求分情報
サービス単位数合計	区コード	履歴番号	点数合計
請求金額	管轄コード	緊急時施設療養情報R順次番	点数単価
担当介護支援専門員番号	更新日	緊急時傷病名	請求額
摘要	給付実績緊急時施設療養情報	緊急時治療開始年月日	利用者負担額
決定後	被保険者番号	往診日数	公費請求分情報
単位数	サービス年月	往診医療機関名	公費分点数
回数	事業所番号	通院日数	請求額
点数	様式番号	通院医療機関名	公費分本人負担額
サービス単位数合計	連番・枝番	緊急時治療管理点数	保険分出来高医療費情報
請求金額	緊急時施設療養情報R順次番	緊急時治療管理日数	点数合計
再審査回数	緊急時傷病名	緊急時治療管理小計	請求額
過誤回数	緊急時治療開始年月日	リハビリテーション点数	出来高医療費利用者負担額
審査年月	往診日数	処置点数	公費分出来高医療費情報
データ更新情報	往診医療機関名	手術点数	点数合計

請求額	点数合計	過誤回数	指導管理点数
出来高医療費利用者負担額	請求額	審査年月	単純X線点数
決定後	出来高医療費利用者負担額	データ更新情報	リハビリテーション点数
短期入所実日数	決定後	更新区	精神科専門療法点数
点数合計	短期入所実日数	区コード	予備1
保険請求分請求額	点数合計	管轄コード	予備2
公費請求分情報	保険請求分請求額	更新日	合計点数
公費分点数	公費請求分情報	給付実績食事費用情報履歴	公費請求分情報
請求額	公費分点数	被保険者番号	指導管理点数
保険分出来高医療費情報	請求額	サービス年月	単純X線点数
点数合計	保険分出来高医療費情報	事業所番号	リハビリテーション点数
請求額	点数合計	様式番号	精神科専門療法点数
公費分出来高医療費情報	請求額	連番・枝番	予備1
点数合計	公費分出来高医療費情報	履歴番号	予備2
請求額	点数合計	基本食提供費用情報	合計点数
再審査回数	請求額	提供日数	摘要
過誤回数	再審査回数	提供単価	決定後
審査年月	過誤回数	提供金額	保険請求分情報
データ更新情報	審査年月	特別食提供費用情報	指導管理点数
更新区	データ更新情報	提供日数	単純X線点数
区コード	更新区	提供単価	リハビリテーション点数
管轄コード	区コード	提供金額	精神科専門療法点数
更新日	管轄コード	食事提供延べ日数	予備1
給付実績集計情報履歴	更新日	公費対象食事提供延べ日数	予備2
被保険者番号	給付実績食事費用情報	食事提供費合計	公費請求分情報
サービス年月	被保険者番号	標準負担額(月額)	指導管理点数
事業所番号	サービス年月	食事提供費請求額	単純X線点数
様式番号	事業所番号	食事提供費公費請求分	リハビリテーション点数
連番・枝番	様式番号	標準負担額(日額)	精神科専門療法点数
サービス種類	連番・枝番	決定後	予備1
サービス実日数	基本食提供費用情報	基本食提供費用提供単価	予備2
計画点数	提供日数	特別食提供費用提供単価	再審査回数
限度額管理対象点数	提供単価	食事提供費請求額	過誤回数
限度額管理対象外点数	提供金額	再審査回数	審査年月
短期入所計画日数	特別食提供費用情報	過誤回数	データ更新情報
短期入所実日数	提供日数	審査年月	更新区
保険請求分情報	提供単価	データ更新情報	区コード
点数合計	提供金額	更新区	管轄コード
点数単価	食事提供延べ日数	区コード	更新日
請求額	公費対象食事提供延べ日数	管轄コード	給付実績特定診療情報2
利用者負担額	食事提供費合計	更新日	被保険者番号
公費請求分情報	標準負担額(月額)	給付実績特定診療情報	サービス年月
公費分点数	食事提供費請求額	被保険者番号	事業所番号
請求額	食事提供費公費請求分	サービス年月	様式番号
公費分本人負担額	標準負担額(日額)	事業所番号	連番・枝番
保険分出来高医療費情報	決定後	様式番号	特定診療情報R順次番号
点数合計	基本食提供費用提供単価	連番・枝番	傷病名
請求額	特別食提供費用提供単価	特定診療情報R順次番号	識別番号
出来高医療費利用者負担額	食事提供費請求額	緊急時傷病名	単位数
公費分出来高医療費情報	再審査回数	保険請求分情報	保険請求分情報

回数	合計点数	合計単位数	連番・枝番
サービス単位数	摘要	公費請求分情報	履歴番号
合計単位数	決定後	回数	サービスコード+連番
公費請求分情報	保険請求分情報	サービス単位数	サービスコード
回数	指導管理点数	合計単位数	サービス種類
サービス単位数	単純X線点数	再審査回数	サービス項目
合計単位数	リハビリテーション点数	過誤回数	サービスコード連番
摘要	精神科専門療法点数	審査年月	決定前
決定後	予備1	データ更新情報	点数
単位数	予備2	更新区	日数・回数
保険請求分情報	公費請求分情報	区コード	公費対象日数・回数
回数	指導管理点数	管轄コード	サービス点数
サービス単位数	単純X線点数	更新日	公費対象サービス点数
合計単位数	リハビリテーション点数	給付実績明細情報	適用
公費請求分情報	精神科専門療法点数	被保険者番号	決定後
回数	予備1	サービス年月	点数
サービス単位数	予備2	事業所番号	日数・回数
合計単位数	再審査回数	様式番号	公費対象日数・回数
再審査回数	過誤回数	連番・枝番	サービス点数
過誤回数	審査年月	サービスコード+連番	公費対象サービス点数
審査年月	データ更新情報	サービスコード	再審査回数
データ更新情報	更新区	サービス種類	過誤回数
更新区	区コード	サービス項目	審査年月
区コード	管轄コード	サービスコード連番	データ更新情報
管轄コード	更新日	決定前	更新区
更新日	給付実績特定診療情報履歴2	点数	区コード
給付実績特定診療情報履歴	被保険者番号	日数・回数	管轄コード
被保険者番号	サービス年月	公費対象日数・回数	更新日
サービス年月	事業所番号	サービス点数	金融機関情報(O/L)
事業所番号	様式番号	公費対象サービス点数	金融機関ファイル
様式番号	連番・枝番	適用	ファイル区分
連番・枝番	履歴番号	決定後	期間区分
履歴番号	特定診療情報R順次番号	点数	銀行ファイルキー
特定診療情報R順次番号	傷病名	日数・回数	銀行コード
緊急時傷病名	識別番号	公費対象日数・回数	支店コード
保険請求分情報	単位数	サービス点数	銀行名
指導管理点数	保険請求分情報	公費対象サービス点数	支店名
単純X線点数	回数	再審査回数	店舗区分
リハビリテーション点数	サービス単位数	過誤回数	出張所母店
精神科専門療法点数	合計単位数	審査年月	サイン1
予備1	公費請求分情報	データ更新情報	読替銀行名
予備2	回数	更新区	サイン2
合計点数	サービス単位数	区コード	読替支店名
公費請求分情報	合計単位数	管轄コード	電話番号
指導管理点数	摘要	更新日	住所コード
単純X線点数	決定後	給付実績明細情報履歴	都道府県コード
リハビリテーション点数	単位数	被保険者番号	住所コードその他
精神科専門療法点数	保険請求分情報	サービス年月	郵便番号
予備1	回数	事業所番号	郵便番号本番
予備2	サービス単位数	様式番号	枝番

住所(1)	新規登録サイン(全銀協)
住所(2)	データ更新情報
所在地	更新区
金融機関情報(振込用)	区コード
金融機関ファイル	管轄コード
ファイル区分	更新日
期間区分	
銀行ファイルキー	
銀行コード	
支店コード	
銀行名	
支店名	
店舗区分	
出張所母店	
サイン1	
読替銀行名	
サイン2	
読替支店名	
電話番号	
住所コード	
都道府県コード	
住所コードその他	
郵便番号	
郵便番号本番	
枝番	
住所(1)	
住所(2)	
所在地	
現物給付状況情報	
被保険者番号	
給付実績情報	
現物給付実績有無サイン	
現物給付実績公費負担有無サイン	
利用者負担額合計	
給付管理票情報	
給付管理票有無サイン	
給付計画合計点数/日数	
データ更新情報	
更新区	
区コード	
管轄コード	
更新日	
口座初期表示用情報	
被保険者番号	
口座情報	
金融機関コード	
支店コード	
口座種別コード	
口座番号	
口座名義人	

給付(続き)

* 業務個人番号は番号法導入前より使用している介護保険システム上の管理番号であり、番号法の個人番号とは異なる。

高額バッチ処理テーブル	金融機関コード	データ更新情報	データレコード連番
年度	支店コード	更新区	自己負担額証明書整理番号
サービス年月テーブル	口座種別コード	区コード	(整理番号)証明対象年度
処理日	口座番号	管轄コード	(整理番号)保険者番号
データ更新情報	口座名義人	更新日	(整理番号)保険者・固定
更新区	新規登録サイン(全銀協)	高額合算計算結果情報	(整理番号)連番
区コード	振込番号	被保険者番号	保険制度コード
管轄コード	高額情報	証明書整理番号(補数)	保険者番号
更新日	利用者負担合算額	証明対象年度(補数)	被保険者証記号
高額介護費情報	高額該当額	整理番号の連番(補数)	被保険者(証)番号
被保険者番号	判定情報	自己負担額証明書整理番号	保険者名
サービス年月	世帯課税区分	証明対象年度	自己負担額証明書整理番号
連番	生保区分	保険者番号	(明細)証明対象年度
レコード区分	老福受給状況	保険者・固定項目	(明細)保険者番号
勸奨情報	利用者負担限度額区分	連番	(明細)連番
初回勸奨日	世帯合算有無	保険制度コード	計算結果内訳情報
勸奨回数	老福適用サイン	対象年度	対象者氏名
作成区分	世帯情報	支給額情報	自己負担額(70歳以上)
前回勸奨情報	世帯給付情報	計算対象期間・開始日	按分率(70歳以上)
前回勸奨日	被保険者番号	計算対象期間・終了日	①に係る支給額
前回勸奨額	生保区分	世帯負担総額	自己負担額(70歳未満)
今回勸奨情報	利用者負担合算額	一部負担金等世帯合算額1	自己負担額の合計
勸奨日	利用者負担合算額(領収証額)	一部負担金等世帯合算額2	按分率2
勸奨時区コード	利用者負担合算額(公費)	所得区分	⑤に係る支給額
勸奨額	利用者負担世帯合算額	所得区分(70歳以上)	支給額
高額勸奨情報	利用者負担世帯合算額(公費)	介護等合算算定基準額	備考欄記載情報
利用者負担合算額	世帯利用者負担限度額	算定基準額(70歳以上)	70歳以上自己負担額
高額該当額	利用者負担限度額	世帯支給総額	70歳未満自己負担額
判定情報	決定情報	世帯支給総額(70歳以上)	(予備)
世帯課税区分	支給決定区分	按分後支給額	更新情報
生保区分	支給決定額	按分後支給額(70歳以上)	更新区
老福受給状況	決定日	再計算実施の有無	区コード
利用者負担限度額区分	決定時区コード	計算結果内訳対象者合計情報	管轄コード
世帯合算有無	高額不支給理由	負担額合計(70歳以上)	更新日
老福適用サイン	公費負担(生保)情報	①に係る支給額	高額合算支給額情報
世帯情報	公費負担(生保)勸奨情報	負担額合計(70歳未満)	被保険者番号
世帯給付情報	負担者番号有無	自己負担額の合計	証明書整理番号(補数)
被保険者番号	公費請求額	⑤に係る支給額	証明対象年度(補数)
生保区分	公費分本人負担額	支給額	整理番号の連番(補数)
利用者負担合算額	公費負担(生保)高額情報	(予備)	計算結果区分
利用者負担合算額(領収証額)	負担者番号有無	更新情報	自己負担額証明書情報
利用者負担合算額(公費)	公費請求額	更新区	自己負担額証明書整理番号
利用者負担世帯合算額	公費分本人負担額	区コード	証明対象年度
利用者負担世帯合算額(公費)	控除払い情報	管轄コード	保険者番号
世帯利用者負担限度額	控除額	更新日	保険者・固定項目
利用者負担限度額	差引額	高額合算計算結果内訳情報	連番
申請情報	控除後滞納保険料有無	被保険者番号	申請日
申請日	増減情報	(補数)証明書整理番号	交付区
支払方法	返納済額	(補数)証明対象年度	計算対象期間
口座情報	決定になる前のレコード区分	(補数)整理番号の連番	開始日

終了日	支店コード	証明書整理番号補数	様式番号
自己負担額情報	口座種別コード	証明対象年度(補数)	連番・枝番
世帯負担総額	口座番号	整理番号の連番(補数)	サービス種類コード
計算結果情報	口座名義人	申請情報	軽減率
支給額	新規登録サイン(全銀協)	申請日	受給すべき利用者負担の総額
再計算情報	振込番号	証明対象年度	軽減額
再計算実施の有無	差額支給情報	申請時世帯番号	軽減後利用者負担額
支給額	差額支給対象期間(自)	支払方法	備考
決定情報	差額支給対象期間(至)	口座情報	決定後
決定日	支払った標準負担額(月額)	金融機関コード	受領すべき利用者負担の総額
決定区分	支払った標準負担額(日額)	支店コード	軽減額
給付の種類	支払った食事提供日数	口座種別コード	軽減後利用者負担額
不支給理由	差額支給決定情報	口座番号	再審査回数
支給額	決定日	口座名義人	過誤回数
返還額	決定区分	自己負担額情報	審査年月
所得段階区分	不支給理由	自己負担額情報テーブル	データ更新情報
(予備)	支給金額	対象年月(和暦)	更新区
更新情報	減免適用標準負担情報	自己負担額	区コード
更新区	減免適用標準負担額(月額)	70歳~74歳に係る負担額	管轄コード
区コード	減免適用標準負担額(日額)	給付額減額サイン	更新日
管轄コード	減免区分	自己負担額 経過措置情報	社会福祉法人軽減額履歴情報
更新日	対象減免情報	20年度経過措置和暦年月	被保険者番号
高額申請軽減情報	履歴番号	20年度経過措置自己負担額	サービス年月
被保険者番号	控除払い情報	20年度経過措置70~74	事業所番号
連番	控除額	給付額減額サイン	様式番号
レコード区分	差引額	自己負担額年度合計	連番・枝番
申請情報	控除後滞納保険料有無	70歳~74歳年度合計	履歴番号
申請日	増減情報	自己負担額証明書情報	サービス種類コード
支払方法	返納済額	自己負担額証明書整理番号	軽減率
口座情報	居住費情報	証明対象年度	受給すべき利用者負担の総額
金融機関コード	支払った居住費(月額)	固定項目	軽減額
支店コード	支払った居住費(日額)	保険者番号	軽減後利用者負担額
口座種別コード	減免後の居住費(月額)	整理番号	備考
口座番号	減免後の居住費(日額)	計算期間	決定後
口座名義人	居住費の提供日数	開始年月日	受領すべき利用者負担の総額
新規登録サイン(全銀協)	入所施設	終了年月日	軽減額
データ更新情報	居住環境区分	被保険者であった期間	軽減後利用者負担額
更新区	支給金額情報	開始年月日	再審査回数
区コード	支給金額(食費)	終了年月日	過誤回数
管轄コード	支給金額(居住費)	発行区	審査年月
更新日	データ更新情報	交付日	データ更新情報
差額支給費情報	更新区	データ更新情報	更新区
被保険者番号	区コード	更新区	区コード
履歴番号	管轄コード	区コード	管轄コード
申請情報	更新日	管轄コード	更新日
申請区	自己負担額証明書整理番号情報	更新日	社会福祉法人等減免情報
申請日	証明対象年度	社会福祉法人軽減額情報	被保険者番号
支払方法	整理番号	被保険者番号	履歴番号
口座情報	自己負担額情報	サービス年月	年度
金融機関コード	被保険者番号	事業所番号	決定区分

申請日	決定情報	金融機関コード	決定後所定疾患療養費単位数
決定年月日	決定日	支店コード	決定後所定疾患療養費日数
理由	支給決定区分	口座種別コード	再審査回数
不承認理由	一部支給サイン	口座番号	過誤回数
減免率	不支給理由	口座名義人	審査年月
減免率(分子)	既給付対象額	更新情報	更新情報
適用年月日	今回給付対象額	更新区	更新区
有効期限	給付率	区コード	区コード
境界層措置区	支給決定額	管轄コード	管轄コード
登録区	理由書作成情報	更新日	更新日
確認番号	作成区分	所定疾患施設療養費等情報	所定疾患施設療養費等履歴
利用者負担段階	理由書作成年月日	被保険者番号	被保険者番号
データ更新情報	作成事業所	サービス提供年月	サービス提供年月
更新区	作成事業所番号	事業所番号	事業所番号
区コード	作成事業所サービス番号	様式番号	様式番号
管轄コード	バッチ処理日	連番・枝番	連番・枝番
更新日	バッチ処理日(年号)	順次番号	履歴番号
住宅改修申請受付番号付番情報	支払区分	緊急時施設療養費情報	順次番号
区コード	処理区	緊急時傷病名	緊急時療養費情報
申請受付番号	控除払い情報	緊急時治療開始年月日	緊急時傷病名
住宅改修費 二次索引	控除額	往診日数	緊急時治療開始年月日
被保険者番号	差引額	往診医療機関名	往診日数
申請日(逆数)	控除後滞納保険料有無	通院日数	往診医療機関名
受付番号	申請情報	通院医療機関名	通院日数
住宅改修費情報	申請受理完了日	緊急時治療管理点数	通院医療機関名
被保険者番号	受領委任払いサイン	緊急時治療管理日数	緊急時治療管理点数
受付番号	番号	緊急時治療管理小計	緊急時治療管理日数
改修情報	申請情報2	リハビリテーション点数	緊急時治療管理小計
着工日	情報提供同意有無	処置点数	リハビリテーション点数
要介護度	申請受付番号	手術点数	処置点数
改修種類	区コード	麻酔点数	手術点数
付帯改修有無	自動採番	放射線治療点数	麻酔点数
改修費用	枝番	摘要	放射線治療点数
改修先住所	データ更新情報	緊急時施設療養費合計点数	摘要
住所名(住所+番地)	更新区	所定疾患施設療養費情報	緊急時施設療養費合計点数
方書	区コード	所定疾患傷病名	所定疾患施設療養費情報
限度額管理切替情報	管轄コード	所定疾患施設療養開始年月日	所定疾患傷病名
切替理由	更新日	所定疾患療養費単位数	所定疾患療養費開始年月日
申請情報	住宅改修費委任払い情報	所定疾患療養費日数	所定疾患療養費単位数
申請日	被保険者番号	所定疾患療養費小計	所定疾患療養費日数
申請日(逆数)	受付番号	決定後情報	所定疾患療養費小計
支払方法	施工事業者名称	決定後往診日数	決定後情報
振込口座情報	電話番号	決定後通院日数	決定後往診日数
金融機関コード	住所コード	決定後緊急時治療管理点数	決定後通院日数
支店コード	郵便番号	決定後緊急時治療管理日数	決定後緊急時治療管理点数
口座種別コード	住所	決定後リハビリテーション点	決定後緊急時治療管理日数
口座番号	方書	決定後処置点数	決定後リハビリテーション点
口座名義人	住所文字	決定後手術点数	決定後処置点数
新規登録サイン	住所文字数	決定後麻酔点数	決定後手術点数
振込番号	振込口座情報	決定後放射線治療点数	決定後麻酔点数

決定後放射線治療点数	更新区	食事提供費請求額	データ更新情報
所定疾患療養費単位数	区コード	合計情報(決定後)	更新区
決定後所定疾患療養費日数	管轄コード	サービス単位数	区コード
再審査回数	更新日	保険請求額	管轄コード
過誤回数	償還払い基本情報 二次索引	利用者負担額	更新日
審査年月	被保険者番号	緊急時施設療養費保険請求合	償還払い緊急時施設療養情報
更新情報	決定区分	特定診療費保険請求分合計額	被保険者番号
更新区	サービス年月	食事提供費請求額	サービス年月
区コード	受付番号	申請情報	受付番号
管轄コード	連番・枝番	申請日	内部連番
更新日	償還払い基本情報	申請区	償還払緊急時施設療養情報
償還委任払い確定情報	被保険者番号	申請理由	往診日数
被保険者番号	サービス年月	特例理由	通院日数
サービス年月	受付番号	短期入所振替理由	緊急時治療管理単位数
受付番号	連番・枝番	支払方法	緊急時治療管理日数
事業者番号	事業者番号	振込口座情報	緊急時治療管理合計
事業者番号	サービス種類	金融機関コード	特定治療合計点数
サービス種類	様式番号	支店コード	決定後償還払緊急時療養情報
申請情報	証記載保険者番号	口座種別コード	往診日数(決定後)
申請日	被保険者情報	口座番号	通院日数(決定後)
振替日数	要介護状態区分	口座名義人(名義人のカナ名	緊急時治療管理単位(決定後)
決定情報	認定有効期間	新規登録サイン(全銀協)	緊急時治療管理日数(決定後)
決定月	開始年月日	振込番号	緊急時治療管理合計(決定後)
給付率	終了年月日	決定情報	特定治療合計点数(決定後)
振替日数	居宅サービス計画情報	支給決定区分	データ更新情報
支給決定区分	居宅サービス計画作成区分コ	決定日	更新区
償還不支給理由	居宅介護支援事業所番号	支給額	区コード
減額理由	事業者番号	償還不支給理由	管轄コード
決定区	サービス種類	減額理由	更新日
支給金額	基本情報	特例措置委任払情報	償還払い社福減情報
償還区分	入所/居宅区分	給付管理票有無サイン	被保険者番号
データ更新情報	償還区分	委任払いサイン	サービス年月
更新区	サービス開始・中止情報	修正理由	受付番号
区コード	サービス開始年月日	領収証情報	内部連番
管轄コード	サービス中止年月日	領収証額	サービス種類
更新日	サービス中止理由コード	振替管理情報	社会福祉法人軽減額情報
償還払いサービス計画情報	入退所(院)情報	振替管理区分	軽減率
被保険者番号	入所/入院年月日	振替管理事業所	受領利用者負担総額
サービス年月	退所/退院年月日	振替管理事業所番号	軽減額
受付番号	入所/入院実日数	振替管理事業所コード	軽減後利用者負担額
内部連番	外泊日数	バッチ処理日	決定後情報
サービス計画情報	退所/退院後の状態コード	支払区分	軽減率
単位数単価	保険給付率	短期入所月初,月末利用状況	受領利用者負担総額
サービスコード	合計情報	短期入所月初利用サイン	軽減額
単位数	合計情報(決定前)	短期入所月末利用サイン	軽減後利用者負担額
請求金額	サービス単位数	控除払い情報	データ更新情報
決定後情報	保険請求額	控除額	更新区
単位数(決定後)	利用者負担額	差引額	区コード
請求金額(決定後)	緊急時施設療養費保険請求合	控除後滞納保険料有無	管轄コード
データ更新情報	特定診療費保険請求分合計額	増減情報	更新日

償還払い集計情報	特別食提供費用提供金額	被保険者番号	特定入所者介護R順次番
被保険者番号	食事提供延べ日数	サービス年月	サービス種類コード
サービス年月	食事提供費合計	受付番号	サービス種類
受付番号	標準負担額(月額)	内部連番	サービス項目コード
内部連番	食事提供費請求額	サービスコード	費用単価
サービス種類	標準負担額(日額)	サービス種類	負担限度額
集計情報	データ更新情報	サービス項目	日数
サービス実日数	更新区	明細情報	公費1日数
限度額管理対象単位数	区コード	単位数	公費2日数
限度額管理対象外単位数	管轄コード	日数・回数	公費3日数
短期入所実日数	更新日	サービス単位数	費用額
保険情報	償還払い特定診療情報	明細情報(決定後)	保険分請求額
単位数合計	被保険者番号	単位数(決定後)	公費1負担額
単位数単価	サービス年月	日数・回数(決定後)	公費2負担額
請求額	受付番号	サービス単位数(決定後)	公費3負担額
利用者負担額	内部連番	データ更新情報	利用者負担額
出来高医療	特定治療費合計点数	更新区	費用額合計
点数合計	特定治療費合計点数(決定後)	区コード	保険分請求額合計
請求額	データ更新情報	管轄コード	利用者負担額合計
本人負担額	更新区	更新日	公費1
決定後	区コード	振込情報	負担額合計
限度額管理対象単位数(決後)	管轄コード	被保険者	請求額
限度額管理対象外単位数(後)	更新日	被保険者番号	本人負担月額
短期入所日数	償還払い特定入情報	事業所	公費2
実日数	被保険者番号	事業所番号	負担額合計
限度額内日数	サービス年月	振込番号	請求額
振替分日数	受付番号	レコード種別	本人負担月額
単位数合計	内部連番	申請日	公費3
保険分請求額	サービスコード	日付	負担額合計
出来高医療	サービスコード連番	口座情報	請求額
単位数合計	特定入所者介護サービス費情	金融機関コード	本人負担額
請求額	費用単価	支店コード	決定後
データ更新情報	負担限度額	口座種別コード	費用単価
更新区	日数	口座番号	日数
区コード	費用額	口座名義人	公費1日数
管轄コード	保険請求額	新規登録サイン(全銀協)	公費2日数
更新日	利用者負担額	振込額	公費3日数
償還払い食事費用情報	決定後情報	振込登録区コード	費用額
被保険者番号	費用単価	償還区分	保険分請求額
サービス年月	負担限度額	データ更新情報	公費1負担額(明細)
受付番号	日数	更新区	公費2負担額(明細)
内部連番	費用額	区コード	公費3負担額(明細)
食事費用	保険請求額	管轄コード	利用者負担額
基本食提供費用情報	利用者負担額	更新日	費用額合計
基本食提供費用提供日数	データ更新情報	特定入所者介護サービス情報	保険分請求額合計
基本食提供費用提供単価	更新区	被保険者番号	利用者負担額合計
基本食提供費用提供金額	区コード	サービス提供年月	公費1
特別食提供費用情報	管轄コード	事業所番号	負担額合計
特別食提供費用提供日数	更新日	様式番号	請求額
特別食提供費用提供単価	償還払い明細情報	連番・枝番	本人負担月額

公費2	公費3	適用年月日	予備2
負担額合計	負担額合計	有効期限	データ更新情報
請求額	請求額	生計中心者宛名番号	更新区
本人負担月額	本人負担額	宛名区分	区コード
公費3	決定後	業務個人番号	管轄コード
負担額合計	費用単価	生計中心者	更新日
請求額	日数	所得判定サイン	福祉用具費申請2次索引
本人負担月額	公費1日数	登録区	被保険者番号
再審査回数	公費2日数	データ更新情報	申請日
過誤回数	公費3日数	更新区	受付番号
審査年月	費用額	区コード	福祉用具費申請情報
データ更新情報	保険分請求額	管轄コード	被保険者番号
更新区	公費1負担額(明細)	更新日	受付番号(逆数)
区コード	公費2負担額(明細)	負担額給付率テーブル	申請情報
管轄コード	公費3負担額(明細)	減免区分	申請日
更新日	利用者負担額	テーブル区分	申請日(逆数)
特定入所者介護サービス履歴	費用額合計	履歴番号	支払方法
被保険者番号	保険分請求額合計	有効開始日	振込口座情報
サービス提供年月	利用者負担額合計	有効終了日	金融機関コード
事業所番号	公費1	負担額給付率テーブル	支店コード
様式番号	負担額合計	テーブル検索キー	口座種別コード
連番・枝番	請求額	テーブル検索キー	口座番号
履歴番号	本人負担月額	食事負担区分	口座名義人(名義人のカナ名)
特定入所者介護R順次番	公費2	計算用率	新規登録サイン(全銀協)
サービス種類コード	負担額合計	テーブル検索キー	振込番号
サービス種類	請求額	要介護度	決定情報
サービス項目コード	本人負担月額	給付率	決定日
費用単価	公費3	負担額	支給決定区分
負担限度額	負担額合計	単位別有効日	一部支給サイン
日数	請求額	有効日	給付率
公費1日数	本人負担月額	予備2	支給対象額
公費2日数	再審査回数	データ更新情報	支給決定額
公費3日数	過誤回数	更新区	処理区
費用額	審査年月	区コード	控除払い情報
保険分請求額	データ更新情報	管轄コード	控除額
公費1負担額	更新区	更新日	差引額
公費2負担額	区コード	負担額給付率テーブル2	控除後滞納保険料有無
公費3負担額	管轄コード	減免区分	福祉用具販売事業者番号
利用者負担額	更新日	テーブル区分	増減情報
費用額合計	特別対策減免情報	施設区分	返納済額
保険分請求額合計	被保険者番号	要介護状態区分	委任払い情報
利用者負担額合計	履歴番号	履歴番号	委任払いサイン
公費1	年度	有効開始日	データ更新情報
負担額合計	申請日	有効終了日	更新区
請求額	公費区分	負担額給付率テーブル	区コード
本人負担月額	公費負担者番号	予備1	管轄コード
公費2	受給者番号	給付率	更新日
負担額合計	不承認理由	負担額	福祉用具費情報2次索引1
請求額	決定年月日	単位別有効日	2次索引エリア
本人負担月額	給付率	有効日	被保険者番号

年度	給付率	生年月日(本人)	サービス種別
種目	旧措置者情報	所得区分(本人)	事業者名称
受付番号	1月当たりの給付額合計	給付用宛名	住所コード
連番	緩和措置サイン(負担額)	世帯番号	郵便番号
福祉用具費情報2次索引2	緩和措置サイン(給付率)	登録区分	事業者住所
2次索引エリア	居住費負担限度額情報	世帯管理番号	住所文字数
被保険者番号	ユニット型個室額	宛名番号	方書
購入日	ユニット型準個室額	宛名区分	電話番号
種目	従来型個室額1(特養)	業務個人番号	口座情報
連番	従来型個室額2(老健等)	住定日	口座名義人
福祉用具費情報	多床室額	住定事由	銀行コード
被保険者番号	居住環境区分	消除日	支店コード
受付番号(逆数)	有効期限変更理由	消除事由	口座種別
連番	居住境界層/課税層負担情報	住登区分	口座番号
購入日情報	居住境界層/課税層負担区分	生年月日	本人宛名情報
購入日	減免激変緩和前段階	性別	氏名(通称名)
購入日(逆数)	データ更新情報	続柄	住所
購入年度	更新区	氏名漢字	生年月日
購入年度(逆数)	区コード	住所コード	性別
種目	管轄コード	区	補記サイン
細目	更新日	学区	氏名補記サイン
購入金額	利用者負担限度額テーブル	町	住所補記サイン
購入時要介護状態区分	有効期間(自)	高額委任払い帳票作成用	通称名使用サイン
個別情報	利用者負担限度額情報	被保険者番号	宛名なしサイン
支給決定区分	有効期間(至)	サービス年月	元ファイルのサービス種別
支給・不支給理由	限度額テーブル	決定情報	支払額調整情報
データ更新情報	上限額	決定日	支払額調整差額
更新区	データ更新情報	決定時区コード	協力金調整差額
区コード	更新区	支給決定額	調整区分
管轄コード	区コード	高額情報	調整額
更新日	管轄コード	利用者負担合算額	調整残額
利用者負担減免情報	更新日	高額該当額	高額介護勧奨情報
被保険者番号	給付世帯情報	利用者負担限度額区分	被保険者番号
履歴番号	宛名区分	利用者負担世帯合算額	サービス年月
減免情報	業務個人番号	利用者負担限度額	サービス年
減免区分	世帯番号	申請時判定情報	年度情報
年度	登録区分	課税区分	介護アクセス年度
決定区分	世帯管理番号	生保区分	市民税アクセス年度
減免申請日	被保険者番号	老福受給状況	本人情報
決定年月日	市民税課税情報	利用者負担限度額区分	宛名番号
食事負担減額理由	老齢福祉年金情報	利用者負担限度額	世帯番号
給付率減額理由	生活保護情報	再判定結果	委任払支給決定額
適用年月日	境界層情報	課税区分	利用者負担限度額
有効期限	世帯員情報	生保区分	勧奨分高額勧奨サービス費
標準負担額減額情報	世帯番号	老福受給状況	世帯員情報
食事負担区分	宛名番号	利用者負担限度額区分	宛名番号
食事負担額	市民税課税情報	利用者負担限度額	世帯番号
実施機関区コード	合計所得金額(本人)	事業者情報	市民税課税有無
入所施設	年金支払額(本人)	事業者コード	老齢福祉年金受給有無
利用者負担額減額情報	少額年金支払額(本人)	事業者番号	被保険者番号

生保該当	公費請求額	備考欄記載70歳以上負担額	連絡先名称1
利用者負担額	公費分本人負担額	備考欄記載70歳未満負担額	連絡先名称2
利用者負担額(出来高医療)	宛名情報	高額合算支給額結果トレイラ	通知年月日
公費負担(生保)情報	送付先郵便番号	高額合算結果連絡トレイラR	連絡票発行者情報
負担者番号有無	送付先住所コード	支給対象者被保険者番号	連絡票発行者名
生保分公費請求額	送付先住所1	支給対象者証明書整理番号	連絡票発行者郵便番号
公費分本人負担額	送付先住所2	識別番号	連絡票発行者住所
過誤・再審査申立中	送付先住所3	レコード種別	計算結果問い合わせ先情報
作成区分	送付先住所4	計算結果内訳合計額情報	問い合わせ先郵便番号
社会福祉法人減免サイン	送付先方書1	①70歳以上負担額合計	問い合わせ先住所
本人情報	送付先方書2	③①に係る支給額合計	問い合わせ先名称1
生年月日(被保険者本人)	本人住所	④70歳未満負担額合計	問い合わせ先名称2
合計所得金額(被保険者本人)	氏名	⑤上記計算額の合計	問い合わせ先電話番号
年金支払額(被保険者本人)	生年月日	⑦⑤に係る支給額合計	高額合算帳票作成用情報
少額年金支払額(本人)	性別	⑧支給総額	被保険者番号
所得区分(本人)	補記サイン	高額合算支給額結果ヘッダー	番号
本人基準額超過有無	送付先住所補記サイン	高額合算結果連絡ヘッダーR	宛名情報
高額段階	送付先方書補記サイン	識別番号	送付先郵便番号
激変緩和措置後の課税サイン	本人住所補記サイン	レコード種別	送付先住所コード
高額勸奨帳票作成用情報	氏名補記サイン	支給申請書整理番号	送付先住所1
被保険者番号	通称名使用サイン	保険制度コード	送付先住所2
サービス年月	宛名なしサイン	対象年度	送付先住所3
連番	資格照合表サイン	証明書整理番号	送付先住所4
勸奨情報	社会福祉法人減免サイン	支給対象者情報	送付先方書1
勸奨日	自動償還使用項目	支給対象者氏名(カナ)	送付先方書2
勸奨時区コード	支給済額	支給対象者氏名(漢字)	本人住所
勸奨額	返納済額	支給対象者生年月日	氏名
高額勸奨情報	初回勸奨サイン	支給対象者性別	生年月日
利用者負担合算額	高額合算支給額結果データ	支給対象者保険者番号	性別
高額該当額	高額合算結果連絡データR	被保険者証記号	補記サイン
判定情報	支給対象者被保険者番号	被保険者番号	送付先住所補記サイン
世帯課税区分	支給対象者証明書整理番号	支給額情報	送付先方書補記サイン
生保区分	識別番号	計算対象期間開始年月日	本人住所補記サイン
老福受給状況	レコード種別	計算対象期間終了年月日	氏名補記サイン
利用者負担限度額区分	保険制度コード	世帯負担総額	通称名使用サイン
世帯合算有無	支給対象者保険者番号	一部負担金世帯合算額	宛名なしサイン
老福適用サイン	被保険者証記号	70歳超一部負担金世帯合算	点字サイン
世帯情報	被保険者番号	所得区分	認定生保有無サイン
世帯給付情報	保険者名	70超所得区分	国保連受給者異動情報
被保険者番号	証明書整理番号	介護等合算算定基準額	国保連送付レコード
生保区分	計算結果内訳対象者情報	70超合算算定基準額	交換情報識別番号
利用者負担合算額	支給対象者氏名(漢字)	世帯支給総額	異動年月日
利用者負担合算額(領収証)	①70歳以上負担額	70超世帯支給総額	異動区分コード
利用者負担合算額(公費)	②70歳以上按分率	按分後支給額	異動事由
利用者負担世帯合算額	③①に係る支給額	70超按分後支給額	証記載保険者番号
利用者負担世帯合算額(公費)	④70歳未満負担額	低所得者I再計算有無	被保険者番号
世帯利用者負担限度額	⑤上記計算額	支給額情報備考	被保険者氏名(カナ)
利用者負担限度額	⑥按分率	計算結果連絡先情報	生年月日
公費負担(生保)情報	⑦⑤に係る支給額	連絡先郵便番号	性別コード
負担者番号有無	⑧支給総額	連絡先住所	資格取得年月日

資格喪失年月日	多床室額	上限管理適用期間(開始)	認定申請日グループ
老人保健市町村番号	負担限度額適用開始年月日	上限管理適用(終了)	管理区異動日グループ
老人保健受給者番号	負担限度額適用終了年月日	公費負担上減額減額の有無	居宅サ開始日グループ
公費負担者番号	社会福祉法人減免	償還払化開始年月日	資格喪失日グループ
政令市保険者番号	軽減率	償還払化終了年月日	生保グループ(開始)
申請種別コード	軽減適用開始年月日	給付率引下げ開始年月日	生保グループ(終了)
変更申請中区分コード	軽減適用終了年月日	給付率引下げ終了年月日	利用者減免グループ
申請年月日	居宅サービス利用区分	減免申請中区分コード	標準減免グループ
みなし要介護区分コード	後期高齢保険者番号	利用者負担	償還払化開始日グループ
要介護状態区分コード	後期高齢被保険者番号	利用者負担区分コード	給付引下開始日グループ
認定有効期間(開始)	国保保険者番号	給付率	特定入所者介護グループ
認定有効期間(終了)	国保被保険者番号	適用開始年月日	社会福祉法人グループ
居宅サービス計画作成区分	国保被保険者番号	適用終了年月日	後期高齢取得グループ
居宅介護支援事業所番号	二次予防事業区分コード	標準負担	後期高齢喪失グループ
居宅サービス計画適用開始日	二次予防有効期間開始年月日	標準負担区分コード	国保取得グループ
居宅サービス計画適用終了日	二次予防有効期間終了年月日	負担額	国保喪失グループ
訪問通所サービス	国保連送給者訂正情報	負担額適用開始年月日	履歴番号(補数)
支給限度基準額	国保連送付レコード	負担額適用終了年月日	共通情報
上限管理適用期間(開始)	交換情報識別番号	特定入所者介護サービス	送付用異動区分
上限管理適用期間(終了)	レコード種別コード	認定申請中区分コード	送付用異動事由
短期入所サービス	異動年月日	介護サービス区分コード	異動訂正区分
支給限度基準額	異動事由	課税層の特定減免措置対象	マスタ更新異動サイン
上限管理適用期間(開始)	訂正年月日	食費負担限度額	マスタ作成基準日
上限管理適用(終了)	訂正区分コード	居住費負担限度額情報	宛名グループ
公費負担上減額減額の有無	証記載保険者番号	ユニット型個室額	宛名番号
償還払化開始年月日	被保険者番号	ユニット型準個室額	氏名(カナ)
償還払化終了年月日	被保険者氏名(カナ)	従来型個室額1(特養)	生年月日
給付率引下げ開始年月日	生年月日	従来型個室額2(老健)	性別
給付率引下げ終了年月日	性別コード	多床室額	国保連送付個別レコード
減免申請中区分コード	資格取得年月日	負担限度額適用開始年月日	認定開始日レコード
利用者負担	資格喪失年月日	負担限度額適用終了年月日	資格取得日
利用者負担区分コード	老人保健市町村番号	社会福祉法人減免	要介護状態区分(今)
給付率	老人保健受給者番号	軽減率	認定開始日
適用開始年月日	申請種別コード	軽減適用開始年月日	認定終了日
適用終了年月日	変更申請中区分コード	軽減適用終了年月日	訪問通所基準額
標準負担	申請年月日	居宅サービス利用区分	訪問通所開始日
標準負担区分コード	みなし要介護区分コード	後期高齢保険者番号	訪問通所終了日
負担額	要介護状態区分コード	後期高齢被保険者番号	短期入所基準額
負担額適用開始年月日	認定有効期間(開始)	国保保険者番号	短期入所開始日
負担額適用終了年月日	認定有効期間(終了)	国保被保険者番号	短期入所終了日
特定入所者介護サービス	居宅サービス計画作成区分	国保業務個人番号	老健市町村番号
認定申請中区分コード	居宅介護支援事業所番号	二次予防事業区分コード	老健受給者番号
介護サービス区分コード	居宅サービス計画適用開始日	二次予防有効期間開始年月日	旧措置サイン
課税層の特定減免措置対象	居宅サービス計画適用終了日	二次予防有効期間終了年月日	老福措置サイン
食費負担限度額	訪問通所サービス	国保連送付B/M	認定申請レコード
居住費負担限度額情報	支給限度基準額	被保険者番号	認定申請種別
ユニット型個室額	上限管理適用期間(開始)	異動年月日	変更申請日
ユニット型準個室額	上限管理適用期間(終了)	認定管理番号(補数)	変更申請中区分
従来型個室額1(特養)	短期入所サービス	グループ別	徴収コードレコード
従来型個室額2(老健)	支給限度基準額	認定開始日グループ	証記載保険者番号

個人支援レコード	多床室額	サービス日数・回数	保険制度コード
居宅サービス計画作成区分	負担限度額適用開始年月日	サービス単位数	保険者番号
支援事業者コード	負担限度額適用終了年月日	特定入所者介護サービス費等	保険者名称
適用開始日	社会福祉法人減免情報	利用者負担額	被保険者証記号
適用終了日	軽減率	食事標準負担額	被保険者証番号
特養入所サイン	軽減適用開始年月日	資格照合表情報	被保険者氏名(カナ)
居宅サービス利用区分	軽減適用終了年月日	被保険者番号	被保険者氏名(漢字)
介護管理レコード	共通情報3	被保険者氏名(カナ)	生年月日
喪失日	後期高齢レコード	サービス種類コード	性別
生保開始日終了日レコード	後期高齢保険者番号	サービス種類名	所得区分
生保適用サイン	後期高齢被保険者番号	サービス提供年月	70歳以上者に係る所得区分
利用者減免レコード	国民健康保険レコード	種別	自己負担額証明書整理番号
利用者負担申請中	国保保険者番号	事業者番号	突合用後期医療保険者番号
利用者負担区分コード	国保被保険者証番号	事業者名	突合用後期被保険者番号
利用者負担給付率	国保業務個人番号	照合情報	突合用国保保険者番号
利用者負担適用開始日	資格照合表情報	被保険者生年月日	突合用国保被保険者証番号
利用者負担適用終了日	交換情報識別番号	性別	突合用国保業務個人番号
標準減免レコード	帳票レコード種別	要介護状態区分	異動区分
標準負担申請中	被保険者番号	旧措置入所者特例コード	補正済自己負担額送付区分
標準負担区分コード	被保険者氏名(カナ)	認定有効期間	対象年度
標準負担負担額	サービス種類コード	開始年月日	対象計算期間(開始)
標準負担適用開始日	サービス種類名	終了年月日	対象計算期間(終了)
標準負担適用終了日	サービス提供年月	限度額適用期間	被保険者期間(開始)
償還払い化レコード	種別	開始年月日	被保険者期間(終了)
償還払い化適用開始日	事業者番号	終了年月日	申請年月日
償還払い化適用終了日	事業者名	訪問通所短期入所支給限度額	経過措置情報
給付率引下げレコード	生年月日	居宅サービス計画作成区分	H20年経過措置自己負担額
給付率引適用開始日	性別	居宅支援事業者番号	自己負担額
給付率引適用終了日	要介護区分コード	食事負担額	うち70歳～74歳の負担額
WORK領域	旧措置入所者特例コード	食費負担限度額	高額療養支給額(70未満)
認定年月日	認定期間	居住費負担限度額	高額療養支給額(74歳迄)
前回要介護状態区分	認定開始日	ユニット型個室負担限度額	摘要
短期入所限度日数(増分)	認定終了日	ユニット型準負担限度額	自己負担額情報(通年)
認定申請事由	限度額適用期間	特養等負担限度額	自己負担額(8月～7月)
管理区	限度額適用開始日	老健等負担限度額	自己負担額
支援事業者種別区分	限度額適用終了日	多床室負担限度額	うち70歳～74歳の負担額
支援事業者コード	支給限度額	点数単価	高額療養支給額(70未満)
短期入所拡大サイン	居宅サービス計画作成区分	保険給付率	高額療養支給額(74歳迄)
訂正票発行無しサイン	居宅介護支援事業者番号	公費給付率	摘要
共通情報2	食事標準負担額	サービス日数・回数	自己負担額(年合計)
特定入所者介護サービス情報	食費負担限度額	サービス点数	自己負担額(年合計)
認定申請中区分コード	居住費負担限度額	特定入所者介護サービス費等	74歳迄の負担額(年合計)
介護サービス区分コード	ユニット型個室負担限度額	利用者負担額	高額(70未満年合計)
課税層の特定減免措置対象	ユニット型準個室負担限度額	食事標準負担額	高額(74歳迄年合計)
食費負担限度額	従来型(特養等)負担限度額	被保険者氏名(漢字)	宛先情報
居住費負担限度額情報	従来型(老健等)負担限度額	管理区	宛先氏名(漢字)
ユニット型個室額	多床室負担限度額	照合表リカバーページ	宛先郵便番号
ユニット型準個室額	単位数単価	自己負担額証明書情報	宛先住所(漢字)
従来型個室額1(特養)	保険給付率	識別番号	証明書発行者情報
従来型個室額2(老健)	公費給付率	支給申請書整理番号	証明書発行年月日

証明書発行者名	住所3	資格取得年月日	負担限度額適用開始年月日
証明書発行者郵便番号	住所4	資格喪失年月日	負担限度額適用終了年月日
証明書発行者住所	方書	老人保健市町村番号	社会福祉法人減免
問い合わせ先情報	郵便番号	老人保健受給者番号	軽減率
郵便番号	氏名	申請種別コード	軽減適用開始年月日
住所	氏名カナ	変更申請中区分コード	軽減適用終了年月日
問い合わせ先名称1	生年月日	申請年月日	居宅サービス利用区分
問い合わせ先名称2	性別	みなし要介護区分コード	後期高齢保険者番号
問い合わせ先電話番号	補記サイン(住所)	要介護状態区分コード	後期高齢被保険者番号
計算結果送付先情報	補記サイン(氏名)	認定有効期間(開始)	国保保険者番号
郵便番号	補記サイン(性別)	認定有効期間(終了)	国保被保険者番号
住所	補記サイン(方書)	居宅サービス計画作成区分	国保業務個人番号
計算結果送付先名称1	通称名サイン	居宅介護支援事業所番号	二次予防事業区分コード
計算結果送付先名称2	宛名なしサイン	居宅サービス計画適用開始日	二次予防有効期間開始年月日
計算結果送付先電話番号	保険者番号	居宅サービス計画適用終了日	二次予防有効期間終了年月日
窓口払い情報	宛名個人部分(送付先)	訪問通所サービス	交換情報識別番号
窓口払対象者判定コード	住所コード	支給限度基準額	レコード種別コード
支払場所	住所1	上限管理適用期間(開始)	異動年月日
支払期間開始年月日	住所2	上限管理適用期間(終了)	異動事由
支払期間終了年月日	住所3	短期入所サービス	訂正年月日
支払期間開始曜日	住所4	支給限度基準額	訂正区分
支払期間終了曜日	方書	上限管理適用期間(開始)	証記載保険者番号
支払期間開始時間	郵便番号	上限管理適用(終了)	被保険者番号
支払期間終了時間	補記サイン(住所)	公費負担上減額減額の有無	被保険者氏名(カナ)
備考	補記サイン(方書)	償還払化開始年月日	生年月日
社福帳票作成用データ	宛名事業者部分	償還払化終了年月日	性別コード
減免情報	事業者番号	給付率引下げ開始年月日	資格取得年月日
被保険者番号	サービス種別	給付率引下げ終了年月日	資格喪失年月日
履歴番号	事業者名称	減免申請中区分コード	老人保健市町村番号
減免明細	住所1	利用者負担	老人保健受給者番号
年度	住所2	利用者負担区分コード	申請種別コード
決定区分	住所3	給付率	変更申請中区分コード
減免申請日	住所4	適用開始年月日	申請年月日
決定年月日	方書	適用終了年月日	みなし要介護区分コード
食事負担減額理由	郵便番号	標準負担	要介護状態区分コード
給付率減額理由	電話番号	標準負担区分コード	認定有効期間(開始)
適用年月日	居住環境区分強制設定フラグ	負担額	認定有効期間(終了)
有効期限	補記サイン(点字)	負担額適用開始年月日	居宅サービス計画作成区分
減免率	受給者訂正連絡票	負担額適用終了年月日	居宅介護支援事業所番号
データ更新情報	交換情報識別番号	特定入所者介護サービス	居宅サービス計画適用開始日
更新区	レコード種別コード	認定申請中区分コード	居宅サービス計画適用終了日
区コード	異動年月日	介護サービス区分コード	訪問通所サービス
管轄コード	異動事由	課税層の特定減免措置対象	支給限度基準額
更新日	訂正年月日	食費負担限度額	上限管理適用期間(開始)
宛名情報	訂正区分	居住費負担限度額情報	上限管理適用期間(終了)
宛名個人部分	証記載保険者番号	ユニット型個室額	短期入所サービス
管理区	被保険者番号	ユニット型準個室額	支給限度基準額
住所コード	被保険者氏名(カナ)	従来型個室額1(特養)	上限管理適用期間(開始)
住所1	生年月日	従来型個室額2(老健)	上限管理適用(終了)
住所2	性別コード	多床室額	公費負担上減額減額の有無

償還払化開始年月日	決定年月日	住所コード
償還払化終了年月日	食事負担減額理由	住所1
給付率引下げ開始年月日	給付率減額理由	住所2
給付率引下げ終了年月日	適用年月日	住所3
減免申請中区分コード	有効期限	住所4
利用者負担	標準負担額減額情報	方書
利用者負担区分コード	食事負担区分	郵便番号
給付率	食事負担額	補記サイン(住所)
適用開始年月日	実施機関区コード	補記サイン(方書)
適用終了年月日	入所施設	宛名事業者部分
標準負担	利用者負担額減額情報	事業者番号
標準負担区分コード	給付率	サービス種別
負担額	旧措置者情報	事業者名称
負担額適用開始年月日	1月当たりの給付額合計	住所1
負担額適用終了年月日	緩和措置サイン(負担額)	住所2
特定入所者介護サービス	緩和措置サイン(給付率)	住所3
認定申請中区分コード	居住費負担限度額情報	住所4
介護サービス区分コード	ユニット型個室額	方書
課税層の特定減免措置対象	ユニット型準個室額	郵便番号
食費負担限度額	従来型個室額	電話番号
居住費負担限度額情報	従来型個室額	居住環境区分強制設定フラグ
ユニット型個室額	多床室額	補記サイン(点字)
ユニット型準個室額	居住環境区分	宛名情報2
従来型個室額1(特養)	データ更新情報	住基・外登方書
従来型個室額2(老健)	更新区	住基・外登方書補記サイン
多床室額	区コード	住基・外登方書あり
負担限度額適用開始年月日	管轄コード	連携情報
負担限度額適用終了年月日	更新日	個人番号
社会福祉法人減免	宛名情報	団体内統合宛名番号
軽減率	宛名個人部分	情報提供用個人識別符号
軽減適用開始年月日	管理区	情報提供等記録
軽減適用終了年月日	住所コード	氏名
居宅サービス利用区分	住所1	住所
後期高齢保険者番号	住所2	性別
後期高齢被保険者番号	住所3	生年月日
国保保険者番号	住所4	
国保被保険者番号	方書	
国保業務個人番号	郵便番号	
二次予防事業区分コード	氏名	
二次予防有効期間開始年月日	氏名カナ	
二次予防有効期間終了年月日	生年月日	
帳票作成用データ	性別	
減免情報	補記サイン(住所)	
被保険者番号	補記サイン(氏名)	
履歴番号	補記サイン(性別)	
減免明細	補記サイン(方書)	
減免区分	通称名サイン	
年度	宛名なしサイン	
決定区分	保険者番号	
減免申請日	宛名個人部分(送付先)	

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 申請等の窓口において、申請等の内容や本人確認書類(身分証明書)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報入手の防止に努める。 情報の入手の際には、所定の様式を利用することにより対象者以外の情報を入手することを防止する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 情報の入手の際には、所定の様式を利用することにより必要な情報以外を入手することを防止する。 びったりサービスの画面の誘導に従いサービス検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 操作ログを収集し、不正な操作による対象者以外の情報入手を抑止する。 システムへの登録時は、入力者以外の者が入力状況を確認し、必要な情報以外の情報登録を防止する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険法に係る申請等については、書面にて本人あるいは代理人による届出が規定されており、受領の際は必ず本人あるいは代理人の本人確認及び委任状の確認を行うこととしている。 システムを通じた入手については、システムを利用する必要がある職員を特定し、認証カード及びパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザーがシステム上で参照できる情報を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。 びったりサービスから個人番号付電子申請データを送信するためには、マイナンバー(個人番号)カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人(代理人)からの情報のみが送信される。 びったりサービスの画面の誘導において何の手続を探して電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作してもらい、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものかを明示することで、過剰な負担をかけることなく電子申請を実施できるよう措置を講じている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 本人確認書類(運転免許証、マイナンバー(個人番号)カード等)の提示を求め確認を行う びったりサービスから個人番号付電子申請データを送信するためには、マイナンバー(個人番号)カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した京都市は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバー(個人番号)カードの提示又は、通知カードと本人確認書類(運転免許証等)の提示を求め確認を行う。 転入等の際、マイナンバー(個人番号)カード又は通知カード等の提示による確認が困難な場合は、住基システム又は住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、確認を行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> システムへの登録時(新規入力、削除及び訂正)は、整合性を確保するために入力、削除及び訂正を行った者以外が確認する。 入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、必要に応じ情報を照合できるよう、関係者以外の立ち入れない執務室等で保管する等の適切な措置を講じる。 びったりサービスへの個人番号の入力時には、個人番号の入力間違いをチェックする等の機能により、不正確な個人番号が入力されないようにしている。また、マイナンバー(個人番号)カード内の記憶領域に格納された個人情報を申請フォームに自動転記することにより、不正確な個人情報の入力を抑止する措置を講じている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 入手する際は、他の来庁者の覗き込み等ができないような措置を取る。 特定個人情報を記載した紙媒体は定められた保管場所で施錠管理するよう徹底し、漏えい・紛失を防止する。 インターネットにつながらないネットワーク内でシステム間の接続を行い、安全性を確保する。 特定個人情報が記録された電子データについては、電子記憶媒体(CD、DVD等)を用いた運用をすることを極力行わないこととする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なもの以外の情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	システム間のアクセスは必要なもののみ限定し、法令に基づく事務で使用する以外の情報との連携は行わない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	システム間のアクセスは必要なもののみ限定し、法令に基づく事務で使用する以外の情報との連携は行わない。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> システムを利用する職員にのみ認証カードを発行し、所属長が当該職員の行う使用権限を限定的に付与する。 職員ごとに設定されたパスワードによる認証を行い、パスワードに一定の有効期限を設ける 認証の記録を保管する。 びったりサービスを使用する職員ごとにIDを発行し、共用IDの利用を禁止する。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> 職員毎に、所属長が業務に必要なアクセス権限を付与し、利用可能な機能を制限する。 職員の異動退職時に合わせて、アクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。 退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> 所属長が、所属内の権限管理を行う。 職員の業務に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 不正アクセスを分析するために、システムの操作履歴の記録を保管する。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報を扱うシステムの操作履歴(ユーザーID、操作日時、処理事由等)を記録する。 必要に応じて操作履歴を解析し、不適切なアクセスがないか確認する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> システムの操作履歴を記録している。またそのことを職員に周知している。 システム利用職員への研修会等において、事務外利用の禁止等について周知する。 職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 所管課設置のオンライン端末からは物理的に複製できない仕組となっている。 びったりサービスから取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請等のデータをLGWAN接続端末へ保存できるよう機械的に制御する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> 端末画面は、来庁者から見えないようにする。 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	・委託先の社会的信用と能力を確認。具体的には、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)、ISO 9000等の認証の取得又はプライバシーマークの認定等を委託先選定の条件とし、共通仕様書に記載のある「データ等の適正な管理」の内容を遵守する事を前提に業者に委託する。業務委託については、仕様書に記載のある「個人情報等の保護」の内容を遵守することを前提に業者に委託する。 ・委託先が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認する。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない	
具体的な制限方法	・権限のある使用者のみが閲覧できるようにする。 ・作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 ・閲覧／更新権限を持つ者を必要最小限にする。 ・閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 ・閲覧／更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	・特定個人情報ファイルへのアクセス履歴(ユーザーID、操作日時、処理事由(又は処理内容))を記録する。 ・システムのオペレーションや運用保守における作業記録を残す。 ・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・委託業者からセキュリティ研修等の実施等、適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	「京都市情報セキュリティ対策基準」「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」により、個人情報を取り扱う情報システムに関して、随意契約により契約を締結しようとする場合は、原則として再委託を禁止することとし、コンソーシアム(複数事業者による連合体)と契約を締結すること、又は契約を履行するすべての事業者と直接契約を締結することとしている。このため委託先からさらに他者に情報を提供する必要はないようになっている。 例外的に再委託する場合は、電子情報の第三者への提供を禁止する条項及び京都市への定期的な報告義務を課す条項を付して許可することになっている。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	(システム運用等委託) ・システムのオペレーション業務や運用保守業務の委託に関しては、委託業務の実施場所を庁舎内のみとしており、特定個人情報を含むデータの外部への持ち出しを認めない。 (業務委託) ・委託先から委託業務開始に際し、委託業務に携わるすべての者の個人情報取扱いに係る秘密保護徹底を明記し、署名捺印を受けた誓約書の提出を求めている。また、個人情報に係る取扱いについて不適切な事例が発生した場合は直ちに報告するよう求めることでルール遵守を確認している。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルール内容及びルール遵守の確認方法	・共通仕様書に記載のある「データ等の廃棄」の内容を遵守する事を前提に委託する。 ・委託契約の調査条項に基づき必要があると認めるときは調査を行い、又は報告を求める。 ・なお、現在の委託業務に関しては、業務実施場所を庁舎内のみとしており、特定個人情報を含むデータの受渡しは発生しないため、消去の作業委託はない。	

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[<input type="checkbox"/> 定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>電子計算機による事務処理等の委託契約に係る共通仕様書において、データ等の適正な管理について定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 ・特定個人情報の提供先の限定 ・情報漏洩を防ぐための保管管理責任 ・個人情報の取扱いについてのチェックの実施及び報告 ・委託先の視察・監査の実施 ・原則的に再委託を禁止している。 ・複写、複製の原則禁止 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・許可のない再委託を禁止する。 ・特定個人情報の取扱いに関して委託先に課せられている事項と同一の事項の遵守を義務付ける。 	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [<input type="checkbox"/>] 提供・移転しない		
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[<input type="checkbox"/> 記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>特定個人情報の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録をシステム上で管理し、保存する。 なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。</p>	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[<input type="checkbox"/> 定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>提供・移転については、番号法、京都市個人情報保護条例その他関係法令に基づき、提供・移転の可否を判断する。 他の業務に係る電子計算機処理の目的で収集された電子情報を利用する場合は、あらかじめ書面により、当該電子情報を管理する業務主管部署の承認を得る。</p>	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・操作ログを収集し不適正な提供・移転を防ぐ抑止する。 ・媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 	
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>(誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置) ・システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供することを担保する。</p> <p>(誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置) ・情報を提供・移転するときは、提供先・移転先を十分に確認する。</p>	
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><京都市における措置> ・ログイン時の職員認証により、あらかじめ承認された職員以外は情報を入手できないようにする。 ・操作ログを収集し、不適正な情報の入手を抑止する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><京都市における措置> ・インターネットにつながらないネットワーク内でシステム間の接続を行い、安全性を確保する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><京都市における措置> 中間サーバーから各業務システム宛ての情報照会結果の中継においては、本市の各業務システムに合わせるための文字やコードを変換することを除き、照会結果内容の改変は行わない。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><京都市における措置> ・インターネットにつながらないネットワーク内でシステム間の接続を行い、安全性を確保する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</p> <p>③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>
---------------------	---

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
--------------------	---

リスク5: 不正な提供が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><京都市における措置> ・中間サーバーへ情報を登録する際に、登録した情報、日時等を記録し、不正な提供を抑止する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
---------------------	--

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
--------------------	---

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><京都市における措置> ・インターネットにつながらないネットワーク内でシステム間の接続を行い、安全性を確保する。 ・情報提供の記録を保存し、不適切な方法で特定個人情報が提供されることを防止する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><京都市における措置> ・中間サーバーへの情報の登録を適切な頻度で行い、その正確性を担保する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><京都市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバー室とデータ保管室は執務室とは別に設け、静脈認証により入退室管理を行っている。 ・サーバー室への入退室の場所を限定し、監視設備として監視カメラを設置している。 ・記録媒体や紙書類は、施錠可能な場所に保管する。 ・LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><京都市における措置> (不正プログラム対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットにつながらないネットワーク内でシステム間の接続を行い、安全性を確保する。 ・コンピューターウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。 また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 ・情報セキュリティホールに関連する情報(コンピューターウイルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を含む)を定期的に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容(コンピューターウイルス関連情報等)が適切であるかどうかを定期的に確認する。 <p>(不正アクセス対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファイアウォール及びウイルス対策ソフトを導入し、必要なパターンファイルは、常時更新している。 ・端末等の不正接続防止システムを導入する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。</p> <p>⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p>⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</p>
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存する個人の個人番号と同様に安全管理措置を実施している。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住基情報の異動と連動しており、その処理により担保されている。 ・認定の更新の際、内容をチェックしている。 ・受給者より申請がある都度、登録内容の変更を行っている。 ・LGWAN接続端末に保存したデータについて、再申請や申請情報の訂正が発生した場合、古い情報で処理を行わないよう履歴管理を行う。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・システム上、保存期間を経過した情報を消去する仕組みとする。 ・磁気ディスクの廃棄時は、内容の消去、破壊等を行う。 ・専用ソフトによるフォーマット、物理的粉砕等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 ・帳票については、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・LGWAN接続端末については、処理終了後の不要な個人番号付電子申請データの消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。 	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない</p>
具体的なチェック方法	<p><京都市における措置> ・定期的に担当部署内において実施している自己点検に用いるチェック項目に、「評価書の記載内容通りの運用がなされていること」に係る内容を追加し、運用状況を確認する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	<p>[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない</p>
具体的な内容	<p><京都市における措置> 定期的に、組織内に置かれた監査担当により、以下の観点による内部監査を実施し、必要な安全管理措置が講じられていることを点検するとともに、その結果を踏まえて必要に応じ体制や規定を改善する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 <p>また、定期的に、専門的な知識を有する外部の専門家により、使用するシステムに係るセキュリティ監査を実施し、必要な安全管理措置が講じられていることを点検する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない</p>
具体的な方法	<p><京都市における措置> ・新規採用時の研修や課長級向け研修などの各階層別等の研修において、個人情報保護・情報セキュリティに定めた規定等について説明し、周知徹底している。 ・毎年情報セキュリティ対策強化月間を設定し、情報セキュリティや個人情報の取扱いに関する自己点検・職場研修を実施している。 ・各システムの操作マニュアルにセキュリティの項目を設け、操作の際に特に注意を要する点を記載する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理 (入退室管理等)、ITリテランの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	京都市総合企画局デジタル化戦略推進室 情報公開コーナー 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 TEL 075-222-3215
②請求方法	個人情報の保護に関する法律第76条、第90条又は第98条に基づき、開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書を提出する。
特記事項	市ホームページで、請求方法等を掲載している。
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 手数料は無料。写しの交付の場合、複写料を徴する(例: 片面1枚白黒複写につき10円)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	介護保険事務における資格・認定・賦課・収納・給付事務(個人情報事務単位での目録の名称)
公表場所	京都市総合企画局デジタル化戦略推進室 情報公開コーナー
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 TEL 075-222-3800
②対応方法	問合せ内容及びその対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年9月12日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	番号法第27条に基づき市民意見聴取を行う。 実施に際しては、京都市インターネットホームページ、区役所及び支所、市情報公開コーナー、保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課において評価書を閲覧できるものとし、意見の提出は、郵便、ファクシミリ、電子メールにより受け付けることとする。
②実施日・期間	令和4年9月30日から令和4年10月31日まで
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	意見の提出なし。
⑤評価書への反映	なし
3. 第三者点検	
①実施日	令和4年11月14日、令和5年2月24日
②方法	京都市情報公開・個人情報保護審議会による第三者点検を実施した。
③結果	「特定個人情報保護評価書の記載内容は、特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合しており、特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当である。」との答申を得た。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月21日	「Ⅰ 基本情報」-「2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」-「システム1」-「②システムの機能」の記載内容	④認定に係る機能 ・要介護・要支援認定申請	④認定に係る機能 ・要介護・要支援認定申請、及び基本チェックリストの受付	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年6月21日	「Ⅰ 基本情報」-「6情報提供ネットワークシステムによる情報連携」-「②法令上の根拠」の記載内容	(2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、3条、6条、19条、25条、30条、32条、33条、43条、44条、47条	(2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、3条、6条、15条、19条、25条、25条の2、30条、32条、33条、43条、44条、47条、49条、55条の2	事後	省令の改正に伴うものであり、形式的な変更であることから、重要な変更には当たらない。
平成28年6月21日	「Ⅰ 基本情報」-「(別添1)事務の内容」-「要介護(要支援)認定に係る事務」の記載内容	①要介護(要支援)認定申請/サービス計画作成依頼届	①要介護(要支援)認定申請/サービス計画作成依頼届/介護予防ケアマネジメント依頼書	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年6月21日	「Ⅰ 基本情報」-「(別添1)事務の内容」-「要介護(要支援)認定に係る事務」-「(備考)」の記載内容	①市民より要介護(要支援)認定申請等を受け、資格者証を交付する。	①市民より要介護(要支援)認定申請等を受け、資格者証を交付する。 なお、基本チェックリストを実施した市民の場合、以降②～⑫の事務は発生しない。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年6月21日	「Ⅰ 基本情報」-「(別添1)事務の内容」-「要介護(要支援)認定に係る事務」-「(備考)」の記載内容	⑭サービス計画作成事業者及び主治医意見書を作成した医療機関に対し、認定結果等の情報提供を行う。	⑭サービス計画作成事業者及び主治医意見書を作成した医療機関に対し、認定結果等の情報提供を行う。 なお、基本チェックリストを実施した市民の場合、介護予防ケアマネジメント実施事業者(地域包括支援センターのみ)へ情報提供を行う。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年6月21日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「3特定個人情報の入手・使用」-「⑦使用の主体」-「使用部署」の記載内容	保健福祉局長寿社会部介護保険課、各区役所・支所福祉部福祉介護課、京北出張所福祉担当	保健福祉局長寿社会部、各区役所・支所福祉部、京北出張所福祉担当	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年4月7日	「Ⅲリスク対策(プロセス)」-「2特定個人情報の入手」-「リスク3」-「入手した際の本人確認の措置の内容」の記載内容	個人番号カード	マイナンバー(個人番号)カード	事後	「マイナンバーカード」の呼称を使用するよう通知があったことに伴う修正であり、形式的な変更であることから、重要な変更には当たらない。
平成28年4月7日	「Ⅲリスク対策(プロセス)」-「2特定個人情報の入手」-「リスク3」-「個人番号の真正性確認の措置の内容」の記載内容	個人番号カード	マイナンバー(個人番号)カード	事後	「マイナンバーカード」の呼称を使用するよう通知があったことに伴う修正であり、形式的な変更であることから、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月7日	「Ⅲリスク対策(プロセス)」-「4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」-「特定個人情報の提供ルール」-「委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法」に記載しているルールを示した基準	「情報システムの委託に関する管理基準」	「京都市情報セキュリティ対策基準」	事後	セキュリティに関する基準をまとめ直したことに伴う修正であり、形式的な変更であることから、重要な変更には当たらない。
平成30年3月23日	「Ⅲリスク対策(プロセス)」-「6 情報提供ネットワークシステムとの接続」-「リスクに対する措置の内容」に記載している中間サーバー設計の協議先	特定個人情報保護委員会	個人情報保護委員会	事後	委員会の名称の変更に伴う修正であり、形式的な変更であることから、重要な変更には当たらない。
平成30年3月23日	「Ⅰ 基本情報」-「7 評価実施機関における担当部署」-「①部署」	保健福祉局 長寿社会部 介護保険課	保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課	事後	組織の名称の変更に伴う修正であり、形式的な変更であることから、重要な変更には当たらない。
平成30年3月23日	「Ⅰ 基本情報」-「7 評価実施機関における担当部署」-「②所属長」	介護保険課長 米津 好美	介護ケア推進課長 林 直久	事後	組織の名称の変更に伴う修正であり、形式的な変更であることから、重要な変更には当たらない。
平成30年3月23日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「2 基本情報」-「⑥ 事務担当部署」	京都市保健福祉局長寿社会部介護保険課	京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	事後	組織の名称の変更に伴う修正であり、形式的な変更であることから、重要な変更には当たらない。
平成30年3月23日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「3 特定個人情報の入手・使用」-「① 入手元」-「評価実施機関内の他部署」	同地域福祉課	同生活福祉課	事後	組織の名称の変更に伴う修正であり、形式的な変更であることから、重要な変更には当たらない。
平成30年3月23日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「3 特定個人情報の入手・使用」-「⑦ 使用の主体」-「使用部署」	保健福祉局長寿社会部、各区役所・支所福祉部、京北出張所福祉担当	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室、各区役所・支所保健福祉センター健康福祉部、京北出張所保健福祉第一担当	事後	組織の名称の変更に伴う修正であり、形式的な変更であることから、重要な変更には当たらない。
平成30年3月23日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」-「移転先2」	保健福祉局生活福祉部地域福祉課	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	事後	組織の名称の変更に伴う修正であり、形式的な変更であることから、重要な変更には当たらない。
平成30年3月23日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」-「移転先6」	なし	追加	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月23日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-「移転先7」	なし	追加	事前	
平成30年3月23日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-「移転先8」	なし	追加	事前	
平成30年3月23日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-「移転先9」	なし	追加	事前	
平成30年3月23日	「Ⅴ 開示請求、問合せ」-「2 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ」-「①連絡先」	京都市保健福祉局長寿社会部介護保険課	京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	事後	組織の名称の変更に伴う修正であり、形式的な変更であることから、重要な変更には当たらない。
平成31年2月15日	「Ⅰ 関連情報」-「5 評価実施機関における担当部署」-「② 所属長の役職名」	「Ⅰ 関連情報」-「5 評価実施機関における担当部署」-「② 所属長」	「Ⅰ 関連情報」-「5 評価実施機関における担当部署」-「② 所属長の役職名」	事後	所属長名を所属長の役職名に変更
平成31年2月15日	「Ⅰ 基本情報」-「7 評価実施機関における担当部署」-「② 所属長の役職名」	介護ケア推進課長 林 直久	介護ケア推進課長	事後	所属長名を所属長の役職名に変更
令和2年4月1日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」-「委託事項5」	なし	追加	事前	
令和2年4月1日	「Ⅵ 評価実施手続」-「1 基礎項目評価」-「① 実施日」	平成27年2月27日	令和元年9月20日	事前	
令和2年4月1日	「Ⅵ 評価実施手続」-「2 国民・住民等からの意見聴取」-「① 方法」, 「② 実施日」, 「④ 主な意見の内容」, 「⑤ 評価書への反映」	①保健福祉局長寿社会部介護保険課 ②平成27年3月30日から平成27年4月30日まで ④大切なプライバシーを含む情報を扱うことになるため、適切に対応してほしい。 ⑤特になし	①保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課 ②令和元年10月1日から令和元年10月31日まで ④意見の提出なし ⑤-	事前	
令和2年4月1日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」-「委託事項4」-「③ 委託先における取扱者数」	100人以上500人未満	10人未満	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」-「委託事項5」-「③委託先における取扱者数」	100人以上500人未満	50人以上100人未満	事前	
令和2年4月1日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」-「移転先6」-「⑥移転方法」の記載内容	庁舎内でシステムを直接操作	本市職員が介護保険オンラインシステムを直接操作し閲覧のみ行っている	事前	
令和2年4月1日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」-「移転先7」-「⑥移転方法」の記載内容	庁舎内でシステムを直接操作	本市職員が介護保険オンラインシステムを直接操作し閲覧のみ行っている	事前	
令和2年4月1日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」-「移転先8」-「⑥移転方法」の記載内容	庁舎内でシステムを直接操作	本市職員が介護保険オンラインシステムを直接操作し閲覧のみ行っている	事前	
令和2年4月1日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」-「移転先9」-「⑥移転方法」の記載内容	庁舎内でシステムを直接操作	本市職員が介護保険オンラインシステムを直接操作し閲覧のみ行っている	事前	
令和2年4月1日	「Ⅵ 評価実施手続」-「3 第三者点検」-「①実施日」、「③結果」	①平成27年5月14日、平成27年6月4日 ③特定個人情報保護評価書の記載内容は、特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合しており、特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であるとの答申を得た。	①令和元年12月9日、令和2年1月31日 ③特定個人情報保護評価書の記載内容は、特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合しており、特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であるとの答申を得た。	事前	
令和5年3月6日	「Ⅰ 基本情報」-「6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※」-「②法令上の根拠」	番号法第19条第7号 別表第二	番号法第19条第8号 別表第二	事後	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)の反映
令和5年3月6日	(別添1)事務内容-「要介護(要支援)認定に係る事務」	—	びったりサービスによる申請受付事務の流れを追記。	事前	
令和5年3月6日	(別添1)事務内容-「介護保険給付に関する事務」	—	・びったりサービスによる申請受付事務の流れを追記	事前	
令和5年3月6日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」-「提供先1」	番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)	事後	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)の反映

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月6日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-「提供先1」-「①法令上の根拠」	番号法第19条第7号別表第2(別紙1参照)	番号法第19条第8号別表第2(別紙1参照)	事後	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)の反映
令和5年3月6日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-「提供先1」-「②提供先における用途」	番号法第19号第7号別表第2に定める各事務(別紙1参照)	番号法第19号第8号別表第2に定める各事務(別紙1参照)	事後	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)の反映
令和5年3月6日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-「提供先1」-「③提供する情報」	番号法第19号第7号別表第2に定める特定個人情報(別紙1参照)	番号法第19号第8号別表第2に定める特定個人情報(別紙1参照)	事後	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)の反映
令和5年3月6日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「6. 特定個人情報の保管・消去」-「③消去方法」	<p><京都市システムにおける措置></p> <p>①保管期間を過ぎた電子データは、10年経過後システム内で削除処理を実行する。</p> <p>②紙書類については、規定に基づき外部業者による溶解処理を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>	<p><京都市システムにおける措置></p> <p>①保管期間を過ぎた電子データは、10年経過後システム内で削除処理を実行する。</p> <p>②紙書類については、規定に基づき外部業者による溶解処理を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p><びったりサービスにおける措置></p> <p>・LGWAN端末に保存した個人番号付電子申請データは、処理終了後不要となったタイミングで完全消去する。</p>	事前	
令和5年3月6日	(別紙1)	番号法第19条第7号別表第2に定める事務	番号法第19条第8号別表第2に定める事務	事後	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)の反映

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月6日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）」-「リスク1： 目的外の入手が行われるリスク」-「必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容」	・情報の入手の際には、所定の様式を利用することにより必要な情報以外を入手することを防止する。	・情報の入手の際には、所定の様式を利用することにより必要な情報以外を入手することを防止する。 ・ぴったりサービスの画面の誘導に従いサービス検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事前	
令和5年3月6日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）」-「リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク」-「リスクに対する措置の内容」	・介護保険法に係る申請等については、書面にて本人あるいは代理人による届出が規定されており、受領の際は必ず本人あるいは代理人の本人確認及び委任状の確認を行うこととしている。 ・システムを通じた入手については、システムを利用する必要がある職員を特定し、認証カード及びパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザーがシステム上で参照できる情報を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。	・介護保険法に係る申請等については、書面にて本人あるいは代理人による届出が規定されており、受領の際は必ず本人あるいは代理人の本人確認及び委任状の確認を行うこととしている。 ・システムを通じた入手については、システムを利用する必要がある職員を特定し、認証カード及びパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザーがシステム上で参照できる情報を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。 ・ぴったりサービスから個人番号付電子申請データを送信するためには、マイナンバー（個人番号）カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人（代理人）からの情報のみが送信される。 ・ぴったりサービスの画面の誘導において何の手続を探して電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作してもらい、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものかを明示することで、過剰な負担をかけることなく電子申請を実施できるよう措置を講じている。	事前	
令和5年3月6日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）」-「リスク3： 入手した特定個人情報情報が不正確であるリスク」-「入手の際の本人確認の措置の内容」	・本人確認書類（運転免許証、マイナンバー（個人番号）カード等）の提示を求め確認を行う	・本人確認書類（運転免許証、マイナンバー（個人番号）カード等）の提示を求め確認を行う ・ぴったりサービスから個人番号付電子申請データを送信するためには、マイナンバー（個人番号）カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した京都市は署名検証（有効性確認、改ざん検知等）を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月6日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）」-「リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク」-特定個人情報の正確性確保の措置の内容」	<ul style="list-style-type: none"> ・システムへの登録時（新規入力、削除及び訂正）は、整合性を確保するために入力、削除及び訂正を行った者以外が確認する。 ・入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、必要に応じ情報を照合できるよう、関係者以外の立ち入れない執務室等で保管する等の適切な措置を講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・システムへの登録時（新規入力、削除及び訂正）は、整合性を確保するために入力、削除及び訂正を行った者以外が確認する。 ・入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、必要に応じ情報を照合できるよう、関係者以外の立ち入れない執務室等で保管する等の適切な措置を講じる。 ・ぴったりサービスへの個人番号の入力時には、個人番号の入力間違いをチェックする等の機能により、不正確な個人番号が入力されないようにしている。また、マイナンバー（個人番号）カード内の記憶領域に格納された個人情報を申請フォームに自動転記することにより、不正確な個人情報の入力を抑止する措置を講じている。 	事前	
令和5年3月6日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「3. 特定個人情報の使用」-「リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク」-「ユーザ認証の管理」-「具体的な管理方法」	<ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する職員にのみ認証カードを発行し、所属長が当該職員が行う使用権限を限定的に付与する。 ・職員ごとに設定されたパスワードによる認証を行い、パスワードに一定の有効期限を設ける ・認証の記録を保管する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する職員にのみ認証カードを発行し、所属長が当該職員が行う使用権限を限定的に付与する。 ・職員ごとに設定されたパスワードによる認証を行い、パスワードに一定の有効期限を設ける ・認証の記録を保管する。 ・ぴったりサービスを使用する職員ごとにIDを発行し、共用IDの利用を禁止する。 	事前	
令和5年3月6日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「7. 特定個人情報の保管・消去」-「リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」-「⑤物理的対策」-「具体的な対策の内容」	<p><京都市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバー室とデータ保管室は執務室とは別に設け、静脈認証により入退室管理を行っている。 ・サーバー室への入退室の場所を限定し、監視設備として監視カメラを設置している。 ・記録媒体や紙書類は、施錠可能な場所に保管する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>	<p><京都市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバー室とデータ保管室は執務室とは別に設け、静脈認証により入退室管理を行っている。 ・サーバー室への入退室の場所を限定し、監視設備として監視カメラを設置している。 ・記録媒体や紙書類は、施錠可能な場所に保管する。 ・LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月6日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「7. 特定個人情報の保管・消去」-「リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク」-「リスクに対する措置の内容」	<ul style="list-style-type: none"> ・住基情報の異動と連動しており、その処理により担保されている。 ・認定の更新の際、内容をチェックしている。 ・受給者より申請がある都度、登録内容の変更を行っている。 ・LGWAN接続端末に保存したデータについて、再申請や申請情報の訂正が発生した場合、古い情報で処理を行わないよう履歴管理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住基情報の異動と連動しており、その処理により担保されている。 ・認定の更新の際、内容をチェックしている。 ・受給者より申請がある都度、登録内容の変更を行っている。 ・LGWAN接続端末に保存したデータについて、再申請や申請情報の訂正が発生した場合、古い情報で処理を行わないよう履歴管理を行う。 	事前	
令和5年3月6日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「7. 特定個人情報の保管・消去」-「リスク3: 特定個人情報消去されずいつまでも存在するリスク」-「手順の内容」	<ul style="list-style-type: none"> ・システム上、保存期間を経過した情報を消去する仕組みとする。 ・磁気ディスクの廃棄時は、内容の消去、破壊等を行う。 ・専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 ・帳票については、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・システム上、保存期間を経過した情報を消去する仕組みとする。 ・磁気ディスクの廃棄時は、内容の消去、破壊等を行う。 ・専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 ・帳票については、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・LGWAN接続端末については、処理終了後の不要な個人番号付電子申請データの消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。 	事前	
	「Ⅰ基本情報」-「4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由」-「①事務実施上の必要性」	(追記)	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料の還付及び給付費の支給事務において、公金受取口座を利用する旨の意思表示があった場合、公金受取口座情報を取得する必要がある。 	事後	当該変更は個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため
	「Ⅰ基本情報」-「4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由」-「②実現が期待されるメリット」	(追記)	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料の還付及び給付費の支給事務において、情報提供ネットワークシステムを用いて公金受取口座情報を把握することができるようになることで、利便性が向上し、効率的に事務を行うことが可能となる。 	事後	同上
	(別添1)事務内容-「介護保険料収納に関する事務」	(追記)	⑭⑯保険料還付、⑰公金受取口座情報照会・回答の流れを追記	事後	同上
	(別添1)事務内容-「介護保険給付に関する事務」	(追記)	⑰公金受取口座情報照会・回答の流れを追記	事後	同上
	「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要」-「2. 基本情報」-「④記録される項目」-主な記録項目※	(「その他」に追加)	その他[○](公金受取口座情報)	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「2. 基本情報」-「④記録される項目」-その妥当性	(追記)	公金受取口座情報:介護給付費の支給先及び介護保険料の還付先の口座を把握するために記録	事後	同上
	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「3. 特定個人情報の入手・使用」-「①入手元」	(「行政機関・独立行政法人等」に追加)	デジタル庁	事後	同上
	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「3. 特定個人情報の入手・使用」-「③入手の時期・頻度」	<p><本人及び代理人からの申請></p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法、介護保険法施行規則で規定されている申請を受ける都度入手する。 被保険者の資格に係る届出、要介護認定の申請、介護給付費の申請等 (略) <p><情報提供ネットワークシステムにより入手></p> <ul style="list-style-type: none"> ・他市町村等から情報が必要となった都度入手する (以下略) 	<p><本人及び代理人からの申請></p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法、介護保険法施行規則で規定されている申請を受ける都度入手する。 被保険者の資格に係る届出、保険料還付の申請、要介護認定の申請、介護給付費の申請等 (略) <p><情報提供ネットワークシステムにより入手></p> <ul style="list-style-type: none"> ・他市町村等、デジタル庁から情報が必要となった都度入手する (以下略) 	事後	同上
	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「3. 特定個人情報の入手・使用」-「④入手に係る妥当性」	<p><本人及び代理人からの申請></p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法、介護保険法施行規則により、資格に係る届出、要介護認定の申請、介護給付費の申請の際に、それぞれの情報を入手する。 (以下略) 	<p><本人及び代理人からの申請></p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法、介護保険法施行規則により、資格に係る届出、保険料還付の申請、要介護認定の申請、介護給付費の申請の際に、それぞれの情報を入手する。 (以下略) 	事後	同上
	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「3. 特定個人情報の入手・使用」-「⑥使用目的※」	介護保険の資格事務、賦課事務、認定事務、給付事務を行うこと	介護保険の資格事務、賦課事務、収納事務、認定事務、給付事務を行うこと	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「3. 特定個人情報の入手・使用」-「⑧使用方法※」	<p>(略)</p> <p>3 認定に係る事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2号被保険者の医療保険資格及び保険料滞納情報を確認する事務 ・転入前の市町村から受給資格証明書情報を取得し、認定情報を継続する事務 <p>4 給付に係る事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者より高額介護サービス費等の申請及び支給に関する事務 ・保険給付費に関する返還金の調整及び請求に関する事務 ・国保連合会への受給者異動情報及び給付実績情報等の提供に関する事務 	<p>(略)</p> <p>3 収納に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料過誤納金の還付申請において公金受取口座を利用する旨の意思表示があった公金受取口座情報を確認する事務 <p>4 認定に係る事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2号被保険者の医療保険資格及び保険料滞納情報を確認する事務 ・転入前の市町村から受給資格証明書情報を取得し、認定情報を継続する事務 <p>5 給付に係る事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者より高額介護サービス費等の申請及び支給に関する事務 ・保険給付費に関する返還金の調整及び請求に関する事務 ・国保連合会への受給者異動情報及び給付実績情報等の提供に関する事務 	事後	同上
	「Ⅰ 基本情報」-「5. 個人番号の利用※」-「法令上の根拠」	番号法第9条第1項 別表第一の68の項 番号法別表第一の主務省令で定める命令第50条	番号法第9条第1項 別表100の項 番号法別表の主務省令で定める命令第50条	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の反映
	「Ⅰ 基本情報」-「6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※」-「②法令上の根拠」	<p>1 情報提供の根拠</p> <p>(1) 番号法第19条第8号 別表第二 第1項、2項、3項、4項、5項、6項、22項、26項、30項、33項、39項、42項、43項、56の2項、58項、61項、62項、80項、81項、87項、88項、90項、94項、95項、97項、109項、117項</p> <p>(2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、3条、6条、15条、19条、25条、25条の2、30条、32条、33条、43条、44条、47条、49条、55条の2</p> <p>2 情報照会の根拠</p> <p>(1) 番号法第19条第8号 別表第二 第93項、94項</p> <p>(2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、47条</p>	<p>1 情報提供の根拠</p> <p>(1) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という。)第2条の表 第2項、3項、7項、11項、15項、42項、56項、65項、69項、80項、83項、86項、87項、108項、115項、125項、128項、132項、144項、161項</p> <p>2 情報照会の根拠</p> <p>(1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第131項、132項</p>	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「3. 特定個人情報の入手・使用」-「⑤本人への明示」	(略) 本市共通システム基盤の情報連携機能による入手を行うことは番号法第9条第2項に基づく条例において、また、情報提供ネットワークシステムを通じた入手を行うことは、番号法別表第二の93、94の項にて明示されている。 (以下略)	(略) 本市共通システム基盤の情報連携機能による入手を行うことは番号法第9条第2項に基づく条例において、また、情報提供ネットワークシステムを通じた入手を行うことは、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131、132の項にて明示されている。 (以下略)	事後	同上
	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」-「提供先1」	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条に定める情報照会者(別紙1参照)	事後	同上
	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」-「提供先1」-「①法令上の根拠」	番号法第19条第8号別表第2(別紙1参照)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条	事後	同上
	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」-「提供先1」-「②提供先における用途」	番号法第19条第8号別表第2に定める各事務(別紙1参照)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条に定める各事務(別紙1参照)	事後	同上
	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」-「提供先1」-「③提供する情報」	番号法第19条第8号別表第2に定める特定個人情報(別紙1参照)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条に定める特定個人情報(別紙1参照)	事後	同上
	(別紙1)	番号法第19条第8号別表第2に定める事務	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務	事後	同上
	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「6. 情報提供ネットワークシステムとの接続」-「リスク1: 目的外の入手が行われるリスク」-「リスクに対する措置の内容」	(略) (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (以下略)	(略) (※2)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (以下略)	事後	同上
	「Ⅴ 開示請求、問合せ」-「1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」-「②請求方法」	京都市個人情報保護条例第14条、第24条又は第30条に基づき、開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書を提出する。	個人情報の保護に関する法律第76条、第90条又は第98条に基づき、開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書を提出する。	事後	法及び条例改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	「V開示請求、問合せ」-「1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」-「①請求先」	京都市総合企画局情報化推進室 情報公開コーナー 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 TEL 075-222-3215	京都市総合企画局デジタル化戦略推進室 情報公開コーナー 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 TEL 075-222-3215	事後	組織改正による修正であり、重要な変更には当たらない。
	「V開示請求、問合せ」-「1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」-「④個人情報ファイル簿の公表」-公表場所	京都市総合企画局情報化推進室 情報公開コーナー	京都市総合企画局デジタル化戦略推進室 情報公開コーナー	事後	同上
令和7年11月5日		(様式変更に対応等)	(様式変更に対応等)	事後	

(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務

提供先番号	提供先	法令上の根拠	提供先における用途	提供する特定個人情報
1	全国健康保険協会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表二の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって第四条で定めるもの
2	健康保険組合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表三の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって第五条で定めるもの
3	全国健康保険協会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表七の項	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号。以下この条及び第九条において「平成十九年法律第三十号」という。)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって第九条で定めるもの
4	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表十一の項	児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第十三条で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって第十三条で定めるもの
5	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表十五の項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって第十七条で定めるもの
6	都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表四十二の項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって第四十四条で定めるもの
7	日本私立学校振興・共済事業団	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表五十六の項	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって第五十八条で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって第五十八条で定めるもの
8	国家公務員共済組合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表六十五の項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって第六十七条で定めるもの
9	市町村長又は国民健康保険組合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表六十九の項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって第七十一条で定めるもの
10	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表八十の項	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって第八十二条で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって第八十二条で定めるもの
11	地方公務員共済組合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表八十三の項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって第八十五条で定めるもの
12	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表八十六の項	老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号)による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって第八十八条で定めるもの
13	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表八十七の項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって第八十九条で定めるもの
14	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表百八の項	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第一百条で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって第一百条で定めるもの
15	後期高齢者医療広域連合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表百十五の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第一百七十七条で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって第一百七十七条で定めるもの
16	都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表百二十五の項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第二百二十七条で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって第二百二十七条で定めるもの
17	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表百二十八の項	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第三百十条で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって第三百十条で定めるもの

18	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表百三十二の項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって第百三十四条で定めるもの
19	都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表百四十四の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって第百四十六条で定めるもの
20	都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表百六十一の項	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。以下「昭和二十九年社発第三百八十二号通知」という。)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第百六十三条で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって第百六十三条で定めるもの